

地域における住民の防災意識の向上
(災害教訓の伝承) に関する調査

結 果 報 告 書

令和 6 年 8 月

総務省行政評価局

前書き

我が国は、地理・地形・気象等の自然的条件から、多くの自然災害を繰り返し経験してきた。近年は、気象災害が激甚化・頻発化し、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和4年8月の大雨など、毎年のように被害が発生している。また、今後、南海トラフ地震、首都直下地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった大規模地震が発生することも危惧されている。

行政は、自然災害に対し、これまでも施設整備によるハード面での対策を進めるとともに、避難情報や防災気象情報の改善、市町村の防災体制の整備等ソフト面での対策の充実を図ってきている。行政には、このような防災対策の充実の努力が引き続き求められるが、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられるとされている。このため、住民一人ひとりが自然災害を「自分事」として捉え、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築すること、また、災害時には住民が主体的な避難行動をとれるよう支援することが重要であるとされ、国及び地方公共団体では、防災意識の向上を図るための様々な取組を行っている。

本調査実施前の情報収集では、住民の過去の自然災害の記憶や災害教訓等が年々風化している、住民の災害教訓の伝承活動が行われなくなっているとの指摘があり、また、市町村による住民の防災意識の向上を図る取組のうち、住民の災害教訓の伝承活動への支援や、自然災害伝承碑¹に係る取組に課題がある状況がうかがわれた。

この「災害教訓の伝承」は、東日本大震災の教訓を今後にいかすため、平成24年に改正された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することが追加されたものである。

本調査は、防災意識の向上を図る様々な取組の中から、災害教訓の伝承について、i）市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援及びii）災害教訓の伝承活動に活用できる自然災害伝承碑に係る取組を取り上げ、市町村において災害教訓の伝承の意義が改めて認識され、住民による災害教訓の伝承活動への支援や自然災害伝承碑に係る取組が広く行われるための国の方策の検討に資することを目的として実施したものである。

本調査の途上で、令和6年1月1日に石川県能登地方を震源とするマグニチュード

¹ 国土地理院は、過去の自然災害の教訓を地域住民に分かりやすく伝えることで、教訓を踏まえた的確な防災行動につなげ、自然災害による被害を軽減することを目的に「過去に発生した自然災害（中略）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメント（中略）で、過去に発生した自然災害に関する発生年月日、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、教訓が記載されたもの」を自然災害伝承碑と位置付け、令和元年度から、市町村の申請に基づき、地理院地図等に自然災害伝承碑を掲載する取組を行っている（第2の2(2)イ参照）。

7.6（暫定値）、最大震度7の地震が発生し、大きな被害が発生した。現在、国は地元の地方公共団体と緊密に連携して、被災地・被災者に寄り添いながら復旧・復興に取り組んでいる。

これまでに当局が収集した各種情報によれば、令和6年能登半島地震では、地元の災害教訓だけではなく、東日本大震災等の災害教訓がいかされ避難行動に結び付いた地区があったとされる。

本報告書では、上記地区の詳細について言及はしていないが、このような災害教訓の他地域への横展開も重要であると考えられる。他地域の災害教訓を含む災害教訓の伝承によって、より多くの住民が防災意識を高め、より多くの地域で防災訓練などの災害への備えにつながることを切に願うものである。

目 次

第1 調査の目的等

1 目的	1
2 対象機関	1
(1) 調査対象機関	1
(2) 関連調査等対象機関	1
3 担当部局	1
4 実施時期	1

第2 調査結果

1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性	2
(1) 制度概要等	2
(2) 災害教訓の伝承活動の意義・重要性	3
2 行政機関による災害教訓の伝承活動への支援状況	9
(1) 制度概要	9
(2) 国による災害教訓の伝承活動への支援状況	9
ア 内閣府による災害教訓の伝承活動への支援状況	9
イ 国土地理院による自然災害伝承碑に係る取組状況	10
(3) 市町村による災害教訓の伝承活動への支援状況	11
ア 市町村による災害教訓の伝承活動への支援状況	11
イ 市町村による自然災害伝承碑に係る取組状況	16
(4) 2地区における住民アンケート結果	22
3 まとめ	31

資料編	33
資料 1-1 市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援例	34
資料 1-2 市町村による自然災害伝承碑を活用した支援例	65
資料 2 2地区における住民アンケート調査の結果	95

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、市町村において災害教訓の伝承の意義が改めて認識され、住民による災害教訓の伝承活動への支援や自然災害伝承碑に係る取組が広く行われるための国の方策の検討に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、文部科学省、国土交通省（国土地理院等）

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（16）、市町村（68）、民間団体等（4）

これらに加え、5市町村に対して、一部の項目についての調査を実施した。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（東北、中部、近畿、中国四国、九州）

神奈川行政評価事務所

4 実施時期

令和4年8月～6年8月

第2 調査結果

1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性

(1) 制度概要等

我が国は、地理・地形・気象等の自然的条件から、多くの自然災害を繰り返し経験してきた。近年は、気象災害が激甚化・頻発化し、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和4年8月の大雨など、毎年のように被害が発生している。また、今後、南海トラフ地震、首都直下地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった大規模地震が発生することも危惧されている。

特に、平成23年3月の東日本大震災は、甚大な被害をもたらした。

政府は、東日本大震災への対応を検証し、東日本大震災の教訓の総括を行うとともに、発生が危惧される大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るため、平成23年10月に中央防災会議の専門調査会として防災対策推進検討会議を設置し、同会議は、24年3月に中間報告を取りまとめた。

中間報告では、東日本大震災から学ぶべき教訓や課題について述べる中で、「「此処より下に家を建てるな」などが刻まれた石碑の教訓を守り高台に住んでいた住民は助かった事例や、日頃からの防災教育に基づき中学生が小学生の避難を助け、また、中学生等の避難行動がきっかけとなって周囲の住民も避難し、被害を最小限に抑えた事例もあった。一方、過去の災害の教訓が時間の経過とともに忘れ去られ、多くの方が犠牲になった地区もあった」とされている。そして、今後の災害対応の方向性として、被災体験の検証から得られた教訓を様々な組織で幅広く次世代に確実に受け継ぐべきなどとされた。

これらを踏まえ、平成24年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、住民は、「過去の災害から得られた教訓の伝承（中略）により防災に寄与するように努めなければならない」（第7条第3項）とされるとともに、国及び地方公共団体が、「災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に（中略）実施に努めなければならない」事項として、住民の災害教訓の伝承活動を支援すること（第8条第2項第13号）が追加された。

この改正を受けた内閣府及び消防庁連名の施行通知²では、住民の責務に災害教訓の伝承が追加されたことについて、「災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図るため」とされている。

また、防災基本計画（令和6年6月修正）では、「住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする」とされている。

² 「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成24年6月27日付け府政防第724号・消防災第234号）

(2) 災害教訓の伝承活動の意義・重要性

(住民の災害教訓の伝承活動が主体的な避難行動に結び付いた近年の事例)

平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正により、災害教訓の伝承に係る規定が追加されてから 10 年以上が経過していることや、以前は慰霊祭等で年長者から被災経験を聴く機会があったが、そのような住民による災害教訓の伝承活動は、高齢化や負担感等から行われなくなる地区が増えているとの意見が市町村等から聴かれたことなどから、今回、災害教訓の伝承活動の意義・重要性を再確認するため、近年、自然災害に見舞われた地区の住民から避難行動等について聴取した。その結果、表 1 のとおり、甚大な災害が発生したものの、災害教訓やその伝承活動が住民の主体的な避難行動に結び付き、犠牲者が出なかった事例の詳細を把握し、改めて災害教訓の伝承は、住民の防災意識を向上させ、主体的な防災行動につながり得る重要なものであることが確認できた。

表 1 災害教訓やその伝承活動が災害時に主体的な避難行動に結び付き、犠牲者が出なかった事例

1	新潟県村上市の小岩内地区では、令和 4 年 8 月 3 日から大雨が降り、同日 21 時頃に市から避難指示が発令されたことを受け、自主防災組織の役員や消防団は、自主的に危険区域の全世帯の避難を決定し、各戸を訪問し避難を呼び掛けた。指定緊急避難場所である小学校までの道路が土砂崩れで通行不能になっていたため、避難先は同地区内の公会堂としたが、その後も雨の降り方は尋常なものではなかった。自主防災組織の会長（区長）は、羽越水害（注）の教訓により、このような雨の降り方は土砂災害等が発生するおそれがあると感じたため、このまま公会堂においては危険と判断し、同日 22 時頃に 150m ほど離れた高台への再避難を決定した。再避難の際には、住民が高齢者等の避難を支援した。その後、土石流が同地区を襲い、一時避難していた公会堂にも土砂や流木等が押し寄せた。全壊が 6 棟、大規模半壊が 3 棟などの被害があったものの、再避難は完了していたため、死者・行方不明者は一人も出なかった。 また、住民の再避難を可能にした背景として、同地区では、羽越水害について、家庭内で世代を超えて教訓が伝承されていることに加え、住民が集う公会堂に当時の写真を展示することなどにより、羽越水害を経験していない者を含む地区住民全員に羽越水害の記憶が共有されていたことを挙げている。このため、再避難の際にも、躊躇^{ちゅうちよ}する住民はおらず、すぐに高台に避難し、高台に住む住民も快く受け入れた。 （注）昭和 42 年 8 月 28 日から 29 日にかけて、記録的な集中豪雨が襲い、荒川流域の各所	 ▲ 令和 4 年 8 月 3 日からの大雨時の小岩内地区の様子（村上市提供）
---	---	---

	で堤防が決壊、土石流、崖崩れ等を引き起こした。
2	新潟県岩船郡関川村の高田集落では、令和4年8月3日から大雨が降り、自主防災組織の役員や消防団は、同日の夕刻以降、集落内の河川の状況等を確認していた。自主防災組織の役員は、避難のタイミングがこれ以上遅くなると寝てしまう住民が出てくるとも危惧し、村役場からの避難指示を待たずに、同日21時には要支援者の避難を、同日21時半には全住民の避難を決定した。消防団と協力し、各戸への電話連絡や戸別訪問により避難を呼び掛けた結果、太田沢川及び前川の^{いっすい}洪水による内水氾濫が発生し、75世帯中73世帯の家屋が床上浸水するなどの被害があったものの、死者・行方不明者は一人も出なかった。 自主防災組織の役員は、30分後には雨がやむという予報が繰り返され、避難の判断が難しかったとしつつも、羽越水害（注1）の教訓から、雨の勢いや河川の水位の上昇などで被害の発生を具体的にイメージすることができたため、村役場からの避難指示を待たずに自主的な避難を決定した。 また、同役員は、住民の迅速な避難を可能にした背景として、羽越水害について、家庭内で世代を超えて教訓が伝承されていることに加え、i）羽越水害の惨事を忘れることなく次世代に引き継ぐことを目的として、毎年8月に「大したもん^{たい}蛇^{じゃ}まつり」（注2）を開催することなどにより、同地区の住民は災害を「自分事」として捉えていること、ii）災害時の住民の連絡網や、水害時の役員向け・住民向けマニュアルの作成を行っていること、iii）マニュアルの実効性を確保するための防災訓練を定期的に実施していることを挙げている。 なお、令和4年8月3日から大雨を受け、対応上の課題・教訓を洗い出し、更なる将来の災害への備えを行っていく予定となっている。 （注1）昭和42年8月28日の朝から降り続いた雨により、同日夕刻以降、村内の堤防が次々と決壊し、大量の泥水が関川村を襲い、死者・行方不明者34人、流出・全壊家屋371棟などの被害が発生した。 （注2）「えちごせきかわ大したもん蛇まつり」は、「大里峠」伝説（川をせき止めようとする大蛇から村を守る民話）と羽越水害の教訓の伝承をテーマにした祭り。羽越水害が発生した8月28日を示す長さ82.8mの竹とわらで作った大蛇を住民が担いで村内を練り歩く。 ▲ 令和4年8月3日から大雨時の高田集落の様子（関川村提供） ▲ 大したもん蛇まつりの様子（関川村提供）

3	和歌山県田辺市の龍神村三ツ又地区は、過去に大雨による土砂災害が多い地区である。同地区の住民の一人は、幼い頃から頻繁に「家の裏の湧き水が濁ったら家にはいるな」という教訓を親から教えられており、一時的に避難するための安全な場所を確認したり、必要な物をすぐに持ち出せるように用意したりするなど、災害に対する平時の備えを行っていた。 平成 23 年 9 月の台風第 12 号は記録的な豪雨であり、同地区でも数日間にわたり雨が続けていた。夜、余りに雨が激しいため、同住民が外の様子を見に行ったところ、いつもは透き通っている家の裏の湧き水が茶色く濁っていることを確認した。その時点では、市から避難指示は出ていなかったものの、同住民は、親から教えられた教訓に従いすぐに避難することに決め、近くの住民にも声を掛けて、あらかじめ決めていた一時避難場所に避難した。逃げた住民たちの家屋は、その夜のうちに土砂災害に巻き込まれ全壊した。 裏山の湧き水の濁りを確認して避難を決断した同住民は、「親が伝えてくれた教訓により、常に危機意識を持っており、大雨や台風の情報をよく聞いて、自分なりに判断した」、「危機意識を持つかどうかで、助かるかそうでないかということはあると思う」としている。 なお、上記の経験について、同住民が市内で開催された防災学習等の場で講演したり、和歌山県が制作した「未来へつなぐ教訓」（DVD）で紹介されたりするなど、新たな教訓として次世代等に伝承されている。	 ▲ 土砂災害時の三ツ又地区の様子 (田辺市提供)
---	--	--

(注) 当省の調査結果による。

また、令和 6 年能登半島地震では、地元の災害教訓だけではなく、東日本大震災等の教訓から避難訓練を続けてきたことで、住民が迅速に高台への避難を行い、津波による犠牲者が出なかった地区があるとされている。

(世代を超えて災害教訓を伝承している事例)

災害教訓は、世代を超えて伝承されることが重要であるところ、表 2 のとおり、昭和 8 年 3 月の昭和三陸津波の教訓について、今日まで石碑の前での慰霊祭等により伝承している事例がみられた。住民は、このような災害教訓の伝承活動により、東日本大震災でも犠牲者が出なかったとし、世代を超えて住民の防災意識の維持や向上に結び付いているとしている。

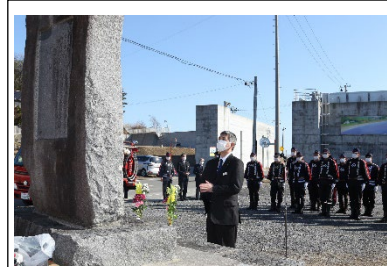
同事例及び表 3 の事例では、個々の住民が過去の自然災害の惨禍を伝える石碑の存在や刻まれた内容を知ることにとどまらず、当該石碑をきっかけとして、災害を

「自分事」として捉え、更なる防災意識の向上に結び付くような活動が行われている。

表 2 世代を超えて災害教訓を伝承している事例

岩手県洋野町の八木地区は、明治 29 年の明治三陸津波、昭和 8 年の昭和三陸津波など繰り返し津波被害を経験してきた。

同地区では、昭和三陸津波について家庭内で親から子や孫に語り継がれてきたことに加え、同津波の翌年から、同津波の惨禍を伝える石碑（注 1）の前で、二度と津波による犠牲者を出さないために毎年慰霊祭（注 2）を行い、同津波の教訓を受け継いできた。また、毎年 9 月に洋野町全体で防災訓練も実施してきた。このため、同地区の住民は、昭和三陸津波の被害や教訓を知っており、「地震が来たら高台に逃げる」という心構えを持っている。



▲慰霊祭の様子（洋野町提供）

東日本大震災では、3 月 11 日の 15 時 30 分頃、同地区にも津波が押し寄せたが、「地震が来たら高台に逃げる」との教訓を守ったことで、当時、防潮堤がなかったにもかかわらず、死者・行方不明者は一人も出なかった。また、自主防災組織や消防団が、同教訓により、高台から海岸近くに戻らないように道路の通行を規制したことも効果があったとしている。

東日本大震災では、3 月 11 日の 15 時 30 分頃、同地区にも津波が押し寄せたが、「地震が来たら高台に逃げる」との教訓を守ったことで、当時、防潮堤がなかったにもかかわらず、死者・行方不明者は一人も出なかった。また、自主防災組織や消防団が、同教訓により、高台から海岸近くに戻らないように道路の通行を規制したことも効果があったとしている。

同地区の自主防災組織の会長は、同地区では、明治三陸津波で大きな被害があったが、その後、港や鉄道の整備が進んだこともあり、明治三陸津波を知らない住民が増え、昭和三陸津波では大きな被害を受けたと考えている。そのような背景もあり、昭和三陸津波の教訓については、慰霊祭等で大切に受け継ぎ、東日本大震災での迅速な避難行動につなげ、犠牲者を一人も出さなかった。

同地区では、東日本大震災の教訓を伝承するため、以下の活動を行っており、同地区の防災意識の維持や向上を図っている。

- ・ 自主防災組織の会長は、小学校からの依頼を受け、平成 26 年から、毎年 6 月に、小学 4 年生を対象とした津波に関する授業を行っている。授業では、洋野町における東日本大震災の津波による被害の映像を流した後に、防潮堤は避難の時間を稼ぐためのものであり、すぐに高いところに逃げるよう教えている。また、同授業で、過去の津波による被害を踏まえた防災マップ作りも行っている。



▲津波に関する授業の様子（洋野町提供）

- ・ 東日本大震災の際には、海拔 12m の場所まで浸水したことから、地区の防災マップに、避難する場所の目安として海拔 12m、20m を示すラインを記載している。

- ・ 昭和三陸津波の惨禍を伝える石碑の前で行われてきた慰霊祭は、コロナ禍でも感染予防対策を行った上で、中断することなく実施している。同石碑は、東日本大震災後に防潮堤を整備する際に移設する必要が生じたが、移設に当たっては、津波について常に意識してもらうために、住民がふだんから目にすることができる生活道路の交差点付近に移設した。

(注1) 昭和三陸津波の惨禍を伝える石碑には、「想^{おも}へ惨禍の三月三日」と刻まれ、八木地区の犠牲者数(91人)及び流出家屋数(37戸)が記されている。

(注2) 慰霊祭には、洋野町の町長、副町長なども出席している。少なくとも年に1回は、津波のことを考えるきっかけになっており、近年、八木地区以外でも慰霊祭が開催されるようになるなど、他地区にも波及している。

(注) 当省の調査結果による。

また、表3のとおり、大正12年9月の関東大震災の慰霊碑が自然災害伝承碑として地理院地図等に掲載されたことなどを契機に、学校等で同震災の教訓を紹介したり、高校生等と漫画を制作したりするなど、新たに同震災の教訓を次世代に伝承する活動が始まった事例がみられ、これらの活動は住民の防災意識の向上に結び付いているとしている。

表3 自然災害伝承碑が地理院地図等に掲載されたことなどを契機に、新たに次世代に災害教訓を伝承する活動が始まった事例

神奈川県相模原市の緑区鳥屋地区では、大正12年9月の関東大震災で、山の斜面が崩れ落ちる山津波が発生し、死者16人、埋没棟数9戸の被害を受けた。震災後、土砂が堆積してできた小高い山は「地震峠」と呼ばれるようになり、その地に慰霊碑や地藏尊が建てられ、遺族やその親戚等によって守られてきた。

同地区では、令和3年12月に慰霊碑が自然災害伝承碑として地理院地図等に掲載されたことなどが契機となり、翌4年4月に住民の有志により「地震峠」を守る会が設立された。同会は、慰霊碑周辺の清掃活動、老朽化した説明板の改修、自然災害伝承碑として認定されたことを示す標柱の設置(注)のほか、地区の文化祭や学校等で関東大震災の教訓を紹介したり、高校生等と協力して地震峠を題材にした漫画を制作したりするなど、同地区の被害や教訓を次世代に伝える活動を行っている。

同会は、「祖父母などから当時の話を聴いて育ってきた住民がいる一方で、地震峠のことを知らない住民もいた」、「活動が報道に取り上げられるなど新たな伝承につながっている」としており、これらの取組により、多くの住民に同地区の被害や教訓が知られるなど、住民の防災意識の向上が図られたとしている。



▲ 標柱
(当省撮影)

▲ 慰霊碑
(当省撮影)

また、自治会長等で構成される鳥屋地域振興協議会では、鳥屋地区の被災者の体験談などが記録された「よみがえる 89 年前の記憶」の映画制作者に承諾をとり、各自治会、小・中学校、希望する住民などに DVD を作成して配布したほか、上記の文化祭等でも上映している。同協議会は、視聴した住民から「関東大震災により甚大な被害を受けた場所であることを知らなかった」との意見が多く、「非常に勉強になった」との意見も聴かれたとしている。

「地震峠」を守る会及び鳥屋地域振興協議会は、災害教訓を伝承する意義について、住民一人ひとりが災害発生当時の状況を現在の状況に照らして思いをはせ、日常生活の中で災害との関わりや災害に対する備えなどを考える機会になると考えている。

(注) 説明板の改修及び標柱の設置に当たって、相模原市地域活性化事業交付金や、鳥屋地域振興協議会の助成金が活用された。

(注) 当省の調査結果による。

以上のとおり、災害教訓の伝承は、住民の防災意識の向上、住民の主体的な防災行動につながり得るものであり、多くの地域で、住民の災害教訓の伝承活動が行われることが重要であると考えられる。

2 行政機関による災害教訓の伝承活動への支援状況

(1) 制度概要

災害対策基本法では、住民は、「過去の災害から得られた教訓の伝承（中略）により防災に寄与するように努めなければならない」とされ、災害教訓の伝承は住民の責務とされている。また、国及び地方公共団体が、「災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に（中略）実施に努めなければならない」事項の一つとして、住民の災害教訓の伝承活動を支援することが定められている。

(2) 国による災害教訓の伝承活動への支援状況

本調査実施前の情報収集では、市町村による防災意識の向上を図るための様々な取組のうち、災害教訓の伝承に関し、i) 住民の災害教訓の伝承活動への支援や、ii) 自然災害伝承碑に係る取組について、これらが行われていない市町村があるなど課題がある状況がうかがわれた。

上記 i) に関する課題に対しては、国として災害教訓の伝承の重要性についての啓発等の対応が必要と考えられたため、住民の災害教訓の伝承活動への支援は各府省により行われているところ、その中心的役割を担うと考えられる内閣府の取組について整理した（防災基本計画では、「住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする」とされている。また、内閣府は、防災に関する基本的な政策に関する事項を所掌している。）。

また、上記 ii) に関する課題に対しては、自然災害伝承碑に係る取組を推進している国土地理院の対応が必要と考えられたため、国土地理院の取組について整理した。

ア 内閣府による災害教訓の伝承活動への支援状況

内閣府防災業務計画（令和5年5月修正）では、内閣府の役割について「総合的な防災対策の確立並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策にわたる諸施策の総合的かつ円滑な推進を図る」とされるとともに、国民の自主的な防災活動等の推進に向けた取組の一つとして、「住民による災害教訓の伝承を促進するとともに、関係省庁及び地方公共団体と協力し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取組を促進する」とされている。

内閣府は、住民の災害教訓の伝承活動への支援として、主に以下の取組を行っている。

- i) より多くの国民に向け、災害遺構³等に関する普及啓発を促進し、地域の災害に対する認識を高めることによって、防災力の向上を図ることを目的に、内閣府のウェブサイトで、各地域の災害遺構等の例や活用の取組例を公開している。
また、被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として設置された「災害教訓の継承に関する専門調査会」による、過去に発生した大規模災害の情報やその教訓等を災害の種類ごとに取りまとめた報告書を掲載している。
- ii) 国民全体の防災意識を向上させることを目的に、毎年、防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）を防災推進協議会及び防災推進国民会議と協力して開催している。同大会では、行政、公益団体、学术界、民間企業、NPO 等の様々な団体が日頃から行っている災害教訓の伝承活動を含む防災活動を発表している。
- iii) より多くの国民に対して防災知識の普及啓発を図ることを目的に発刊している広報誌「ぼうさい」に、国、地方公共団体、企業、NPO、地域社会などの防災の取組状況や最新情報、過去の大規模災害の教訓等について掲載している。

イ 国土地理院による自然災害伝承碑に係る取組状況

国土地理院防災業務計画（令和 6 年 4 月修正）では、「国土地理院が収集又は保有する地殻変動情報及び電子国土基本図並びに（中略）自然災害伝承碑その他の災害リスクを示す地理空間情報（以下「防災地理情報」という。）の有用性と活用方法を会議、講演会及び業務を通じてわかりやすく説明し、適切な形態による提供を通じて活用を促すものとする」とされている。

国土地理院は、過去の自然災害の教訓を地域住民に分かりやすく伝えることで、教訓を踏まえた的確な防災行動につなげ、自然災害による被害を軽減することを目的に、令和元年に「自然災害伝承碑」の地図記号を定め、市町村の申請に基づき、ウェブ地図「地理院地図」や紙地図「2 万 5 千分の 1 地形図」に自然災害伝承碑を掲載する取組を行っている。このうち、ウェブ地図「地理院地図」では、自然災害伝承碑の地図記号のアイコンを選択すると、自然災害伝承碑の写真のほか、碑名、災害名、伝承内容等が表示され、令和 6 年 7 月 25 日現在、全国 625 市町村 2, 149 基の情報が掲載されている。

³ 過去に災害で被害にあった人たちが、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された（保存活動が行われてきた）構築物、自然物、記録、活動、情報等を指す。

(3) 市町村による災害教訓の伝承活動への支援状況

災害教訓の伝承は、上記 1 (2) のとおり、住民の防災意識を向上させ、主体的な防災行動につながり得る重要なものであり、以前は慰霊祭等で年長者から被災経験を聴く機会があったが、そのような住民による災害教訓の伝承活動は、高齢化や負担感等から行われなくなる地区が増えているとの意見が市町村等から聴かれるなど、地区によって住民の災害教訓の伝承活動の程度には差があるものと考えられる。

本項目では、災害対策基本法上、住民の災害教訓の伝承活動への支援に努めることとされている国及び地方公共団体のうち、住民による災害教訓の個々の伝承活動への支援を行う市町村に着目し、その支援状況や課題を整理した。

本調査実施前の情報収集では、市町村による支援例を提供してほしいとの国への要望が市町村から聴かれた。市町村が住民や各コミュニティに提供すべき支援や情報は、全国共通のものではなく、それぞれの地域特性を踏まえることが必要である。このため、市町村による様々な支援例を把握することを主眼として調査を実施することとし、過去に大きな自然災害が発生した地域を選定した上で、市町村のウェブサイト掲載情報等を基に災害教訓の伝承活動への支援を行っていると考えられた市町村を中心に 68 市町村を調査対象とした。

ア 市町村による災害教訓の伝承活動への支援状況

(市町村の支援状況)

調査対象の 68 市町村における令和 3 年 4 月以降の住民の災害教訓の伝承活動への支援状況を聴取したところ、支援を行っているのは 56 市町村であり、支援を行っていないとする市町村もみられた。

支援を行っている市町村の支援内容は、表 4 のとおり、多岐にわたっている。

今回把握した支援内容の多くは、住民の個々の災害教訓の伝承活動に対する直接的な支援というより、市町村自ら過去の災害情報やその教訓を示すことで、住民の防災意識の向上を図るとともに、新たに住民の災害教訓の伝承活動が行われることを企図するものとなっている。

表 4 市町村による災害教訓の伝承活動への支援例

支援方法	具体例
災害教訓を伝承する慰霊行事等の実施	毎年 1 月 17 日に、平成 7 年の阪神・淡路大震災の犠牲者の追悼行事を開催（兵庫県神戸市）
ウェブサイトで災害教訓等の公開	市のウェブサイトで、過去の水害教訓を伝える石碑を紹介（広島県広島市）
過去の災害情報のデジタルアーカイブ化	東日本大震災の被災状況等の写真、文書等をデータベース化・公開（岩手県大槌町）
過去の災害情報や教訓を伝	地震に関する知識や濃尾地震（明治 24 年）の

える施設の整備・運営	教訓等を学習できる施設を運営（岐阜県本巣市）
公共施設等で、過去の災害情報や教訓について展示	歴史博物館で、過去の水害や地震等のパネルや実物資料等を展示（鳥取県鳥取市）
過去の災害情報や教訓を取りまとめた記録誌の作成	東日本大震災の被災状況等を記録した冊子を作成し、ウェブサイトで公開（宮城県女川町）
過去の災害教訓等を伝える石碑、遺構等の保存・公開	東日本大震災で大きな被害を受けた小学校を震災遺構として保存・整備（宮城県石巻市）
過去の災害発生日に合わせた防災イベントの開催	毎年、安政南海地震（安政元年（1854 年））が発生した日（世界津波の日）に津浪祭や町内一斉の防災訓練を実施（和歌山県広川町）
住民・団体への防災講座で、災害教訓を説明	市民向けや学校等での出前講座で、被害が大きかった昭和 57 年台風第 18 号や、他地域で発生した大規模災害の教訓を説明（静岡県島田市）
災害教訓を取り入れた防災教育の実施	小学校の防災教育の中で、津波の教訓を伝える石碑のある寺を訪問し、地元住民から話を聴取（大分県佐伯市）
災害教訓を取り入れたハザードマップの作成・配布	ハザードマップに、過去の台風による浸水実績や浸水した様子の写真を掲載（三重県伊勢市）
災害教訓を取り入れた広報誌等による防災に係る普及啓発	広報誌に、過去の被害状況を示す自然災害伝承碑の情報を掲載（群馬県千代田町）
災害教訓を取り入れた住民主体の活動への支援	住民が防災マップに過去の被害場所や前兆現象を書き込む活動を支援（群馬県前橋市）
災害教訓を取り入れた他分野（観光等）の取組	関東大震災など災害に関する石碑等を巡るまち歩きイベントを実施（神奈川県平塚市）

（注）当省の調査結果による。

（支援を行う上での課題）

市町村では、災害教訓の伝承活動への支援を、主に防災を担当する部局が担っているが、近年、指定緊急避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成など、防災に係る業務量は増えている。

このような中、支援を行っていないとする市町村がみられ、この理由として、災害教訓の伝承の意義・重要性を理解しつつも、新たな取組として、どのように住民の災害教訓の伝承活動への支援を行えばよいか分からないことが挙げられた。また、支援を行っている市町村においても、更なる支援を行うには同様の課題がみられた。

これらの市町村の多くから、他市町村の支援例に関する情報提供があれば、そ

れを参考として、地域特性を踏まえた支援内容の検討も可能となるなどとして、他市町村の支援例の提供を望む意見が聴かれた。

一方、住民の災害教訓の伝承活動を意識した支援を行っている市町村の中には、表5のとおり、新たな取組として災害教訓の伝承活動への支援を行うのではなく、①住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れているものや、②住民主体の活動に災害教訓を取り入れているもののほか、③住民団体の協力を得て支援を実施しているものなど、支援内容を検討しようとする市町村の参考となり得る支援例がみられた。

表5 市町村の参考となり得る支援例

① 住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	
1	（防災教育に災害教訓を取り入れている例） 宮城県石巻市は、児童生徒が東日本大震災からの復興や防災に関心を持ち続けるとともに、地域の良さを再発見するため、市内の小・中学校における防災教育の中で、「復興・防災マップ」を作成する取組を推進している。 この取組では、児童生徒自らが過去の津波により被害を受けた場所や指定緊急避難場所を訪れたり、住民から東日本大震災当時の状況等を聴取したりして、それらの情報を基に復興・防災マップを作成している。作成したマップについては、児童生徒が家族や住民に発表している学校もある。 同市は、復興・防災マップの成果を発信することで、児童生徒だけでなく、家族、住民等にも災害教訓が伝承されることになるとしている。
2	（ハザードマップに災害教訓を取り入れている例） 三重県伊勢市は、大きな被害があった平成29年台風第21号の教訓を伝承するとともに、住民に災害リスクを実感してもらうため、住民からの聴き取り調査等により、同台風の浸水実績図を作成した。これを洪水等の被害想定区域や指定緊急避難場所等が掲載された住民向けの「伊勢市防災マップ」に、浸水時の写真とともに掲載し、配布している。 同市は、住民が居住地区の災害リスクをよりイメージすることができ、同マップを見た住民が家族等に災害教訓として共有するとともに、同台風以降に転入し、同台風を経験していない住民に伝承されることになるとしている。
② 住民主体の活動に災害教訓を取り入れている例	
3	群馬県は、各地区において住民懇談会を開催し、自主避難計画の作成の支援を、県内市町村と連携して行っている。住民懇談会では、自主避難計画の作成に当たり、住民同士で過去に土砂災害が発生した場所や避難開始の目安

	となる災害の前兆現象などを話し合い、それらを落とし込んだ防災マップを作成したり、作成した防災マップを踏まえ、上記の避難開始の目安となる現象を発見したら、取り決めた連絡体制に基づき自治会役員などに報告するとともに、すぐに避難するといった、自主避難ルールを策定したりしている。 同県は、住民懇談会により地区の災害教訓が住民間で共有されることに加え、自主避難計画を踏まえた防災訓練が行われることによって、住民懇談会に参加しなかった住民にも災害教訓が共有されるとしている。
4	奈良県は、大規模な土砂災害が何度も発生しており、平成 23 年の紀伊半島大水害でも甚大な被害を受けたことから、行政の防災対策に加え、住民による土砂災害の被害防止に向けた活動が必要と考え、県内市町村と連携して支援を行っている。具体的には、過去の土砂災害の発生場所等の危険箇所のほか、適切な避難ルートや避難先の情報について、住民同士で意見交換し、住民が作成する防災マップにそれらの情報を記載するワークショップへの支援を行っている。同県は、ワークショップが活発に行われるよう、各地域の災害特性などの情報提供や資料準備、司会進行等の支援を行っており、平成 26 年度から令和 3 年度までに県内 12 市町村 31 地区で防災マップが作成され、住民の防災訓練に活用されている。 同県は、ワークショップにより地区の災害教訓が参加者に共有されるとともに、防災マップを活用した防災訓練によりワークショップに参加しなかった住民にも災害教訓が共有されることが期待できるとしている。
③ 住民団体の協力を得て支援を実施している例	
5	神奈川県平塚市は、住民の防災意識の向上を図るため、防災イベントのノウハウを有する住民団体の協力を得て、市内に所在する関東大震災などの災害教訓を伝承する自然災害伝承碑や遺構等の災害関連施設を巡る、ガイドツアー型のまち歩きイベント「防災さんぽ」を実施している。 同市は、市の魅力を再発見するという観光的な要素を持つイベントを開催するためのノウハウがなかったことから、以前から「防災まち歩き」を行っている住民団体に案内や解説を依頼した。 同市は、観光的な要素を取り入れたことにより、防災に特化したイベントにはふだん参加しないような年齢層の住民にも参加してもらうことができ、災害教訓の伝承につながったとしている。
④ 他分野の取組に災害教訓を取り入れている例	
6	鳥取県鳥取市は、住民が気軽に文化財に触れ、生涯にわたり愛護精神や郷土愛を培いながら、鳥取の歴史や文化を体系的に学ぶことができる歴史博物館において、昭和 18 年の鳥取地震や大正 7 年の洪水などによる被害が解説されたパネルや当時の被害の様子の写真のほか、過去の洪水の浸水深を示すプレートなどの実物資料を展示している。当該プレートを実際の浸水の高さ

	に設置するなど、過去の災害による被害状況を体験できるよう意識した展示にするとともに、学芸員による解説や住民向けの講座なども行っている。 同市は、歴史博物館を訪れた住民が災害教訓を学び、また、その住民が家族等に伝えることにもつながっているとしている。
--	--

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表に掲載していないものを含む支援例の詳細は、資料編の資料1-1参照

上記のほか、表 6 のとおり、約 170 年前の地震による津波の教訓を活用した防災教育を行うなど、町全体で世代を超えた伝承を行っている例がみられた。

表 6 約 170 年前の地震による津波の教訓を活用した防災教育を行うなど、町全体で世代を超えた伝承を行っている例

和歌山県広川町は、安政南海地震（安政元年（1854 年））による津波から多くの住民の命を救った濱口 梧陵（注）の偉業や精神を教訓として活用する防災教育を進めており、児童生徒を対象に、同地震において濱口梧陵が避難を呼び掛けた廣八幡宮への避難訓練を行ったり、当該教訓を伝承する「津浪祭」への参加を呼び掛けたりしている。児童生徒からは、「地震が起こったときには、周りに声を掛けて避難したい」、「津波が起こったときにどうするか家族と話し合いたい」などの意見が聴かれるなど、児童生徒の防災意識の向上につながっており、実際に大きな揺れが起きた際には、教室にいた児童生徒が反射的に机の下に隠れ、その後廣八幡宮に向けて避難するなど、迅速な対応がとられている。

（注）濱口梧陵は、安政南海地震で津波が村を襲った際、稲むら（刈り取った稲わらを屋外に積み重ねたもの）に火をつけて村人を高台の廣八幡宮に誘導したと伝わる人物。また、後の津波から村を守るために私財を投じて堤防（広村堤防）を築いた。昭和 21 年の昭和南海地震では、高さ 4m の津波が襲ったが、居住地区の大部分は堤防によって守られ、被害は最小限に抑えられた。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 支援例の詳細は、資料編の資料 1-1 参照

イ 市町村による自然災害伝承碑に係る取組状況

今回、地理院地図等への自然災害伝承碑の掲載を促進する観点から、68 市町村における地理院地図等への掲載申請の状況等を調査した。また、掲載された自然災害伝承碑を活用した災害教訓の伝承活動への支援を促進する観点から、令和 4 年 7 月末現在で、自地域内の自然災害伝承碑が地理院地図等に掲載されていた 55 市町村における自然災害伝承碑の活用状況等を調査した。

その結果、一部の市町村で、以下（ア）及び（イ）で説明するような、自然災害伝承碑の掲載申請や活用に関わり支障・課題となっている点がみられた。

これらの点のうち、（ア）については、国土地理院による速やかな改善が市町村の負担軽減につながると考えられたことから、本調査の途上であった令和 4 年 12 月に、当局から国土地理院に対し、改善に向けた情報提供を行った。その結果、

（ア）の①から③までの「国土地理院による改善措置」にあるとおり、既に国土地理院により速やかな改善措置がとられており、これらの改善措置を踏まえ、今後とも地理院地図等への自然災害伝承碑の掲載が更に促進されることが望ましい。

（ア）地理院地図等への自然災害伝承碑掲載の促進

調査対象の 68 市町村における令和 4 年 7 月末現在の自然災害伝承碑の申請状況等を聴取したところ、掲載申請していたのは 55 市町村であり、掲載申請していない市町村もみられた。

① 市町村の掲載申請に必要な情報の提供の充実

国土地理院作成の「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き 第 4 版」（令和 4 年 3 月）では、自然災害伝承碑の掲載申請手続について、掲載申請の主体である市町村が、市町村史などの文献等から石碑等に係る調査を行い、災害名、伝承内容等を記載した申請調書を作成し、国土地理院地方測量部・支所に申請することとされ、国土地理院は、提出された申請調書等を確認し、掲載の判定を行うとされている（以下「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き」を単に「手引き」という。上記の内容は令和 6 年 3 月改定の現行の手引き第 6 版でも同様である。）。

調査した市町村では、掲載に向けた調査や申請の課題について、i) 自然災害に関する石碑等の存在を把握していない、ii) 体制に余裕がなく、調査等に時間を割けない、iii) 碑文の解読など専門的な知見を有していないなどとしていた。

これらの中には、きっかけとなる情報提供がなければ調査や申請を行うことではないといった意見や、申請実績がある市町村からも、調査や申請の負担は少なくないとの意見が聴かれた。

一方、市町村の中には、知見を有する他部局や住民団体と連携するなどして効率的に調査や申請を行っている例がみられた。また、報道機関、大学等の国

土地院以外の機関が、地理院地図等に未掲載の石碑等を含む情報をウェブサイトで公開している例がみられたほか、ヒアリングを行った研究者の中には、地理院地図等に未掲載の石碑等の情報を把握している者もみられ、これらの情報は、市町村の調査や申請の参考となると考えられる。

以上のことから、国土地院は、市町村の調査や申請の負担軽減を図る観点から、i) 市町村が効率的に調査・申請を行っている例や他機関が把握している石碑等の所在情報を整理し、市町村に提供すること、ii) 同院への情報提供の窓口を研究者に分かりやすく提示（例えば、関係学会などを通じて広く周知）し、また、窓口に寄せられた情報を市町村に提供することが必要であると考えられた。

（国土地院による改善措置）

国土地院は、当局の調査結果を活用し、市町村が効率的に調査・申請を行っている例を、令和 5 年 3 月改定の手引き第 5 版に掲載したほか、同年 5 月以降に、市町村による効率的な調査・申請例や他機関が把握している石碑等の所在情報を整理し、事務連絡文書や各種会議の場を活用して市町村に提供した。また、同年 3 月以降、順次、研究者が参加するイベント等の機会を活用して、情報提供の呼び掛けを研究者に対して行っている。

② 掲載対象となる自然災害伝承碑の明確化等

手引き第 4 版では、掲載対象となる自然災害伝承碑は、「過去に発生した自然災害（中略）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメント（中略）で、過去に発生した自然災害に関する発生年月日、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、教訓が記載されたもの」とされている。

なお、「自然災害の伝承要素がない治水事業の完成・竣工記念碑」、「自然災害と直接関係がない慰霊碑や事故の鎮魂碑」、「寺社、記念館等の施設」などは自然災害伝承碑に該当しないものとして、掲載対象外とされている。（以上の地理院地図等への掲載対象となる自然災害伝承碑に係る記述は、令和 6 年 3 月改定の手引き第 6 版でも同様である。）

i) モニュメントの範囲の明確化

地理院地図等には、地震による落石や倒壊した鳥居、洪水・津波で流されてきた石、洪水を耐え抜いた橋の親柱、地藏尊等、一般的に「モニュメント」と認識しづらいものも自然災害伝承碑として掲載されているが、手引き第 4 版では、どのようなモニュメントが自然災害伝承碑に該当し得るか記載されていない。このため、市町村からその範囲が分かりづらいとの意見が聴かれ

たほか、「モニュメント」に該当し得る津波の到達地点が記された寺社の石段などについて、該当しないと考え、申請を行っていない市町村がみられた。

ii) 掲載判定基準の明確化

手引き第4版では、申請調書に被害状況の記載を求めているが、どの程度まで記載する必要があるかなどの説明はない。市町村の中には、石碑等の調査を行い、申請調書案など資料を作成した上で、地方測量部に事前に相談したが、「広域的な被害は伝えているものの、地域の被害は余り言及されていない」との理由で、石碑等が地理院地図等への掲載に至っていないとする例がみられた。また、市町村からは、掲載判定基準（掲載に必要となる情報等）を明示してほしいとの意見が聴かれた。

iii) 市町村への判定結果等の連絡の徹底

国土地理院が地理院地図等への「掲載保留」（資料の追加提出があれば掲載の可能性のあるもの）としたものの中には、判定結果等の連絡が不十分であったために、市町村は石碑等を「掲載対象外」と判定されたものと認識し、掲載に向けた補足調査等を実施していない例がみられた。

以上のことから、国土地理院は、掲載範囲の明確化等を行い、市町村の掲載申請の増加を図る観点から、i) 掲載対象となるモニュメント、ii) 掲載判定基準（掲載に必要となる情報等）が分かるよう手引き第4版を改定し、市町村に提示すること、iii) 「掲載保留」とするものについて、市町村に判定結果及び掲載に必要な情報の連絡を徹底し、また、過去に「掲載保留」としたものについて、掲載に必要な情報等を市町村に明示し、市町村と協力して地理院地図等への掲載を進めることが必要であると考えられた。

（国土地理院による改善措置）

国土地理院は、令和5年3月に、掲載判定基準（掲載に必要となる情報等）や掲載対象となる「モニュメント」が分かるよう手引き第4版を改定し、同年5月以降に、事務連絡文書や各種会議の場を活用して市町村に周知した。また、同年1月、地方測量部及び支所に対し、掲載に係る判定結果及び掲載に必要な情報の市町村への連絡を徹底することを周知するとともに、同年2月以降、過去に「掲載保留」としたものについて、掲載に必要な情報を該当市町村に連絡した。

③ 利用者の利便性等の向上

調査した市町村の中には、神社や堤防といった災害教訓の伝承要素がある「伝承物」がみられた。また、研究機関等では、石碑・モニュメントに限らず、神社や堤防、樹木などの伝承物の情報を収集して電子地図上に掲載し、ウェブ

サイトで公開している例がみられた。

各機関がそれぞれの視点で伝承物の情報を収集・公開している状況にあるが、住民にとっては、伝承物の情報を一つの電子地図で閲覧できることが望ましく、市町村からも、利便性の観点から、自然災害伝承碑以外の伝承物の情報も地理院地図に表示してほしいとの意見が聴かれた。

以上のことから、国土地理院は、利用者の利便性向上等の観点から、他機関が公開している伝承物について、地理院地図に表示することが必要であると考えられた。

（国土地理院による改善措置）

国土地理院は、令和4年12月以降、他機関が公開している伝承物について情報収集し、5年2月以降、検討対象とした伝承物の情報を有する機関との間で、地理院地図への情報の表示が可能か調整を行っており、同年3月に四国防災共同教育センターの「四国の防災風土資源マップ」⁴、同年9月に大分大学減災・復興デザイン教育研究センターの「大分県災害データアーカイブ」⁵の情報を地理院地図で表示できるよう措置を行った。

（イ）自然災害伝承碑の活用

国土地理院は、自然災害伝承碑の活用の意義について、手引きにおいて、自然災害伝承碑の情報は、「各地で整備されている防災情報と組み合わせることにより身近で現実味のある災害リスク情報として」活用することができ、「住民の防災意識の向上に役立つと共に、郷土を襲った災害の歴史を確認する防災教育の一助にもなると期待」されるとし、自然災害伝承碑の活用を促進するため、同院のウェブサイトで、教育現場や地域学習での活用例を紹介している。

今回、調査した68市町村のうち、令和4年7月末現在で、自地域内の自然災害伝承碑が地理院地図等に掲載されていた55市町村に、自然災害伝承碑を活用した災害教訓の伝承活動への支援状況を聴取したところ、29市町村が自然災害伝承碑を活用した支援を行っていた⁶。

⁴ 四国の防災風土資源（自然災害の教訓を伝える石碑、寺社、堤防など）をウェブ地図上に示している。地図上に示されたアイコンを選択すると、現地写真やその防災風土資源が生まれた背景、今日の防災・減災対策にいかすために大切だと思う教訓・考え方について、工学的視点での解説が表示される。

⁵ 大分県内で、過去に「どのような」災害が起き、「どこで」被害が発生したのかについて、およそ1300年間の記録をまとめており、災害に関係する石碑やモニュメント以外にも寺社、樹木等をウェブ地図上に示している。地図上に示されたアイコンを選択すると、災害概要、災害データ、主な被害があった箇所の情報等が表示される。

⁶ 自然災害伝承碑は、市町村が支援を行う際に活用する情報・ツールの一つであり、残りの26市町村の中には、他の情報等を活用して支援を行っている場合がある。

自然災害伝承碑を活用した支援を行っていないとする市町村では、その理由について、他の防災業務で余裕がなく、活用方法が検討できないためなどとしていた。また、活用した支援を行っている市町村からも、自然災害伝承碑を活用した更なる支援を行うため、活用例の提供を求める意見が聴かれた。

今回把握した、自然災害伝承碑を活用した市町村の支援の中には、表 7 のとおり、①住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用しているもの、②住民団体の協力を得て自然災害伝承碑を活用しているものなど、他業務で余裕がなく活用方法が検討できないなどとする市町村の参考となり得る支援例がみられた。

表 7 市町村の参考となり得る支援例

① 住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	
1	岡山県総社市は、平成 30 年 7 月豪雨で大きな被害を受けたことを踏まえ、改めて住民に防災意識を高く持ってもらうとともに、身近なところで災害が起こり得ることを認識してもらい、日頃から災害に備えてもらうことが重要であると考え、同市が作成するハザードマップの冊子に、明治時代以降に同市で発生した水害・土砂災害の情報（各災害の被害状況のほか、災害教訓を伝える石碑等（自然災害伝承碑を含む。）の写真と伝承内容）を掲載するとともに、過去の災害を未来に語り継ぐことの大切さを記載している。また、同市は、住民が本冊子を見る機会を増やすため、単に配布するだけでなく、住民を対象とする防災に係る出前講座や小学校の課外授業などでも、過去の災害を紹介する際などに活用している。
2	広島県広島市は、市内の石碑等（自然災害伝承碑を含む。）に係る情報についてより多くの住民に知ってもらうため、以前から運用していた防災アプリ「ひろしま避難誘導アプリ『避難所へGo!』」の地図上に、災害時の危険な区域を表示するほか、実際にあった災害情報として石碑等の情報（災害の発生年月日、死者数、建物被害及び碑文内容）を掲載している。これにより、過去の水害に関する情報をより身近に感じ、災害を自分事として捉え、防災意識を向上させるものとなっている。
② 住民団体の協力を得て自然災害伝承碑を活用している例	
3	神奈川県平塚市は、住民の防災意識の向上を図るため、防災イベントのノウハウを有する住民団体の協力を得て、市内に所在する関東大震災などの災害教訓を伝承する自然災害伝承碑や遺構等の災害関連施設を巡る、ガイドツアー型のまち歩きイベント「防災さんぽ」を実施している。 同市は、市の魅力を再発見するという観光的な要素を持つイベントを開

	催するためのノウハウがなかったことから、以前から「防災まち歩き」を行っている住民団体に案内や解説を依頼した。（再掲）
4	岐阜県本巣市は、明治 24 年（1891 年）の濃尾地震について考えさせ、「自分の身は自分で守る」ことを身に付けさせるため、小・中学校の学習の一環として、住民有志で行われていた自然災害伝承碑での献花式に児童生徒を参加させた。児童生徒は、同碑の^{こけ}苔を落とすなどの清掃を行い、住民が制作した竹灯籠に火をともし、一人ひとりが花を供え、黙^{もく}禱^{とう}等を行った。 同市は、住民の協力を得て、地域学習として児童生徒を参加させることにより、地元紙等で報道され、児童生徒への伝承だけでなく、以前から住民有志で行われていた災害教訓の伝承活動が活性化したとしている。
③ 他分野の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	
5	茨城県常総市は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の復旧工事で新たに整備された堤防の管理道路をサイクリングロードとして活用することになった。そこで、同市は、多くの市民等の防災意識の向上を図るため、堤防上にある災害教訓を伝える石碑と、市内にある石碑等（自然災害伝承碑を含む。）について学ぶことができる「地域交流センター」を併せてサイクリングロードの立ち寄りスポットに設定した。これにより、サイクリングロードの利用者が、同センターで石碑が伝える内容の解説を読み、実際に石碑を見ることで、過去の災害についてより実感を持って受け止めることができるものとなっている。

（注）1 当省の調査結果による。

2 ③の茨城県常総市は、本文中の「68 市町村」には含まれない。

3 本表に掲載していないものを含む支援例の詳細は、資料編の資料 1-2 参照

(4) 2 地区における住民アンケート調査

本調査では、市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援状況について、調査対象の 68 市町村に実地の調査を行った。くわえて、住民が自然災害についてどのような考えを有しているかを把握することも有益と考えられた。そこで、参考データを得る目的で、災害の記憶は年月の経過とともに風化することを踏まえ、大規模な洪水被害が大正初期に発生した A 地区と昭和 20 年代に発生した B 地区で、住民（いずれも洪水の浸水想定区域内の住民）に対し、自然災害に関するアンケート調査（意識調査）を行い、過去の災害の認知状況とともに災害教訓の伝承活動についての認識等の把握を試みた。

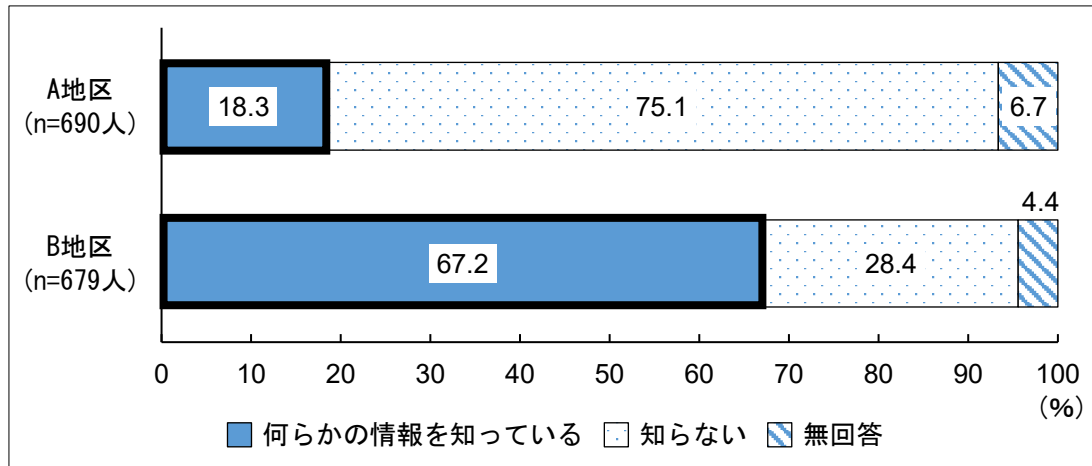
2 地区の状況であり、災害教訓の伝承活動に関する住民の意識の全国的な状況を表すものではないが、主な結果は以下のとおりである（本アンケート調査の結果は、資料編の資料 2 で紹介している。）。

ア 過去の災害の認知状況等

A 地区と B 地区の洪水の浸水想定区域内の住民に対し、それぞれ指定した洪水（A 地区は大正初期の洪水、B 地区は昭和 20 年代の洪水）についてどの程度認知しているか尋ねたところ、何らかの情報を知っている者は、A 地区では 18.3%、B 地区では 67.2%であった。両地区を単純に比較はできないが、A 地区と B 地区の認知度に大きく差が出ているのは、洪水発生からの経過年数の差が大きく影響している可能性があると考えられる。

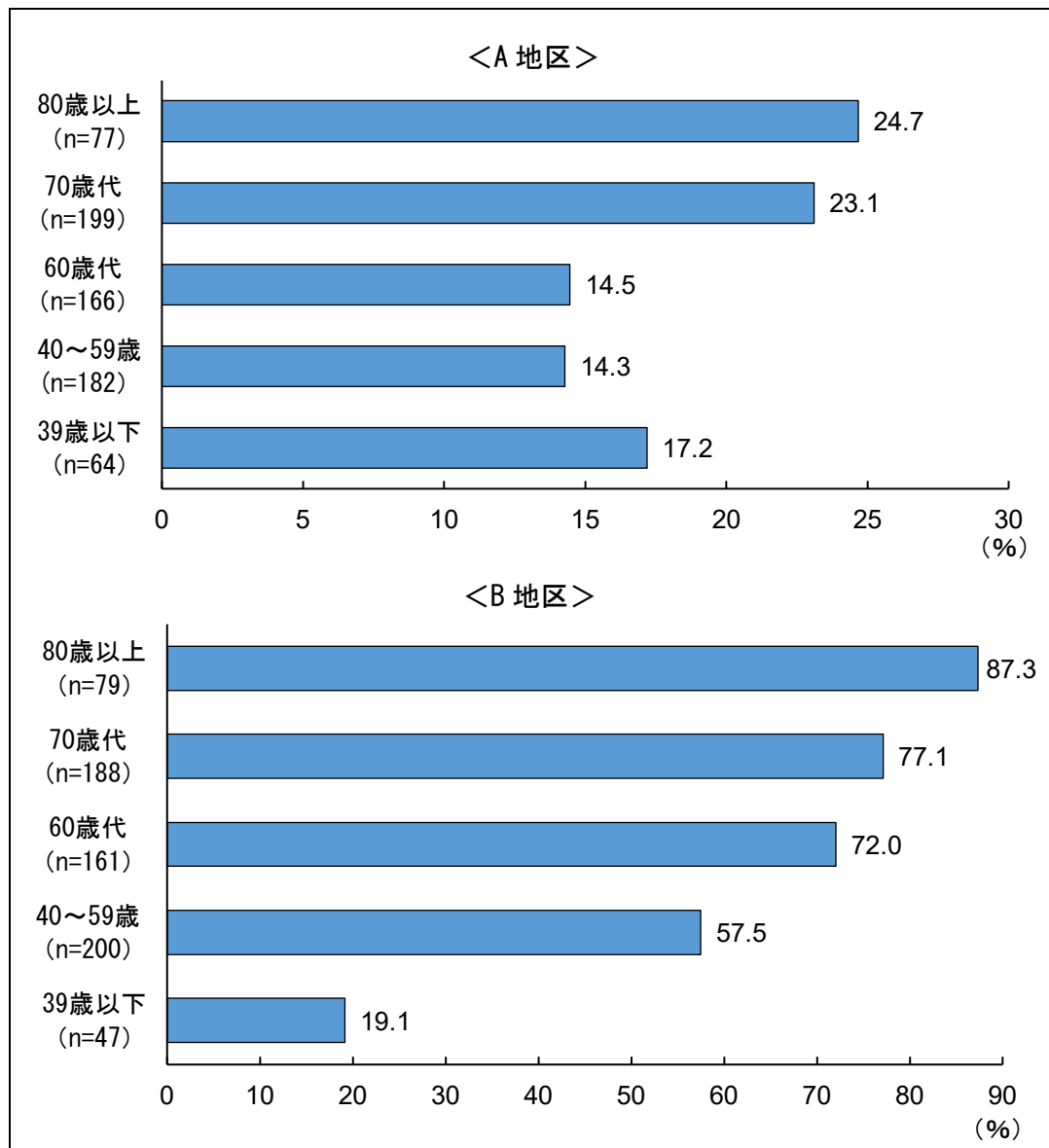
年代別にみると、両地区とも、世代が若くなるほど認知度が下がる傾向にあり、今後更に風化が進むおそれがあると考えられる。（表 8 及び 9）

表 8 過去の洪水情報に関する認知度



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。
 3 「何らかの情報を知っている者」とは、質問紙の選択肢（複数回答可）（①災害の名称を知っている、②発生年月を知っている、③氾濫した河川を知っている、④犠牲者数を知っている、⑤建物被害数を知っている、⑥居住地区の浸水の有無を知っている、⑦当日の雨の降り方を知っている、⑧氾濫後のまちの光景を知っている、⑨その他教訓を知っている、及び⑩いずれも知らない）のうち、①から⑨までのいずれか又は全てを選択した者を指す。

表 9 年代別の何らかの情報を知っている者の割合

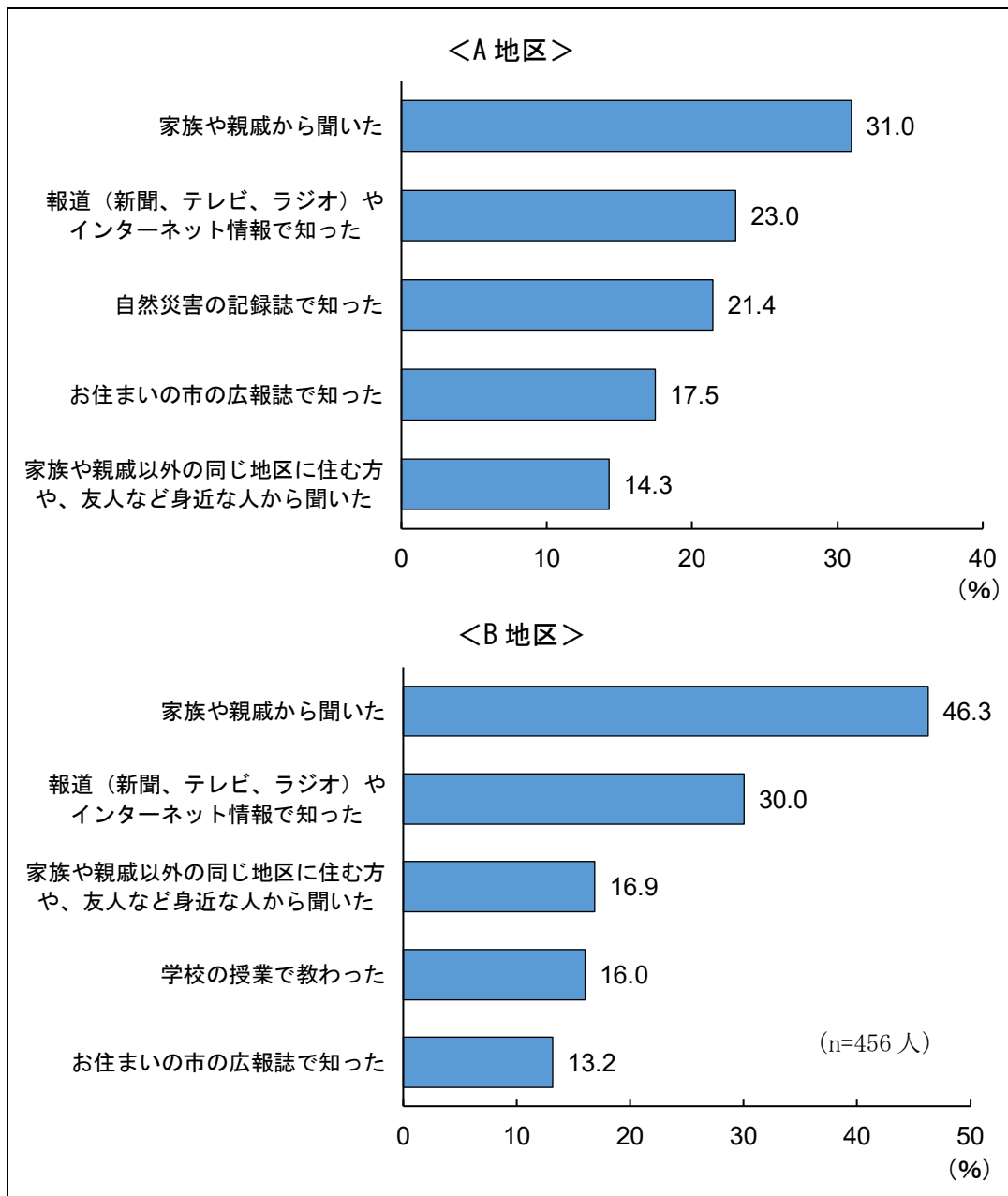


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値は、各年代別の回答者数 (n) に占める何らかの情報を知っている者の割合 (%) であり、小数第二位で四捨五入している。
 3 本表の各年代の n の合計数 (A 地区 688 人、B 地区 675 人) と表 8 の n の数 (A 地区 690 人、B 地区 679 人) が異なるのは、本表では年代が不明な回答者を除外しているためである。

また、何らかの情報を知っている者に対し、知った方法を尋ねたところ、両地区とも「家族や親戚から聞いた」とする者の割合が最も高く、次いで、「報道（新聞、テレビ、ラジオ）やインターネット情報で知った」とする者の割合が高い。

年代別にみると、「家族や親戚から聞いた」とする者の割合は世代が若くなるほど低くなる傾向にあり、家庭内で伝承されるケースが少なくなっていることがうかがわれる。（表 10 及び 11）

表 10 過去の洪水情報を知った方法（上位 5 項目）

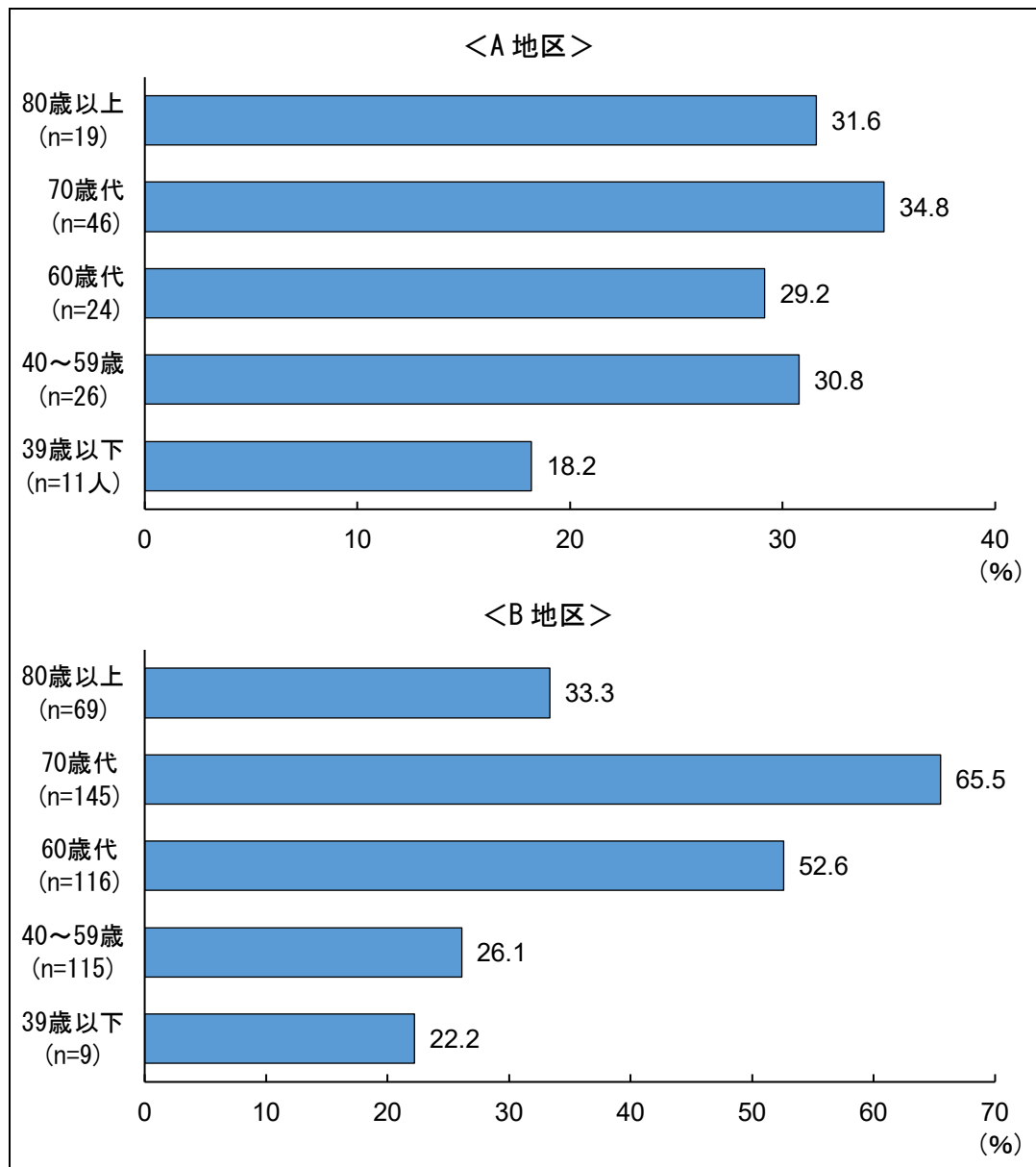


(注) 1 当省のアンケート調査結果（複数回答）による。

2 表内の数値は、何らかの情報を知っている者の人数 (n) に占める注 3 の選択肢の回答数の割合 (%) であり、小数第二位で四捨五入している。

3 質問紙の選択肢は、①実際に洪水を経験した、②家族や親戚から聞いた、③家族や親戚以外の同じ地区に住む方や、友人など身近な人から聞いた、④慰霊式・追悼式で知った、⑤学校の授業で教わった、⑥お住まいの広報誌で知った、⑦行政機関（国・自治体）のホームページで知った、⑧ハザードマップ・防災マップで知った、⑨自然災害の記録誌で知った、⑩防災イベント（防災訓練、講演会、パネル展）で知った、⑪洪水があったことを示す石碑・モニュメントで知った、⑫報道（新聞、テレビ、ラジオ）やインターネット情報で知った、⑬その他の情報から知った、及び⑭おぼえていない、である。

表 11 年代別の「家族や親戚から聞いた」と回答した者の割合



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

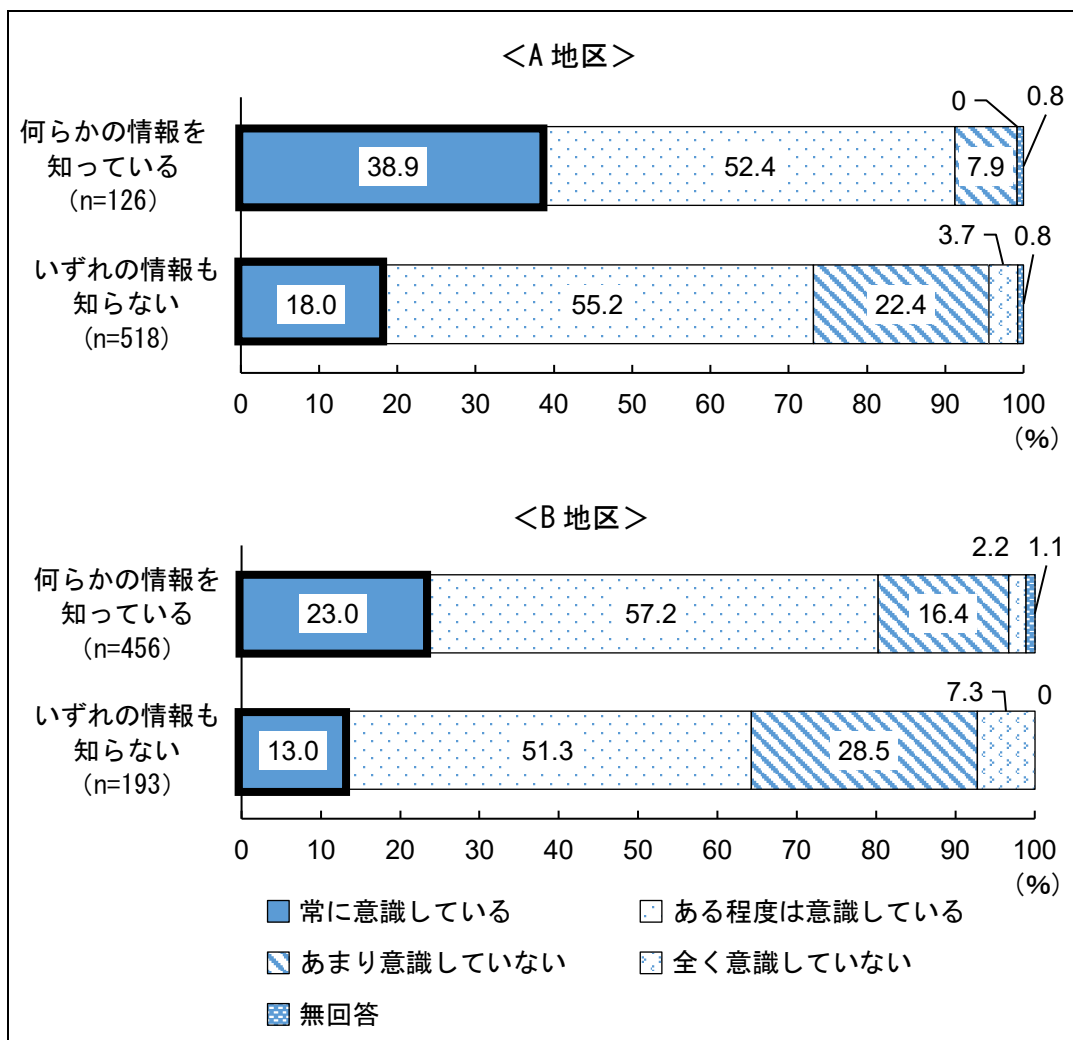
2 表内の数値は、各年代別の何らかの情報を知っている者の数 (n) に占める「家族や親戚から聞いた」と回答した者の割合 (%) であり、小数第二位で四捨五入している。

指定した洪水の何らかの情報を知っている者といずれの情報も知らない者について、居住地区で洪水が起きることを意識する頻度を比較したところ、両地区とも、知っているの方が、「常に意識している」者の割合は高い。また、平時の洪水対策（備え）の実施状況を比較したところ、両地区とも、知っているの方が、より多くの洪水対策（備え）を行っている者の割合は高い⁷。（表 12 及び 13）

⁷ 回答者一人当たりの洪水対策数の平均値は A 地区で 3.5、B 地区で 3.7 であったため、4 以上の平時の洪水対策を行っている者の割合を比較した。

これらを踏まえると、過去の自然災害の記憶や教訓等を風化させず、伝承していくことが重要であると考えられる。

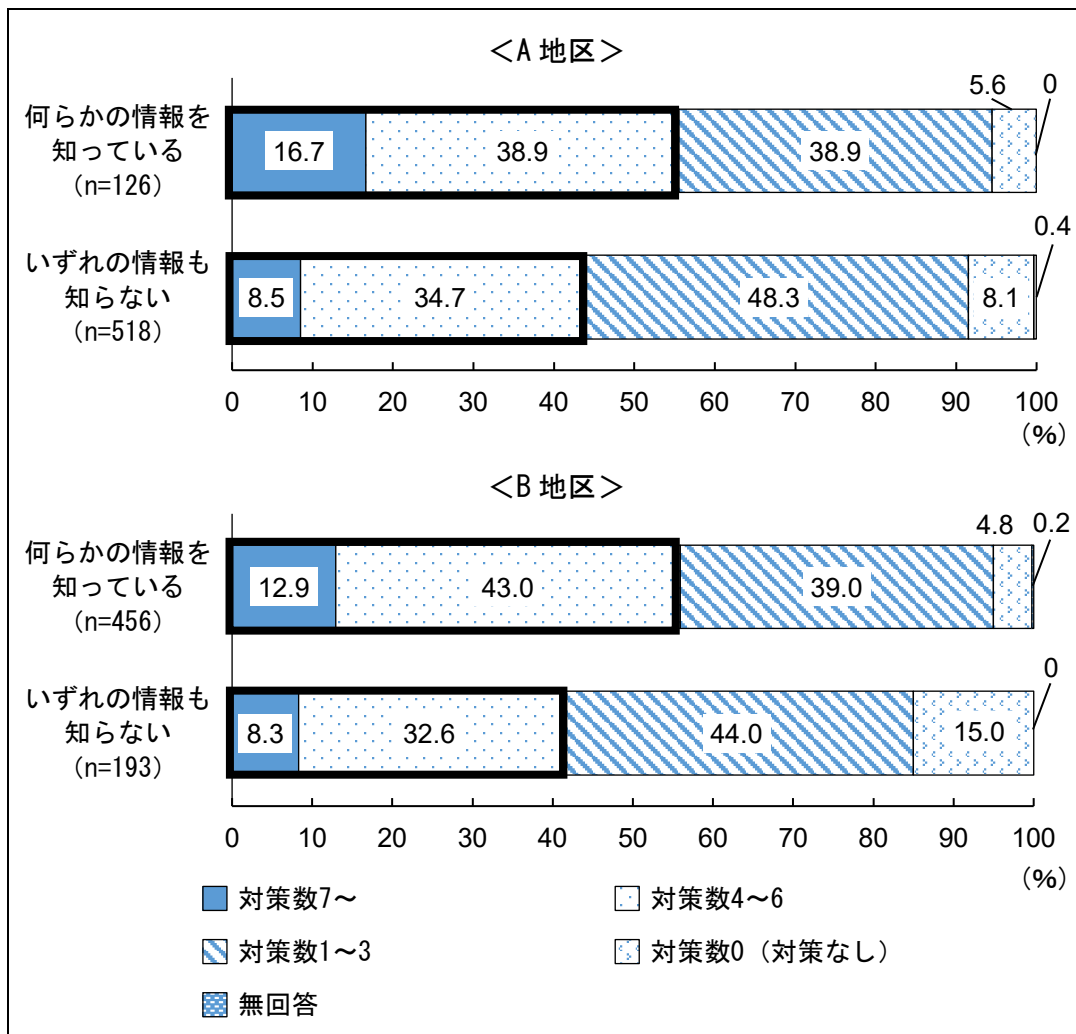
表 12 洪水に対する意識（過去の洪水情報の認知の有無別）



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

表 13 平時の洪水対策の実施状況（過去の洪水情報の認知の有無別）

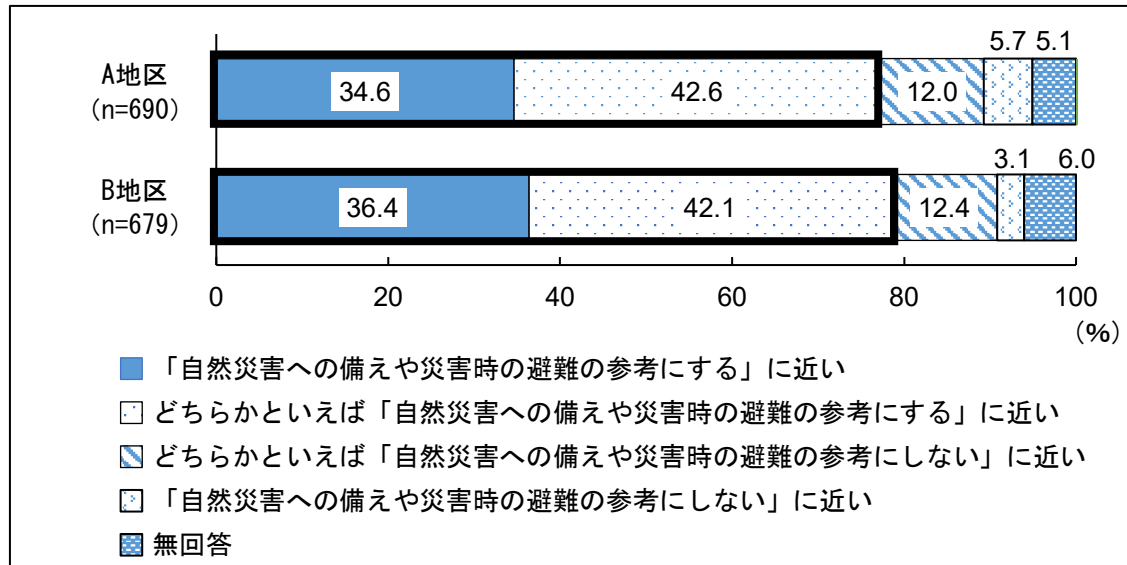


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。
 3 表中の「対策数」は、質問紙の選択肢（複数回答可）（①出水期の気象情報の確認、②懐中電灯の準備、③ホイッスルの準備、④非常食等の準備、⑤非常時の日用品の準備、⑥非常用持出用バッグの準備、⑦安否確認方法の取決め、⑧指定緊急避難場所の確認、⑨ハザードマップで自宅付近の浸水深の確認及び⑩その他対策）から、各回答者が選んだ回答の合計数である。

イ 住民の災害教訓の伝承活動についての認識

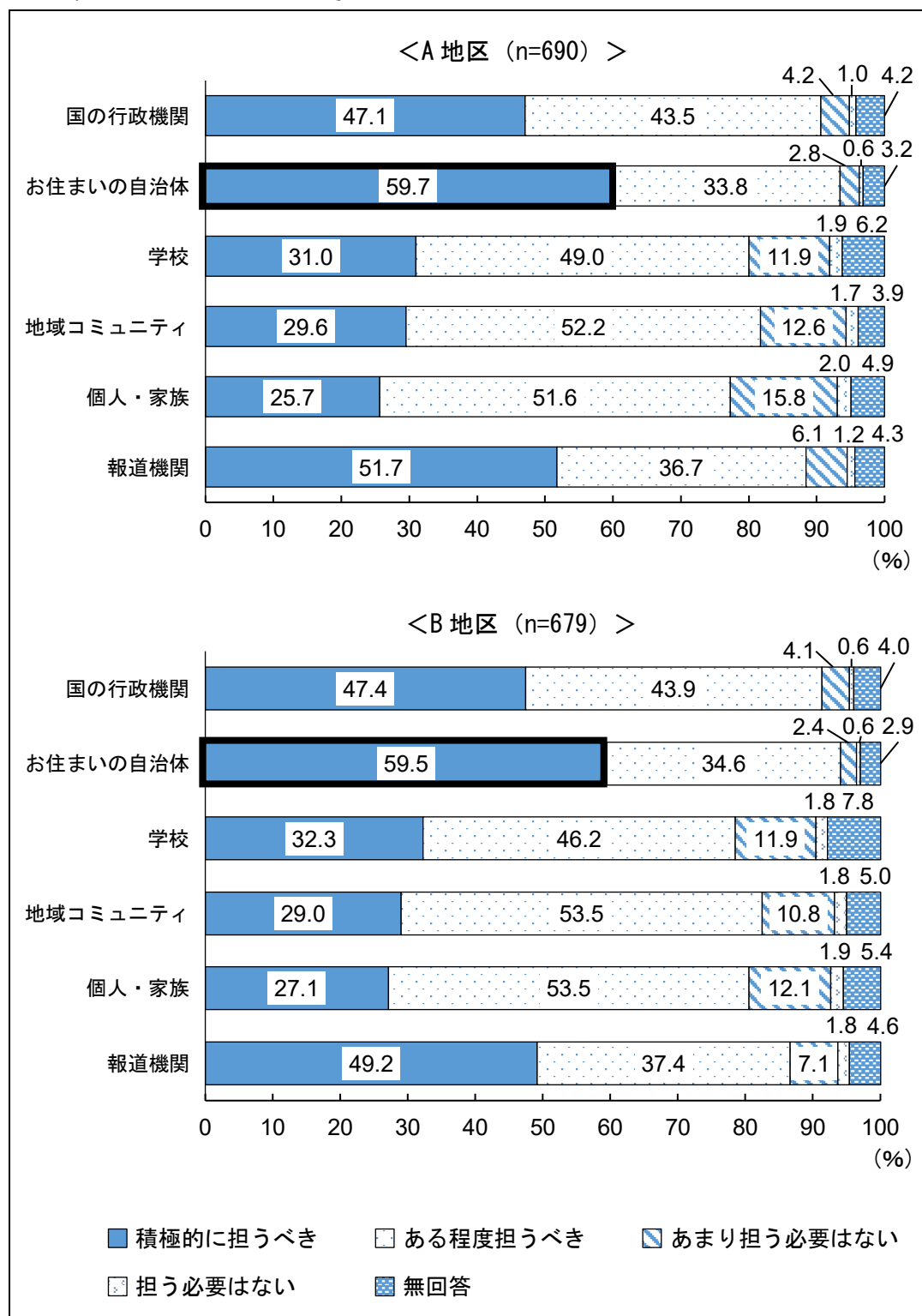
A 地区と B 地区の洪水の浸水想定区域内の住民に対し、過去の自然災害（上記の指定した洪水を含む自然災害全般）に関する情報に対する考えを尋ねたところ、両地区とも、「自然災害への備えや災害時の避難の参考にする」又は「どちらかといえば自然災害への備えや災害時の避難の参考にする」と回答した者が 8 割弱を占めている。（表 14）

表 14 過去の自然災害に関する情報に対する考え



過去の自然災害について、世代を超えて、より多くの人に知ってもらうために、各主体（国の行政機関、お住まいの自治体、学校、地域コミュニティ、個人・家族及び報道機関）がどの程度取り組んでいくべきと思うか尋ねたところ、両地区とも、「積極的に担うべき」と回答した者の割合が最も高かったのは「お住まいの自治体」で、次いで「報道機関」、「国の行政機関」の順に高い。（表 15）

表 15 過去の自然災害を多くの人に知ってもらうために、各主体がどの程度取り組みべきかについての考え



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

3 まとめ

行政は、自然災害に対し、施設整備によるハード面での対策を進めるとともに、避難情報や防災気象情報の改善、市町村の防災体制の整備等ソフト面での対策の充実を図ってきているが、突発的に発生する激甚な災害に対して、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられるとされている。このため、住民一人ひとりが災害を「自分事」として捉え、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築すること、また、災害時には住民が主体的な避難行動をとれるよう支援することが重要であるとされている。

災害を自分事として捉え準備をするためには、防災訓練や防災教育、災害教訓の伝承など様々な取組を行っていくことが必要であると考えられる。このうち災害教訓の伝承は、平成 24 年に災害対策基本法が改正され、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、住民は、「過去の災害から得られた教訓の伝承（中略）により防災に寄与するように努めなければならない」とされとともに、国及び地方公共団体が、「災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に（中略）実施に努めなければならない」事項として、住民の災害教訓の伝承活動を支援することとされた。

今回、災害教訓の意義・重要性を再確認するため、近年、自然災害に見舞われた地区の住民の避難行動等について調査したところ、甚大な自然災害の発生時に、過去の災害教訓やその伝承活動が住民の主体的な避難行動に結び付き、犠牲者が出なかった事例の詳細を把握し、改めて災害教訓の伝承活動の意義・重要性を認識するに至った。

しかし、以前は慰霊祭等で年長者から被災経験を聴く機会があったが、そのような住民による災害教訓の伝承活動は、高齢化や負担感等から行われなくなる地区が増えているとの意見が市町村等から聴かれた。

（市町村の支援の実態）

- ① 調査の結果、意識的に住民の災害教訓の伝承活動への支援に取り組んでいる市町村がみられる一方で、支援を行っていないとする市町村がみられた。この理由としては、災害教訓の伝承の意義・重要性を理解しつつも、どのように住民の災害教訓の伝承活動への支援を行えばよいか分からないことが挙げられた。また、支援を行っている市町村においても、更なる支援を行うには同様の課題がみられた。これらの市町村の多くから、他市町村の支援例に関する情報提供があればそれを参考として、地域特性を踏まえた支援内容の検討も可能となるなど、他市町村の支援例の提供を望む意見が聴かれた。

他市町村の支援例を整理したところ、住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れるものなど、他市町村の参考となり得る例がみられた。

なお、飽くまで参考ではあるが、2 地区における住民へのアンケート調査の結果に

よれば、住民は、過去に起きた自然災害について、世代を超えて、より多くの人に知ってもらうために、市町村（お住まいの自治体）による積極的な取組を求めていることがうかがわれた。

- ② 自然災害伝承碑の地理院地図等への掲載や、地方公共団体等による自然災害伝承碑の活用の促進により、住民の災害教訓の伝承活動の推進や防災意識の向上を国土地理院は図っている。調査の結果、市町村における自然災害伝承碑を活用した住民の災害教訓の伝承活動に対する支援の中には、住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用しているものなど、他市町村の参考となり得る支援例がみられた。一方、他の防災業務で余裕がなく活用方法が検討できないなどとする市町村もみられ、このような市町村からは、他市町村の支援例の提供を望む意見が聴かれた。

以上のような実態を踏まえると、住民の防災意識の向上を図る観点から、市町村の参考となると考えられる支援例について情報提供が行われるなど、市町村に対して、災害教訓の伝承や自然災害伝承碑の活用の意義・重要性が改めて周知されることが望ましい。

そのような周知がなされれば、市町村は、地域特性を踏まえた支援内容を検討する上で、他市町村の支援例を参考にしやすくなり、市町村による支援が促進されと考えられる。

その結果、より多くの地域で、住民による災害教訓の伝承活動が行われ、住民の防災意識の向上や主体的な防災行動につながることを期待したい。

〔資料編〕

市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援例

事例 No.	分 類	市町村等名	件 名	ページ 番号
1	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	宮城県石巻市	防災教育の中で、児童生徒がまち歩きで把握した災害教訓等を基に地図を作成し、発表等することにより、家族や住民等への災害教訓の伝承が促進された例	37
2	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	群馬県千代田町	防災教育の中で、児童が自然災害伝承碑を訪れ、災害教訓について学習することにより、家族等への災害教訓の伝承が促進された例	39
3	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	岐阜県本巣市	地域学習の一環として児童生徒が自然災害伝承碑への献花式に参加することにより、住民有志が行っていた災害教訓の伝承活動が促進された例	40
4	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	三重県伊勢市	台風による浸水範囲や実際の浸水時の写真を示した浸水実績図を掲載した防災マップを配布し、住民から家族への災害教訓の伝承が促進された例	41
5	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	三重県尾鷲市	防災学習やまち歩きイベントを通じて、児童生徒が過去の津波の教訓について学習することにより、家族への災害教訓の伝承が促進された例	42
6	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	兵庫県神戸市	防災教育の中で、生徒が阪神・淡路大震災について調べ、新聞として作成・発表等することにより、家族や他学年の生徒への災害教訓の伝承が促進された例	45
7	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	岡山県総社市	ハザードマップの冊子に、過去の自然災害による被害状況などを掲載し、災害教訓を伝えることにより、自主防災組織等の災害教訓の伝承が促進された例	46

事例 No.	分 類	市町村等名	件 名	ページ 番号
8	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	大分県日田市	住民が把握している災害教訓を収集し、危険な箇所として掲載したハザードマップを作成・配布することにより、地区の災害教訓の伝承活動が促進された例	48
9	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	大分県佐伯市	防災教育の中で、児童が津波の教訓が記された石碑を訪れ、教師や住民から解説を受けることにより、家族への災害教訓の伝承が促進された例	49
10	住民主体の活動に災害教訓を取り入れている例	岩手県宮古市	過去の被災状況や教訓を伝えるガイドツアーの取組を支援することで、住民による災害教訓の伝承活動が促進された例	50
11	住民主体の活動に災害教訓を取り入れている例	群馬県及び県内市町村	過去の被災場所などを洗い出し、自主避難計画を作成する取組を支援することにより、地区の災害教訓の伝承活動が促進された例	52
12	住民主体の活動に災害教訓を取り入れている例	神奈川県平塚市	自治会による避難経路を検討する図上訓練で、過去の被災箇所等を記載した地図の作成を支援することにより、地区の災害教訓の伝承活動が促進された例	55
13	住民主体の活動に災害教訓を取り入れている例	奈良県及び県内市町村	県内市町村と連携し、過去の土砂災害の発生場所などを記載した地域防災マップ作りを支援することにより、地区の災害教訓の伝承活動が促進された例	57
14	住民主体の活動に災害教訓を取り入れている例	奈良県五條市	地域の防災訓練や出前講座を支援する際に、自然災害伝承碑の教訓を紹介することにより、自主防災組織等の災害教訓の伝承活動が促進された例	59
15	住民団体の協力を得て支援を実施している例	神奈川県平塚市	住民団体の協力を得て自然災害伝承碑などの災害関連施設を巡るまち歩きイベントを行うことにより、幅広い年齢層の参加者への災害教訓の伝承が促進された例	60

事例 No.	分 類	市町村等名	件 名	ページ 番号
再掲	住民団体の協力を得て支援を実施している例	岐阜県本巣市	地域学習の一環として児童生徒が自然災害伝承碑への献花式に参加することにより、住民有志が行っていた災害教訓の伝承活動が促進された例	40
再掲	他分野の取組に災害教訓を取り入れている例	神奈川県平塚市	住民団体の協力を得て自然災害伝承碑などの災害関連施設を巡るまち歩きイベントを行うことにより、幅広い年齢層の参加者への災害教訓の伝承が促進された例	60
16	他分野の取組に災害教訓を取り入れている例	鳥取県鳥取市	博物館の歴史・文化財の展示の中で、過去の災害に係る写真や実物資料を展示することにより、展示を見た住民から家族等への災害教訓の伝承が促進された例	62
17	その他の支援例	和歌山県広川町	約170年前の災害教訓が防災教育で活用されるなど、町全体で世代を超えた伝承が行われている例	63

- (注) 1 本表の支援例は、当省の調査において把握したものである。
2 支援例の詳細は、次のページ以降の事例表で紹介している。
3 事例表に掲載している資料や写真については、市町村等から提供されたものである。
4 事例表の「市町村、参加者等からの意見」欄は、住民の災害教訓の伝承活動が促進されたとする市町村等からの意見や、災害への関心や防災意識の向上につながったとする住民からの意見等を、市町村等から聴取し、記載したものである。
5 事例表の「取組を行う上でのポイント」欄は、他の市町村等が事例表の支援例を参考として同様の支援を効果的に実施する上でのポイント（留意点、工夫した点、苦労した点など）を、市町村等から聴取し、記載したものである。

経緯

- 石巻市は、平成23年の東日本大震災で甚大な被害を受けたことから、学校が安全・安心な場所として機能し、どのような状況下でも、児童生徒の命を守ることが最大の使命であることを再認識
- このため、児童生徒が自ら考えて行動し、自分の命を守れるようにするための教材として、防災教育副読本「未来へつなぐー大切な生命を守り、ともに生きるー（私たちは東日本大震災を忘れない）」を作成し、市内の小・中学校の全児童生徒に配布
- 副読本を活用した授業の一環として、児童生徒が東日本大震災からの復興や防災に関心を持ち続けるとともに、地域の良さや魅力を再発見するため、小・中学校で「復興・防災マップ」を作成する取組を推進

取組内容

- 児童生徒がまち歩きを行い、過去に津波の被害があった地域や避難場所のほか、過去の津波の教訓を伝える石碑（自然災害伝承碑を含む）などを確認。また、住民から東日本大震災当時の状況を聴き取り
 - まち歩きで収集した内容を基に「復興・防災マップ」を作成。「復興・防災マップ」は、家族や住民が集まる発表会等で発表・発信
- ⇒児童生徒が発表・発信することによって、児童生徒だけでなく、発表等を聞いた家族、住民等にも災害教訓が伝承

取組を行う上でのポイント

- 東日本大震災の教訓や復興の足跡を伝承するだけでなく、それまで気付かなかった地域の良さを再発見できる学習になるように心掛けている。
- 復興・防災マップの成果を発表させることで、児童生徒だけでなく、発表等を聞いた家族や住民等の防災意識の向上につながるものと考えている。
- どのように授業を行えば良いか悩む教員もいるため、授業を行う上で参考になるよう、授業の事例集を提供している。

市町村、参加者等からの意見

- 石巻市は、授業を行った教員や児童生徒から、以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 教員から「防災講話やまち歩きでの地域の方々との交流を通じて、こどもたちがより深く防災について学習することができ、地域の一員としての自覚を高めることができた」「東日本大震災だけでなく、過去の巨大地震や津波についても、石碑等を通して学ぶことができ、こどもたちが歴史や先人の知恵について理解を深めることができた」といった意見あり
 - ✓ 児童生徒からは「学校だけではなく家庭でも、どこが危険か確認したり、地震が起きたときにどう行動すれば良いか積極的に話し合ったりしていきたい」「自然災害はいつどこで起きるか分からないので、私たちが作ったマップで、少しでも皆さんの命を守ることができれば良い」といった意見あり
- 石巻市は、「復興・防災マップ」を作成し、発表・発信する学習によって、児童生徒の家族や住民等への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

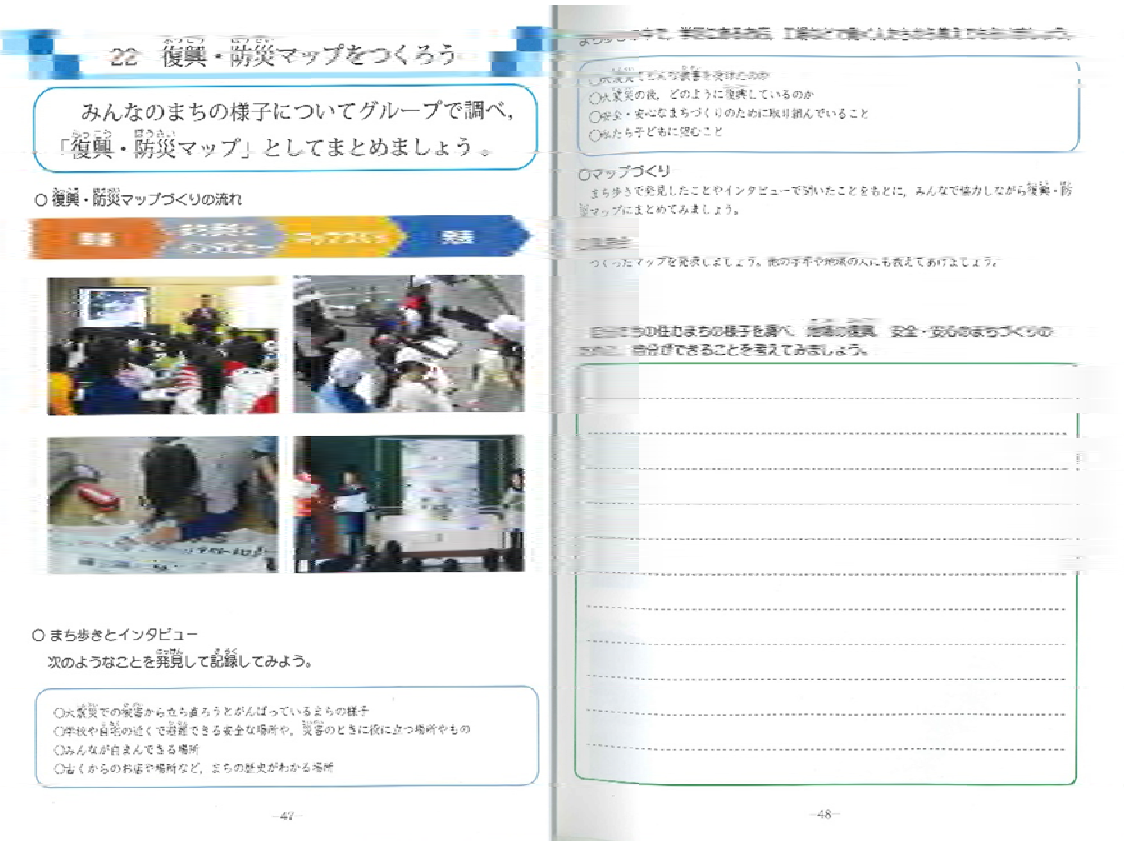
防災教育の中で、児童生徒がまち歩きで把握した災害教訓等を基に地図を作成し、発表等することにより、家族や住民等への災害教訓の伝承が促進された例（宮城県石巻市）

No. 1

参考

（防災教育副読本「未来へつなぐー大切な生命を守り、ともに生きるー（私たちは東日本大震災を忘れない）」）

（復興・防災マップの作成例）



防災教育の中で、児童が自然災害伝承碑を訪れ、災害教訓について学習することにより、No. 2 家族等への災害教訓の伝承が促進された例（群馬県千代田町）

経緯

- 千代田町は、度重なる利根川の洪水により大きな被害を受けており、災害教訓の伝承の重要性を認識
- 小学校3・4年生の社会科授業用の副読本「わたしたちの千代田町」（千代田町教育委員会）に、自然災害から暮らしを守るものとして、過去の洪水による被害や教訓を伝える自然災害伝承碑「水害記念碑」を掲載し、小学校の授業で、同碑を訪れ、災害教訓について学習することを推進

取組内容

- 千代田町は、小学4年生の社会科の防災教育で、副読本等を利用し、地域の過去の自然災害の被害者数、被害箇所などの被害状況を学習（座学）
 - 自然災害伝承碑が学校から歩いて行ける距離にある小学校では、座学で地域の過去の自然災害について学習することに加え、実際に自然災害伝承碑を見に行き、災害教訓を学習
- ⇒児童は、帰宅後、家族等に授業で学んだ災害教訓を伝え、避難経路や指定緊急避難場所の確認、平時の備えなどについて話し合いを実施

市町村、参加者等からの意見

- 千代田町は、児童から「住んでいるところの過去の災害を知ることにより、災害を自分事として考えることができた」といった意見が聴かれたとしている。
- 千代田町は、自然災害伝承碑を訪れるなど過去の災害教訓について学習することによって、児童の家族等への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- 座学で過去の災害を学ぶことに加え、自然災害伝承碑に足を運び、実際に災害があった場所を確認することにより、災害をより自分事として考えられるといった効果が期待できる。

（副読本「わたしたちの千代田町」の抜粋）



経緯

- 明治24年（1891年）に、本巣市根尾を震源に濃尾地震が発生し、多くの犠牲があったことから、住民有志により、毎年、自然災害伝承碑「濃尾震災横死者の碑」での献花式を実施
- 本巣市は、同地震発生から130年目を機会に、例年以上に同地震についてこどもたちに考えさせ、「自分の身は自分で守る」ことを身に付けさせるため、根尾小学校・中学校（2022年4月1日に統合して現在は義務教育学校・根尾学園）の学習の一環として、自然災害伝承碑での献花式に参加

取組内容

- 本巣市は、校舎の近くに自然災害伝承碑「濃尾震災横死者の碑」があることを知らせ、同碑の清掃作業等を通して濃尾地震を身近なものとして考え、防災意識を高めることを目的に実施
 - 児童生徒は、同碑の前で公民館の館長による講話を聴き、濃尾地震について学習
 - 苔を落とししたり、付近の落ち葉を拾い集めたりするなど同碑を清掃
 - 住民有志で行われてきた献花式に参加し、住民が制作した竹灯籠に火をともし、一人ひとりが花を供え黙とう
- ⇒ 児童生徒が参加することにより、以前から住民有志が行ってきた災害教訓の伝承活動が活性化

市町村、参加者等からの意見

- 本巣市は、参加した児童生徒から「多くの人が犠牲になった地震の恐ろしさが分かり、できることをして災害に備えたい」「私たちが語り部となって、次の世代に引き継いでいきたい」といった意見が聴かれたとしている。
- 本巣市は、地元紙やテレビ等で報道され、実際に参加した児童生徒及び関係者だけでなく、それらの記事を読んだ人たちに対しても、波及効果として、災害教訓が伝承されたとしている。
- 本巣市は、地域学習として児童生徒が献花式に参加することにより、住民有志で行われている災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。



取組を行う上でのポイント

- 以前から献花式を行ってきた住民の協力を得て、児童生徒が参加することで、学校での授業だけでは経験できない貴重な体験ができ、児童生徒はもちろん、住民にとっても印象深いものとなっている。
- 学校の近くの自然災害伝承碑に実際に足を運んで清掃を行うことなどにより、災害を身近なものとして考えるきっかけが作れた。

経緯

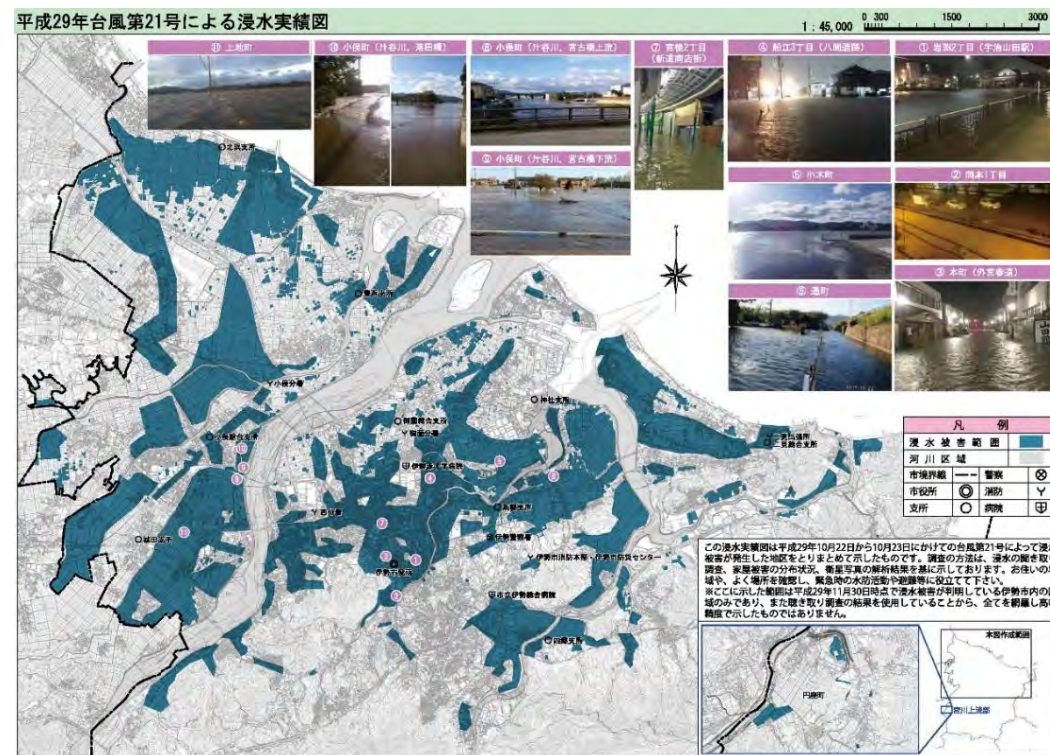
- 伊勢市では、平成29年10月に発生した台風第21号によって、近年で経験したことがないほどの大きな被害を受けたことから、同台風の記録を残し、その教訓を伝承していくため、浸水実績図を作成
- 浸水実績図は、浸水被害が発生した地区の住民への聴き取り調査や家屋被害の分布状況、衛星写真の解析結果を基に作成

取組内容

- 伊勢市は、津波や洪水、土砂災害などが発生したときの被害想定（ハザードマップ）、指定緊急避難場所等が掲載された「伊勢市防災マップ」の中に上記浸水実績図を掲載
 - 浸水実績図は、平成29年10月台風第21号による浸水範囲のほか、実際に浸水した様子の写真と当該写真を撮影した地点が分かるように掲載
- ⇒浸水実績図を見た住民は、家族等に災害教訓を共有し、避難先についての話合いや平時の災害への備えを実施。また、防災マップの配布により、同台風後に転入した者等にも災害教訓が伝承

市町村、参加者等からの意見

- 伊勢市は、浸水実績図を見た住民から「ハザードマップと当時の写真や浸水実績を併せて見ることで、改めて災害の恐ろしさを実感したので、備えていきたい」などの意見が聴かれたとしている。
- 伊勢市は、災害教訓を掲載した防災マップの配布により、家族内での災害教訓の伝承が促進されているとしている。



取組を行う上でのポイント

- 住民にハザードマップの説明を行う際に、浸水実績図も触れながら説明することで、より災害リスクを実感できる。
- 浸水実績だけでなく、当時の写真も掲載することで、自宅周辺の災害リスクをよりイメージすることができる。

経緯

- ・ 尾鷲市は、津波の波高が大きくなりやすいリアス式海岸があり、昭和東南海地震（昭和19年）など、地震・津波によってたびたび大きな被害が発生しており、今後も南海トラフ地震等の大規模な地震・津波による被害が想定
- ・ 東日本大震災後、災害に備えることの大切さが再認識され、防災教育に積極的に取り組んでいる一方、時間の経過と共にその記憶が薄れつつある中、学校・家庭・地域が連携し、過去の災害を知らないこどもたちに体験を語り伝え、考えさせ、自らの命を守るための術を身に付けさせることが大切と認識し、参加型の防災教育を推進

取組内容

- ・ 尾鷲市は、市内の小・中学校で、防災教育の一環として、過去の地震・津波に係る写真・映像を見て気付いたことを話し合う「まちたんけん」を行い、危険な場所や津波の教訓を伝える石碑を確認する、家族や住民から話を聴くなどにより、地域の災害教訓を学習
 - ・ 市内の児童を対象に、市の歴史を知ってもらうため、住民団体の協力を得て、参加者が市内のチェックポイントを巡り、ポイントを稼いで点数を競うイベント「いきいき尾鷲っ子まちロゲ」を実施。チェックポイントには、自然災害伝承碑「津波供養碑」も設定
- ⇒ 児童生徒は、帰宅後、学んだ災害教訓を家族に話し、住んでいる地域の避難場所等についての話し合いを実施

市町村、参加者等からの意見

- ・ 尾鷲市は、児童生徒から以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 児童生徒から「今まで知らなかった危険な場所などを探検しながら楽しく学べた」といった意見あり
 - ✓ 住民団体から「歴史を学ぶだけではなく、町を実際に歩くことによりいざという時にこどもたちの役に立つのではないか」といった意見あり
- ・ 尾鷲市は、学んだ災害教訓を家族に話すなど、児童生徒の家族等への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 学校関係者向けに「津波防災教育の手引き」を作成し、それぞれ学年や教科を通じて、地震・津波の仕組みや備え、災害教訓などの防災について学習できるよう、授業計画案や教材を紹介した。
- ・ 実際に自然災害伝承碑がある高台まで足を運ぶことで、自分たちが住んでいる町よりも高い場所まで津波が来たことや、ここまで津波が来たらどうなるのかをこどもたちに考えて欲しいという意図でチェックポイントを設置した。



参考

（いきいき尾鷲っ子まちロゲ）

いきいき尾鷲っ子 尾鷲まちロゲ

開催日 R4年5月29日（日） 予備日 6月5日（日）

講座名 それ行け！尾鷲探検隊～尾鷲まちロゲ～

講師 外遊びぶろじえくと！

集合場所 公民館 3F

参加する子どもたち 7人1組×6組（赤、青、黄色、緑、白、ピンク） 計42人

町中歩いてザックザック ポイント集めよう！ 町中にチェックポイントがたくさんあります。

時間内にどれだけ多くのポイントを集められるか、チームで作戦会議を開いて町へくりだしましょう！

絶対に行かなければいけないチェックポイントが9ヶ所、ボーナスポイントが4ヶ所あります。

チームで協力し合って、安全に楽しい時間を過ごしましょう！

7時30分 スタッフ集合
8時10分 受付開始
8時30分 講座開始、まちロゲ説明
8時45分 作戦会議
9時 出発
11時半 ゴール
12時 表彰式
12時15分 解散終了

チェックポイント 30カ所

6チームのリーダーにくじを引いてもらい、スタート後、最初に行かなければいけないチェックポイントを割り当てます。これにより同じチェックポイントに複数チームが行くことを防ぎます。（ポイントNo.①～⑥）

必ず行かないといけないチェックポイント9ヶ所

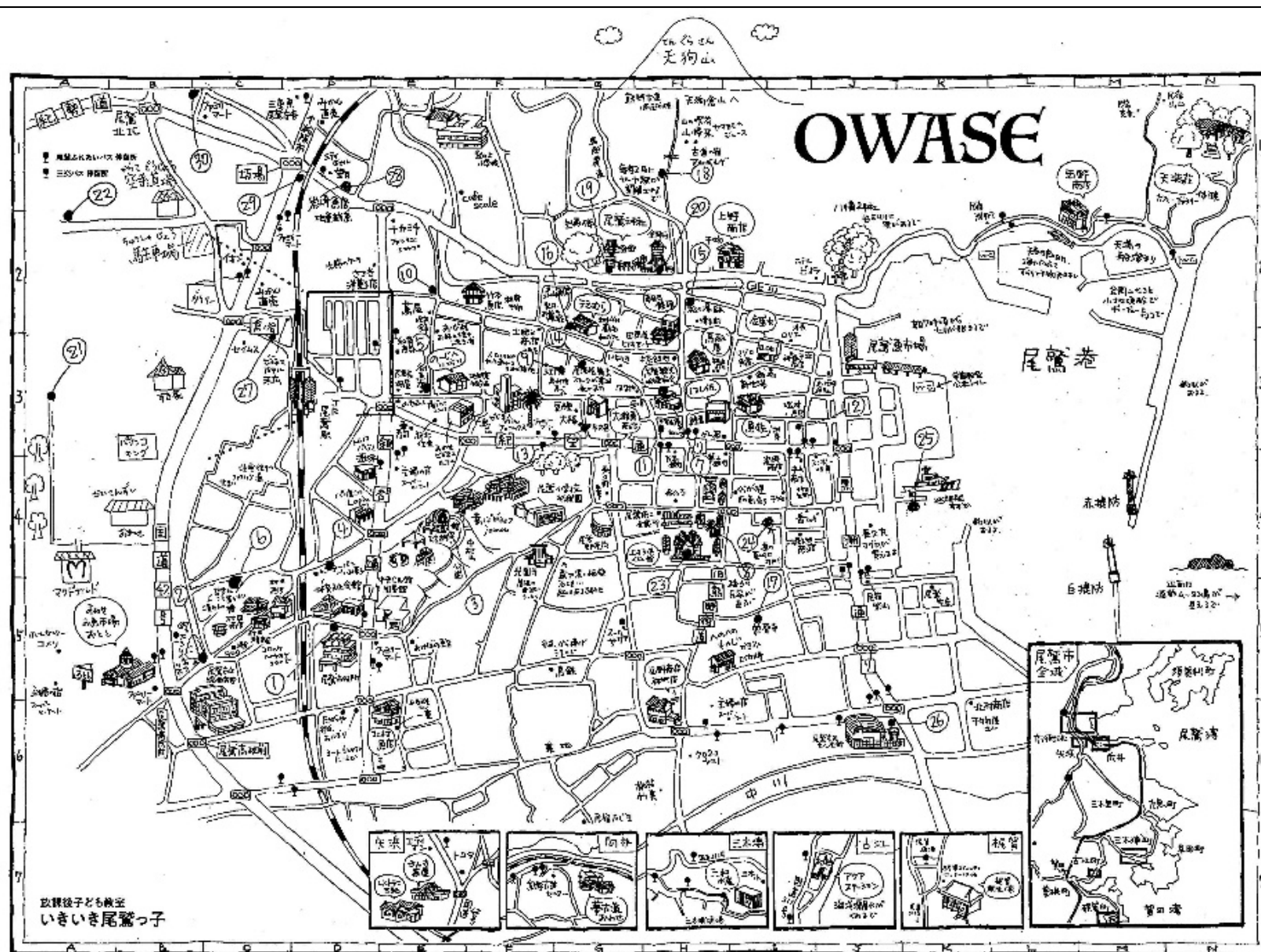
（希望の女神像、尾鷲病院前シシガキ、天文科学館望遠鏡、宮岡クリーニング、地下の井戸、白石墓地慰霊碑、観光物産協会、土井見世邸、ロマン座）



※ 赤い文字で書かれているチェックポイントは必ず回ってください。
※ 赤文字の「ト」がついているチェックポイントにはトイレがあります。

参考

（いきいき尾鷲っ子まちロゲ）



経緯

- ・ 阪神・淡路大震災から20年以上経過し、震災を経験していない世代が年々増加
- ・ 神戸市は、「震災体験から学んだ教訓を生かす」「防災・減災」「思いの共有化」の3つの視点で、同震災の風化を防ぐとともに、未来に向かって力強く生きていく子供を育成するために、同震災で得た教訓を伝承する防災教育を推進
- ・ 「新たな神戸の防災教育の推進事業」として、防災教育の実践研究推進校園を指定し、防災教育に係る実践研究を実施

取組内容

- ・ 実践研究校園に指定された神戸市立有野北中学校の1年生は、事前に阪神・淡路大震災について学習した後、野島断層が保存され、同震災の写真パネル等が展示された公園を見学
- ・ 見学後は、各班に分かれてテーマを選び、調べ学習をして、同震災に関する新聞を作成
- ・ 作成した新聞は、家族も見られるよう個別懇談中に展示したほか、作成した生徒から全校生徒に向けて、放送により発表

⇒作成した新聞が展示・発表されることによって、作成した1年生だけでなく、展示を見た家族や発表を聞いた他学年の生徒にも災害教訓が伝承

市町村、参加者等からの意見

- ・ 神戸市は、新聞を作成した生徒や発表を聞いた生徒から、「20年以上前の阪神・淡路大震災を身近に感じられるようになった」「1年生は地震の怖さがよく分かる新聞を作っていて、今から私たちが知っておかなければいけない、伝えていかなければならないということを知ることができる発表で、とても分かりやすかった」といった意見が聴かれたとしている。
- ・ 神戸市は、阪神・淡路大震災を作成・発表等する学習によって、生徒の家族や他学年の生徒への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 生徒が各班に分かれ、それぞれでテーマを決めて、分担しながら新聞を作成したことで、生徒同士で地震に関する知識を深め合い、防災の必要性を実感することができる。
- ・ 単に新聞を作成するだけでなく、放送による全校生徒に向けた発表や個別懇談中の展示など、成果を発信することも重要



経緯

総社市は、平成30年7月豪雨災害で大きな被害を受けたことを踏まえ、住民に防災意識を高く持ってもらうとともに、身近なところで自然災害が起こり得ることを認識してもらうことが重要であると考え、日頃から自然災害に備えてもらうために、ハザードマップの冊子に、過去の自然災害に関する情報を新たに掲載

取組内容

- ・ 総社市は、ハザードマップの冊子に、明治時代以降に同市で発生し、大きな被害をもたらした水害・土砂災害の情報として、各災害の被害状況や写真のほか、過去の水害の教訓を伝える石碑（自然災害伝承碑を含む）や地蔵などの写真を掲載し、伝承内容を解説

⇒住民からの要望に応じて、自主防災組織等が行う出前講座の中で、ハザードマップの冊子を活用し、過去に市内外で起きた災害の教訓を伝承

- ・ 過去に災害が発生した場所の近隣にある小学校の課外授業（ふるさと探訪）の中で、ハザードマップの冊子を活用し、掲載されている自然災害伝承碑を学習

市町村、参加者等からの意見

- ・ 総社市は、出前講座の参加者が出前講座でハザードマップの冊子を見ることにより、住んでいる地域で実際にあった災害情報を知り、災害を自分事として考え、日頃の備えにつながることが期待できるとしている。
- ・ 総社市は、ハザードマップの冊子に災害教訓を掲載することによって、自主防災組織等による災害教訓の伝承が促進されたとしている。

（掲載されている自然災害伝承碑）



「水害犠牲者供養塔」

明治26年の水害時に亡くなった多くの人々の霊を供養するために建立（井尻野瀬井）

取組を行う上でのポイント

- ・ 住民の防災意識を高めていくためには、住民がハザードマップを見て、地域で発生する可能性のある災害を確認し、併せて過去に起きた災害を知ることが効果的である。
- ・ 単にハザードマップを配布するだけでなく、出前講座などにより、住民がハザードマップを見る機会を増やすことも重要である。

参考

（総社市ハザードマップの冊子）

総社市の災害史

—— 災害を語り継ぎ、教訓とする ——

「天災は忘れたころにやって来る。」この言葉は、自然災害は以前の被害を忘れたころに再び起こるもの。何事も日頃から油断することなく備えておかねばいけないとの戒めです。**過去に起きた災害を未来へ語り継ぐこと、これも大切な防災です。**以下に明治時代以降で市内に大きな被害を及ぼした水害・土砂災害を掲げています。

年 月	主 な 被 害 状 況
1893年（明治26年）10月 （高梁川流域最大級の水害）	11日未明から降雨が続き、特に13日夜半から台風接近に伴い暴風雨となる。雨量のピークは14日正午前後。日美村、湛井堰下流（六本木）、池田村、清音村、三須村（十二ヶ郷用水）、秦村、神在村、川辺村など高梁川流域の多くの箇所では堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。特に、湛井堰下流左岸堤防の決壊では、影響は吉備津付近まで及び、井堰近郊だけで死者160人。この水害を契機に高梁川の堤防工事を計画、明治40年工事着手、大正14年に現在の堤防が築かれた。（総社市史、昭和町史、常盤村史、清音村史等から）
1934年（昭和9年）9月 （室戸台風）	9月20日から21日にかけて「室戸台風」が襲来し、県下の3大河川は氾濫して高梁川では特に中上流部で激甚な被害が発生した。富山村では県道（現国道）崩落、水内橋流出などの被害が出た。県下の死者145人、住家全壊4,696戸など（岡山県：昭和9年風水害史から）
1972年（昭和47年）6、7月 （通称47災害）	7月9日から13日の累計雨量は291.5ミリ、日最大116.5ミリ（13日）、1時間最大25ミリ。重傷2人、軽傷2人、全壊2棟、半壊2棟、床上浸水68戸、床下浸水150戸。（6、7月合計）豪雨で土砂災害。草田の堤防決壊、床上浸水約50戸。阿曾久米田川決壊等小川川氾濫。湛井合同堰下流部左岸大規模な洗掘、避難指示を一時検討。真備町小田川決壊。
1976年（昭和51年）9月	台風17号と前線により県南部で豪雨。市内では、8日から14日の累計雨量約450ミリ。小川川が各所で氾濫した。負傷者2人、半壊7棟、床上浸水102戸、床下浸水572戸。真備町小田川決壊。
2013年（平成25年）9月	台風17号及び前線による豪雨 日羽で大規模な土石流が発生。1棟全壊、1棟半壊。日羽の一部に避難勧告を発令。美袋で4日6時から9時までの3時間で57ミリの雨量を観測。
2018年（平成30年）7月 （西日本豪雨）	台風7号及び前線による豪雨（県下到大雨特別警報発表） 5日から降り出した雨は、6日深夜にピークを迎え、7日にかけて上流ダムの放流と相まって高梁川の水位が上昇。日羽観測所で最高水位13.12メートル。4日から7日までの総雨量は298ミリを観測し、草田で堤防決壊、作原で越水など大きな被害となった。特に下原では、アルミ工場の爆発による爆風と小田川の決壊に伴う浸水の二重の甚大な被害となった。死者10人（関連死を含む）、負傷者38人、住家被害は全壊84棟、半壊544棟、倉敷市真備町小田川及び支流決壊。全市に初の避難指示（緊急）を発令。

未曾有の大災害

（平成30年7月豪雨の爪痕）



- ① 作原
- ② 草田
- ③ 日羽・草田
- ④ 富原
- ⑤ 下原 爆発したアルミ工場

提供：岡山県消防防災航空隊



住民が把握している災害教訓を収集し、危険な箇所として掲載したハザードマップを作成・配布することにより、地区の災害教訓の伝承活動が促進された例（大分県日田市）

No. 8

経緯

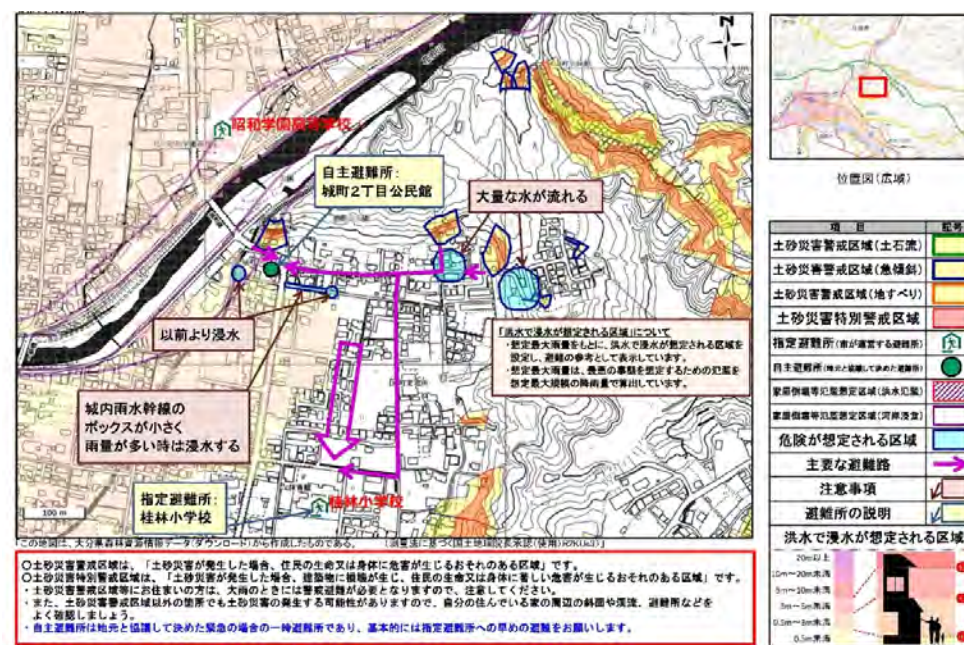
- 日田市は、住民に対して、居住地域で想定されている浸水や土砂災害のリスクについての認識を深めるとともに、指定緊急避難場所の確認など想定される災害に備えてもらうため、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成
- その後、同市では、平成24年九州北部豪雨など、近年洪水や土砂災害が複数回発生していることから、居住地域で想定される浸水や土砂災害のリスクについて住民の認識を更に深め、災害に備えてもらうため、ハザードマップを更新し、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの情報に加えて、住民が各々で把握している過去の被災箇所などの情報を掲載

取組内容

- 日田市は、土砂災害ハザードマップに、過去に浸水や土砂崩れが発生した場所や、指定避難所以外の地域において自主的に避難することとしている避難所等を記載。記載に当たっては、住民がイメージしやすいよう、「大量の水が流れる」「雨量が多い時は浸水する」などの具体的な記述や矢印、マーカーなどにより記載
 - 過去の浸水や土砂崩れに係る情報については、ハザードマップを作成する際、事前に自治会の会合などで収集
- ⇒ハザードマップが避難訓練など地区の防災活動に活用されるなど、地区で災害教訓が共有

市町村、参加者等からの意見

- 日田市は、ハザードマップを見た住民から「自宅周辺が浸水することを知らなかった」など、地域の災害リスクについて認識が深まったと思われる意見が聴かれたとしている。
- 日田市は、災害教訓が記載されたハザードマップが地区の防災活動に活用されるなどにより、地区全体で災害教訓が共有され、地区における災害教訓の伝承活動が促進されているとしている。



取組を行う上でのポイント

- ハザードマップに、居住地域周辺で過去に浸水したことがあるといった具体的な情報を併せて示すことで、災害リスクをよりイメージしてもらえる。
- 自治会の会合などの機会に、住民が把握している過去の被害箇所等の情報を聴取することで、効率的に地域における危険な場所を把握することができる。

経緯

- ・ 佐伯市米水津地区では、宝永地震（宝永4年（1707年））や安政南海地震（嘉永7年（1854年））に2度にわたり、南海トラフに起因する地震によって津波の被害を受けており、その教訓が伝承されている石碑や痕跡あり
- ・ 佐伯市は、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震でも、同市の津波の高さが県内で最も高く想定されていることから、大人だけでなくこどもたちも自分の命は自分で守ることができるようにするため、防災教育の重要性を認識
- ・ 防災教育として、「総合的な学習の時間」の中で、学年ごとに、学校周辺に潜む災害リスク、避難経路等を調査するフィールドワークや、地域の防災設備・取組に関する学習、指定避難所の備蓄倉庫の見学などを行っており、平成23年に民間事業者の寄贈によって建立された過去の津波による教訓を伝える石碑を活用して、更に防災教育を推進

取組内容

- ・ 児童は、宝永地震や安政南海地震による津波の教訓が記された自然災害伝承碑「大地震・大津波の碑」や、津波が到達したと思われる地点を表す表示がある石段がある養福寺を訪問
 - ・ 教師や住民から、宝永地震や安政南海地震による被害や当時の住民が取った避難行動などの解説を受け、伝承されている教訓について学習
- ⇒ 児童は、帰宅後、家族等に授業で学んだ災害教訓を伝え、避難経路や避難場所の確認などについて話し合いを実施



市町村、参加者等からの意見

- ・ 佐伯市は、参加した児童が、実際に津波が石碑のある場所まで到達したことや、同碑の辺り一面が湖のようになったという話を聞いて、毎回驚きの表情をしており、教室内ではなく現地に出向いての授業は、地域の災害リスクが自分事として児童の記憶に残るとしている。
- ・ 佐伯市は、防災教育で学んだ災害教訓を家族に話すなど、児童の家族への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

学校の教室で行う教科書やモニターによる映像による授業よりも、実際に現地に出向いて、自然災害伝承碑を見たり、地元の詳しい方から説明を受けたりすることは、児童にとって記憶に残る貴重な体験であると考えている。

経緯

- 東日本大震災後に地域のボランティアが中心となり、津波の恐ろしさ、津波からの身の守り方などをガイドする取組が開始され、平成24年4月1日から、一般社団法人宮古観光文化交流協会が「学ぶ防災ガイド」として実施
- 宮古市は、当該取組について、平成29年度から「学ぶ防災事業補助金」を交付（毎年度800万円）するとともに、同市のウェブサイト等での情報発信を実施

取組内容

- 宮古市は、三陸ジオパークのウェブサイトにおいて、「津波・防災」について学ぶことができる自然災害伝承碑の場所、災害教訓の内容等を掲載するとともに、同碑を活用した取組「学ぶ防災ガイド」を紹介
- 「学ぶ防災ガイド」では、自然災害の恐ろしさの認識と防災意識を高めることを目的に、東日本大震災の影響で甚大な被害を受けた田老地区の現状や当時の状況を、田老防潮堤（注1）や、たろう観光ホテル（注2）をコースとして、ガイドが町の状況、災禍の記録や教訓を紹介（コースの中には、上記自然災害伝承碑も含まれている。）

（注1）田老地区で整備されていた防潮堤であり、総延長2,433m、高さ10mあったが、東日本大震災の津波は当該防潮堤を越えて同地区に甚大な被害を及ぼした。

（注2）東日本大震災により6階建ての建物の4階まで浸水し、1・2階は完全に破壊されてしまった施設で、津波遺構として保存されている。

⇒住民が務めるガイドがコースを案内することにより、災害教訓を伝承

市町村、参加者等からの意見

- 宮古市は、利用者から「実際に津波被害を経験したガイドによる案内を聞くことにより、実体験に基づいたリアルな教訓を学ぶことができた」「実際に津波が来た時に、自分がどのような対応をすれば良いか、初動の重要さなどを学ぶことができた」との意見が聴かれたとしている。
- 宮古市は、ガイドツアーの取組を支援することによって、住民の災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- 「学ぶ防災ガイド」のコースの中に、自然災害伝承碑を含めることによって、参加者がより災害教訓に触れる機会を提供できている。
- ただの津波の教訓の伝承というのではなく、ジオパークとしての歴史や、防災教育の一環としての案内ができるよう、ガイドに「三陸ジオパーク認定ガイド」の資格を取ってもらい、ジオパークと一体となった活動をしている。

（自然災害伝承碑を見学している様子）



参考

（学ぶ防災ガイドのパンフレット（抜粋））



（田老防潮堤に上って見学している様子）



被災直後の田老



防潮堤での防災学習の様子

学ぶ防災の目的

学ぶ防災では、東日本大震災の影響で甚大な被害が出た田老地区の現状や当時の状況を、防潮堤に上ってご案内いたします。

災禍の記録や教訓を伝え、たろう観光ホテルに押し寄せる津波を上映するプログラムをご用意しております。

学ぶ防災を通じてより多くの人に自然災害の恐ろしさと防災意識を高めていただくことを目的として活動しております。

津波水位標記



経緯

- 土砂災害警戒区域の指定があった市町村は土砂災害に関する警戒避難体制の整備が求められる（※）ことから、群馬県は、当該市町村への支援策として、「住民主体の土砂災害警戒避難体制の構築の取組」を実施
（※）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条
- 群馬県としては、土砂災害による犠牲者を無くすには、ハード対策と併せてソフト対策が重要であり、実効性のある警戒避難体制にするためには、住民の主体的な参加が必要不可欠であるといった認識。
また、同県の防災事業に長年協力してもらっている片田 敏孝教授（東京大学大学院情報学環特任教授）の助言のもと実施

取組内容

- 土砂災害警戒区域を抱える地区の住民を対象として、住民懇談会をおおむね3回開催し、住民が自主避難計画を作成
- 群馬県は、本取組を推進するため、市町村向けの手引きの作成やファシリテーターとして住民懇談会を支援するコーディネーターの派遣などによる支援を実施

第1回

過去に土砂災害が発生した場所や避難開始の目安となる災害の前兆現象などを話し合い、それらを落とし込んだ防災マップを作成

第2回

地区内の比較的安全と思われる場所（緊急時の避難場所）と避難を開始するタイミング（緊急時の自主避難基準）を検討し、地区独自の避難方法を決定

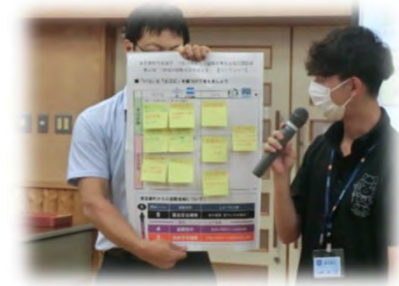
第3回

これまでに決めた避難方法等を、住民懇談会に参加していない人も含め住民に周知するため、「自主避難計画」として取りまとめ

⇒自主避難計画を踏まえた避難訓練が行われ、住民懇談会に不参加の住民も参加し、自主避難計画に記載された教訓が改めて共有

市町村、参加者等からの意見

- 群馬県は、取組を行った市町村から以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 令和元年東日本台風では、自主避難計画にまとめた過去の災害と同じことが実際に発生し、災害リスクを目に見える形にする大切さを改めて実感した。
 - ✓ 地区が主体性を持つようになり、定期的に訓練を開催したり、大雨の際の避難対応（避難所開設や運営）をとったりするようになった。
 - ✓ 取組を契機とし、自主防災組織が立ち上がった。
 - ✓ 自主避難計画を踏まえた訓練を行ったところ、当初参加予定は20人だったが、実際に60人以上参加しており、住民の防災への関心につながった。
- 群馬県は、自主避難計画の作成や避難訓練によって、地区の災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。



取組を行う上でのポイント

- 市町村職員が独自にこの取組を行えるよう、モデル地区で行った住民懇談会や避難訓練を運営するためのノウハウや住民懇談会で使用する各種ひな形のデータを提供している。
- 住民懇談会に当たっては、専門性や経験知が必要な場面もあるため、防災士等の専門家をファシリテーターとして活用することも一つの方法である。

参考

（自主避難計画の例）

保存版
令和2年2月作成

土砂災害を我がことと考える

長野原町
長野原区
自主避難計画

この自主避難計画は、「土砂災害から避難を考える会（仮称）」を通じて、区民をはじめとした有志の皆さんによって練られたものです。

データ放送での情報の取得手順
データ放送に対応しているテレビでは、**0**ボタンを押すことで、地震や避難に関する情報を確認することができます。

0ボタン
① NHK（NHKデジタル1ch）を視聴し、リモコンの**0**ボタンを選択
② 避難したい場所をリモコンで選択
③ 避難したい場所をリモコンで選択

【雨量を確認】
④ 雨量を確認
⑤ 雨量を確認
⑥ 雨量を確認

【避難情報を確認】
⑦ 避難情報を確認
⑧ 避難情報を確認
⑨ 避難情報を確認

【避難場所情報を確認】
⑩ 避難場所情報を確認
⑪ 避難場所情報を確認
⑫ 避難場所情報を確認

町の避難情報と警戒レベル

長野原町が発令する情報	主な行動	気象庁が発令する情報
避難勧告、避難指示（緊急）	4 全員避難	土砂災害警戒情報 など
避難準備・高齢者等避難開始	3 高齢者等避難	大雨警報 など

作成：長野原区の皆さま

監修：力：長野県、群馬県、群馬県土砂災害対策協議会
編集・印刷：アイ・デザイン・エー（長野県内99町）

いざというときのための自主避難ルール

町からの情報を待たず、自分の身は自分で守る姿勢が重要だ

1 日頃から全住民がしておくこと
・地域の危険箇所、避難経路を確認する
・いつでも避難できるように備えておく
・非常持ち出し品を準備しておく

2 雨が降ったら！まず、雨量を計測！
・異常な雨が降っていることを全住民に知らせる
・住民は、雨量計の読み取りを確認したら、雨量計の読み取りに基づき報告する
・区長は、雨量基準の報告を受け、周辺の様子を確認するように、雨量計の読み取りをもとに住民へ伝達するよう努める

3 大雨が降ったら！周辺の様子を確認！
・地域の異変を全住民に知らせる
・住民は、いつもと違う状況を見つけたら、雨量計の読み取りに基づき報告し、避難する
・区長は、集まった報告内容を、雨量計の読み取りに基づき、周辺の住民に自主避難を開始するよう、雨量計の読み取りをもとに伝達するよう努める

4 いつもと違う状況なら！自主避難を開始！
・周辺所に声をかけ合い避難する
・土砂災害警戒区域内にいる方は、自宅周辺の比較的安安全と見られる場所や場所へ避難する
・土砂災害警戒区域の外にいる方は、自宅を含めて、げけや沢から少しでも離れた場所の建築物の2階以上へ避難する

①警戒開始の雨量基準 この雨量になったら土砂災害に警戒する!!

連続雨量	80mm に達した場合
または	
時間雨量	20mm に達した場合

これは、一般的に土砂災害の危険性が高まると考えられている雨量です。自治体それぞれで日頃から雨量計を設置し、雨量の降り方と周辺の様子に注意しましょう。

カッパの形を利用して雨量計測の方法

②自主避難の基準 この状況のいずれかが確認されたら自主避難を開始する!!

1: 下に示すような土砂災害の予兆現象を1つでも確認した場合
2: 降り始めからの雨量が100mm以上に達した場合
3: 「警戒レベル3（相当）」や「警戒レベル4（相当）」が発表された場合

※長野原町から「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」が発令された場合も避難しましょう!

土砂災害の予兆現象 大雨の時はいつもと違う状況に注意する!!

がけ崩れの予兆現象
・がけに割れ目が見える
・がけから小石が落ちてくる
・がけから水が湧き出ている

土砂流の予兆現象
・山崩れがする
・急に川の流れが速くなり、濁りが混ざっている
・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる

地すべりの予兆現象
・地面にひび割れが見える
・斜面から水が湧き出す
・沢や井戸の水が濁る

その他の予兆現象
・地面、木の根のちぎれる音、岩の割れる音などがする
・もの盛ったような重い（崖土、下部の奥）がする
・小動物が異常行動（震など）をする など

区連絡網 地域の状況を全員で共有する!!

住民は、日頃から自治会を含め、区での連絡方法を確認しておいてください。

区長は、安全確保に情報を連絡することになります。いざというときには連絡が集中するため、連絡の役割分担なども考えておきましょう。

報告体制
住民 → 常会長 → 区長
区長 → 常会長 → 区民

情報共有体制
区民 → 常会長 → 区民
区民 → 常会長 → 区民

避難に関する情報の連絡先
長野原町総務課（TEL：82-2244（代））
消防団：第1分団

(自主避難計画に掲載されている防災マップの例)



経緯

- ・ 吉沢地区（※）は、多数の土砂災害警戒区域が点在し、災害リスクが高い地域
- ・ 平塚市は、吉沢地区自治会連合会から、災害時の避難経路を検討し地区防災計画を策定するため、地区内の危険箇所の確認・整理等を行う図上訓練を実施したいとの要望があり、同訓練の支援を実施
- ・ 同地区のめぐみが丘自治会から、図上訓練の実施に当たり、事前に現地を確認し、地区の危険箇所を把握しておきたいとの要望があったことから、平塚市と同自治会で防災まち歩きを実施

（※）吉沢地区には上吉沢、中吉沢、下吉沢、めぐみが丘の4自治会が所在し、4自治会が連合して吉沢地区自治会連合会を組織している。

取組内容

○防災まち歩き

- ・ 防災まち歩きは、地区自治会館から、指定緊急避難場所である小学校までの経路について、往路は最短経路を、復路は地区住民が考案した土砂災害警戒区域を避けた経路を往復
- ・ その道中で、危険箇所を確認するとともに、地区住民から過去の自然災害による被害箇所や前兆現象を聴取し、これらの情報を地区内で共有

○図上訓練

- ・ 吉沢地区自治会連合会を構成する4自治会に分かれ、各地区における危険箇所や過去の自然災害の被害状況、前兆現象について話し合い、白地図に整理し、指定緊急避難場所への安全な避難経路について検討

⇒作成した地図を基に4地区ごとの防災マニュアルを作成し地区内で共有

市町村、参加者等からの意見

- ・ 平塚市は、防災まち歩きの途中、住民から過去の風水害による被害状況を聞いた住民から「こうした被害があったことを初めて聞いた」といった声が聴かれたとしている。
- ・ 平塚市は、過去の風水害による被害箇所や前兆現象を記載した地図を作成する訓練を支援することで、各住民が把握していた災害教訓が地域内で共有されるなど、地区の災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。

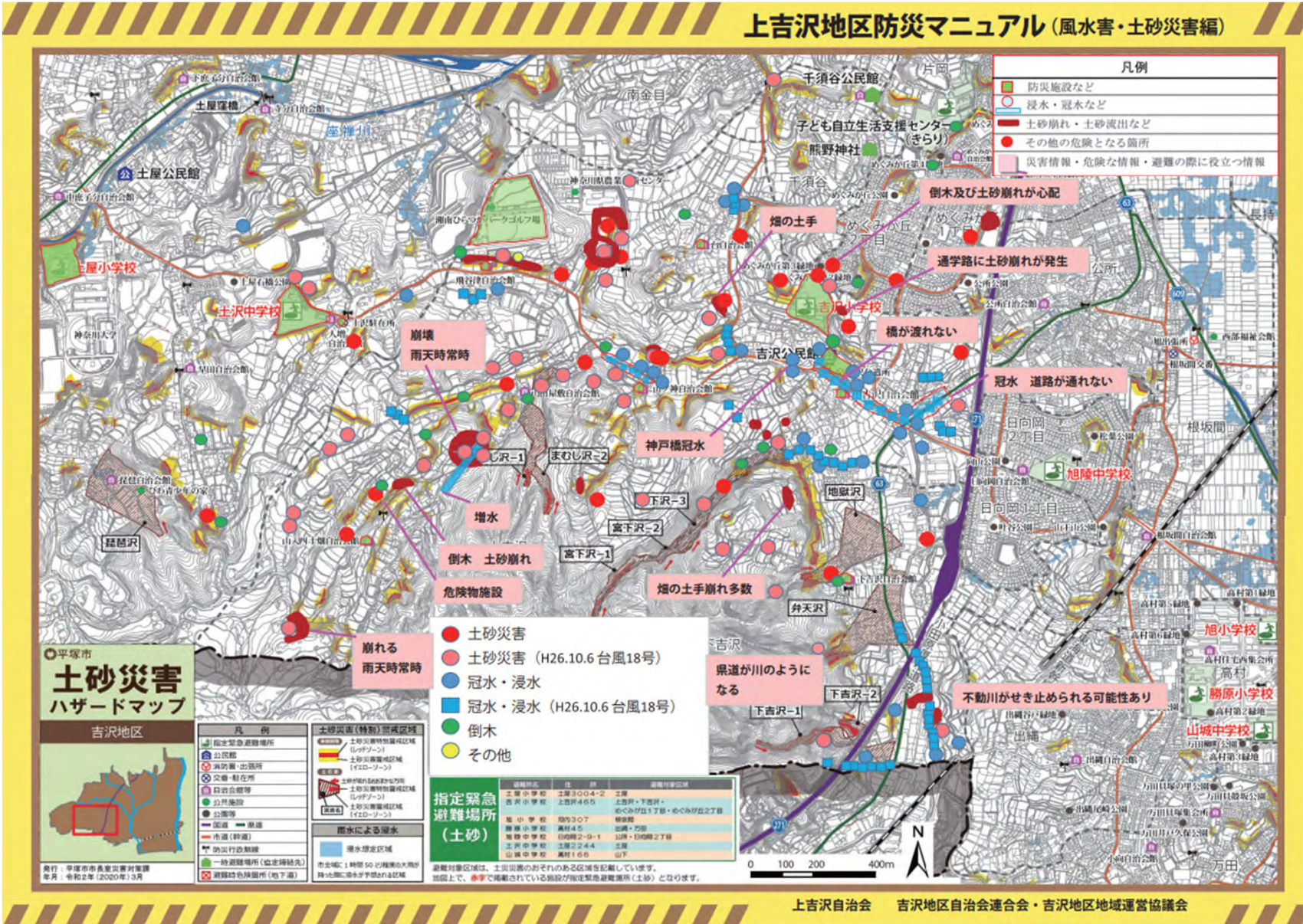
取組を行う上でのポイント

- ・ 市が作成したハザードマップを参考に、住民が防災マップを自ら作成することで、より防災意識の向上につながる。
- ・ 実際に、住民に話を聞くことで、過去の災害による被害など、市が把握することが困難な情報を把握することができた。



参考

(作成した地区の防災マニュアル)



経緯

- ・ 奈良県では、平成23年の紀伊半島大水害において、県南部で深層崩壊等の大規模な土砂災害による甚大な被害が発生したほか、過去には十津川大水害（明治22年（1889年））、伊勢湾台風（昭和34年）などによる大規模な土砂災害が何度も発生
- ・ 崖崩れや土石流、深層崩壊といった様々な土砂災害に対し、土砂災害による被害の防止に向けた住民による活動として、それぞれの地域における警戒避難体制の構築を進めることが必要と考え、取組を実施

取組内容

- ・ 奈良県は、県内市町村と連携し、自主防災組織等が取り組む地域防災マップ作りを支援する「土砂災害地域防災マップづくりワークショップ」を実施
 - ・ ワークショップでは、過去に土砂災害が発生した場所など地域の危険箇所を地図に書き込み、防災マップを作成するとともに、住民間で適切な避難ルートや避難先について協議
 - ・ ワークショップは、H26年度～R3年度にかけて12市町村31地区で延べ21回開催され、それぞれの地区において防災マップが作成されるとともに、地区の避難訓練で活用
- ⇒ワークショップに参加しなかった住民が避難訓練等に参加し、マップを見て地域の危険箇所を認識するなど、地区の災害教訓の更なる共有に寄与することが期待

取組を行う上でのポイント

- ・ 地域防災マップ作りの主役はあくまで自治会や自主防災組織であり、県や市町村の役割は資料準備や司会進行などの支援である。
- ・ ワークショップが活発に行われるよう、県では、各地域の災害特性や警戒避難を検討するための事前の情報収集（土砂災害に関する資料調査、斜面・溪流・対策施設の調査、地域における防災設備、防災意識の調査など）を行っており、適宜情報提供している。
- ・ 2時間程度で一通りのプログラムを行っているが、可能ならば講習、現地確認、マップ・タイムライン作成と数回に分けて行った方が望ましい。

市町村、参加者等からの意見

- ・ 奈良県は、ワークショップに参加した住民から「地区の集会や自主防災組織で、災害時の対応についての話合いや避難訓練などに活用していきたい」「防災マップに記載した危険箇所や避難先について、ワークショップに参加していない人とも話し合っていきたい」などの意見が聴かれたとしている。
- ・ 奈良県は、ワークショップにより災害教訓が参加者に共有されるとともに、作成された防災マップを活用した避難訓練によってワークショップに参加しなかった住民にも共有されることになり、地区の災害教訓の伝承活動が促進されることが期待できるとしている。



参考

（地域防災マップの作成イメージ）



手書きでの土砂災害地域防災マップ作成イメージ

経緯

- 五條市では、昭和57年台風第10号や紀伊半島大水害（平成23年）など大規模な水害が何度も発生しており、被災経験者や自然災害伝承碑を含む資料が多く存在。中には、住民の危機察知により人的被害がなかった教訓を伝える自然災害伝承碑あり

禍害復旧之碑

昭和57年8月4日未明 台風10号により この地に於いて山崩れがあり 幸い人身事故には至らず 各位のご尽力によりここに復旧をみた ふたたび災害の無きことを祈願し、この碑を建立する

▶住宅8棟全壊、13棟半壊などの被害を出したが、住民は早期避難により全員無事だった



- 昭和57年台風第10号や紀伊半島大水害の災害教訓を風化させないようにするとともに、住民の防災意識の向上を図るため、これらの教訓を伝承することが重要であることから、防災訓練等の際に自然災害伝承碑を活用

取組内容

- 五條市は、自主防災組織の防災訓練を支援する際に、住民の危機察知により人的被害がなかった事例として、禍害復旧之碑の教訓を紹介
- 自主防災組織や小・中学生など住民を対象とする防災講座の中で、禍害復旧之碑の教訓のほか、紀伊半島大水害の教訓を伝える警戒碑などの自然災害伝承碑を紹介

⇒自主防災組織による防災訓練等で災害教訓を伝承

取組を行う上でのポイント

- 昭和57年台風第10号以前の台風でも、多くの死者が出た地域がある一方、自主的な早期避難により人的被害がなかった教訓も残されている地域もあり、こうした教訓を地域で伝承していくことが重要である。
- 他の地域の災害であっても、住民の主体的な判断や行動によって、人的被害を軽減することができた事例を紹介することで、地域の災害リスクを「自分事」として捉えられるようになると考えられる。
- 自主防災組織など住民団体の協力を得ることにより、同団体の活動時に紹介するなど住民に災害教訓を伝える機会を増やすことができた。

市町村、参加者等からの意見

- 五條市は、住民から以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 防災訓練に参加している住民からは、「改めて声を掛け合いながら、速やかに避難することの大切さを認識した」「昭和57年のときのような早めの行動を心がけたい」といった意見が聴かれた。
 - ✓ 防災講座の参加者から、「最近各地で災害が起きているので、いつ起こっても良いよう備えていきたい」といった意見が聴かれた。
- 五條市は、地域の防災訓練等を支援することによって、自主防災組織による災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。

経緯

- ・ 平塚市は、令和5年に関東大震災100年を迎えるに当たり、新たな防災に係る普及啓発の取組を模索していたところ、自然災害伝承碑が市内で初めて地理院地図等に掲載されたことから、当該伝承碑の周知も兼ねて「防災さんぽ」を企画
- ・ 「防災さんぽ」では、以前から自主的に災害教訓を伝承する石碑や遺構、避難施設等を徒歩で巡る「防災まち歩き」を行っており、ノウハウの蓄積があった住民団体「ひらつか防災まちづくりの会」に、防災さんぽの先導・解説を担うガイド役を依頼

取組内容

- ・ 「防災さんぽ」は、市内の災害関連施設を徒歩で巡るガイドツアー型のまち歩きイベントであり、関東大震災の自然災害伝承碑「大震災歿死者供養塔」や遺構「陸軍架橋記念碑」を巡り、同会から同震災当時の写真などを用いて、これらの伝承内容や同震災の被害の状況などを解説
- ・ また、市が設置しているポンプ場や河川ライブカメラなどの防災設備を見学するとともに、市職員から、ハザードマップを活用した避難方法などを併せて説明
- ・ 当該イベントの最終的な目的地を地元の漁港に設定するなど、ふだん防災にあまり関心の高くない層の参加も意識したプログラム構成
⇒ 高齢者や家族連れ、若年層など、幅広い年齢層の住民約30名が参加し、これらの参加者に災害教訓が伝承



市町村、参加者等からの意見

- ・ 平塚市は、参加した住民からは、関東大震災の被害を受けた遺構に驚く様子が見られたり、「今まで知らなかった過去の災害を知る契機となった」といった意見が聴かれたとしている。
- ・ 平塚市は、観光的な要素を取り入れた「防災さんぽ」によって、ふだん防災に特化したイベントに参加しないような年齢層の住民にも参加してもらうことができ、災害教訓の伝承につながったとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 市の魅力を再発見するという観光的視点を取り入れることで、ふだん防災への関心が高くない年齢層の住民にも参加してもらうことができた。
- ・ 住民団体の協力を得ることで、防災に関する知見の高い地域の人的素材を効果的に活用でき、また、市が行う災害伝承活動の一部を住民に担ってもらうことにより、市の業務負担の軽減につながっている。

参考

（防災さんぽで巡る災害関連施設の例）

①陸軍築港記念碑

- 馬入橋の近くにある「陸軍築港記念碑」は、関東大震災で倒壊した橋りょうが、陸軍の工兵大隊により復旧されたことを称えています。
- 「③旧馬入川橋梁」では、当時被害を受けた橋脚の一部を見ることができます。

②馬入ポンプ場

台風等によって降水量が増えた場合や、河川の水位が上昇した場合は、自然流下で雨水の放流が出来なくなるため、ポンプ場で雨水をくみ上げて、大きな貯水槽を取り除いたのち、河川へ放流することで、市街地が浸水することを防止しています。

③旧馬入川橋梁

- 関東大震災によって馬入橋は、橋桁根の橋脚が上下線とも崩壊、転倒し、橋桁も落下しました。
- この時被害を受けた橋脚の一部が、現在も駐車場に点々と残されています。

④河川ライブカメラ

⑤津波ハザードマップ

⑥山ダム 放流監視所

④「ひらつか防災気象ウェブ」では、各河川の水位状況をライブカメラで確認することができます。

⑤「ひらつかわくわくマップ」では、各種ハザードマップを確認することができます。

津波ハザードマップと併せて、ひらつか防災気象ウェブの津波編（P.25～）を確認しておきましょう。

山ダムの放流を知るための施設です。

ナイレフやスピードカーが通った後、ダムの両側で水が溜まる可能性があるため、河原に下りないようにしましょう。

「自然災害伝承碑」とは、過去の地震や洪水、土砂災害などの自然災害が起きたことが記されている石碑やモニュメントのことで、地域住民に防災意識の啓発等を目的に国土地理院が愛称を定めています。

- 長瀬寺にある「大震災被災者供養地（たいしんさい おうししゃ くようち）」は、関東大震災で田須島村において、家屋が壊滅し60名余りの命が奪われたことなどを伝えています。
- 本市で初めて「自然災害伝承碑」として国土地理院に申請し、ウェブ地図「地震形地災」等で公開されました。

⑦関東大震災伝承碑（長瀬寺）

⑧関東大震災伝承碑（善性寺墓地）

- 善性寺墓地（平塚市幸町2-6）にある「大震災被災者各霊位（たいしんさい おうししゃ かくれい）」は、震災で亡くなった方を供養するため、7回忌となる昭和4年に建てられました。
- このような石碑が他の寺院にも見られることから、平塚市でも関東大震災による被害が大きかったことが想像できます。

経緯

- 鳥取市では、過去から度重なる千代川や袋川の洪水のほか、鳥取大地震（昭和18年）や鳥取大火（昭和27年）などによって、多大な被害を受けた歴史あり
- 住民が気軽に文化財に触れ、生涯に渡り愛護精神や郷土愛を培いながら、鳥取の歴史や文化を体系的に学ぶことができる鳥取市歴史博物館において、企画展で過去の災害に関する展示を行ったところ、反響が大きく、発行した図録もすぐに売り切れるなど、住民の災害に対する関心あり
- 令和3年度に鳥取市歴史博物館の常設展示室をリニューアルし、画像や映像中心の展示から実物資料中心の展示とするとともに、新たに過去の災害に係るコーナー「災害と復興」を設置

取組内容

- 「災害・復興」のコーナーは、過去の災害に関する資料として、当時の被害の様子や教訓を伝える石碑の写真、解説等が記載されているパネルのほか、水害対策として備えられていた揚船や浸水深が示されているプレートなどの実物資料などが展示
 - 鳥取市内の文化財の所在を示す地図が展示されており、文化財指定されていないものの、過去の水害の教訓を示すものとして、自然災害伝承碑「千代川改修碑」を掲載
- ⇒博物館を訪れた住民が展示を見て、災害教訓について学び、家族等に学んだ災害教訓を伝承



市町村、参加者等からの意見

- 鳥取市は、「災害・復興」のコーナーを見学した者から「鳥取市でこんなに災害が起きていると思わなかったので、備えていきたい」「洪水が起こったのは知っていたが、ここまで浸水したとは思わなかった」といった意見が聴かれたとしている。
- 鳥取市は、展示によって災害教訓を知り、関心を示している者がみられ、こうした住民が家族に災害教訓を話すなど、住民の家族等への災害教訓の伝承につながっているとしている。

取組を行う上でのポイント

- 展示に当たっては、浸水ラインを示すプレートを実際の高さに設置するなど、過去の災害による被害状況を体感できるよう意識した展示計画にした。
- 展示だけでなく、展示に伴うギャラリートークや講座などの普及活動も行っている。

経緯

- ・ 広川町では、安政南海地震（安政元年（1854年））による津波の際に、多くの村人の命を救った「稲むらの火」で知られる濱口梧陵の功績が語り継がれており、濱口梧陵の偉業と精神、教訓を学び受け継いでいくため、濱口梧陵記念館と津波防災教育センターから成る「稲むらの火の館」を運営
また、稲むらの火の館や濱口梧陵らが築いた広村堤防が、広川町において災害教訓の伝承のシンボルとして認識
- ・ 「広川町学校教育基本方針」で、濱口梧陵についての学習や稲むらの火の館の活用などを定めているなど、町として災害教訓を活用した学習に力を入れており、社会や理科などの教科学習、総合的な学習、特活での避難訓練、道德、地域行事など様々な機会を設けて学習を推進

取組内容

- ・ 町内の児童生徒は、毎年1～2回、稲むらの火の館を訪れ、稲むらの火や防災に係る知識などを学習
- ・ 小学校の総合的な学習では「ぼうさい探検隊」として、まち歩きを行い、過去に津波で浸水した場所などを確認し、防災マップを作成したり、自然災害伝承碑「濱口梧陵碑」がある神社に行き、宮司から当時の話を聞くなど、実際に地域に出向いて学習
- ・ 毎年、安政南海地震が起こった11月5日に、広川町が津浪祭を開催し、広村堤防の清掃や土盛り、感恩碑前での式典、廣八幡宮への避難訓練を行っており、児童生徒もこれらの行事に参加

⇒防災教育や行事等の支援により、町全体で世代を超えた災害教訓が伝承

（津浪祭）



市町村、参加者等からの意見

- ・ 広川町は、授業を受けた児童から「地震が起こったときには、梧陵さんのように周りに声をかけて避難したい」「家族といざ津波が起こったときにどうするか話し合いたい」といった感想が聴かれたとしている。
- ・ 広川町は、実際に大きな揺れが起こったときには、教室にいた児童生徒が反射的に机の下に隠れ、その後廣八幡宮に向けて避難するなど、町全体としての取組が防災意識の向上につながっているとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 単に防災知識を教えるだけでなく、教科学習や道德、総合的な時間など様々な機会を設けることで、より防災意識の向上につながるものと考えられる。
- ・ 避難訓練では、緊張感を持たせて取り組むことで、実際の場面により近い状況を作り出し、児童生徒への危機意識の向上につなげている。

参考

濱口 梧陵（1820年～1885年）



安政南海地震（安政元年（1854年））で津波が村を襲った時、稲むら（刈り取った稲わらを屋外に積み重ねたもの）に火をつけて村人を高台の廣八幡宮に誘導したと伝わる人物。

また、後の津波から村を守るために、私財を投じて堤防（広村堤防）を築いた。

昭和21年の昭和南海地震では、高さ4mの津波が襲ったが、居住地区の大部分は堤防によって守られ、被害は最小限に抑えられた。

（広村堤防）



（濱口梧陵碑（廣八幡宮内））



（稲むらの火祭り）



（※）濱口梧陵の活躍を後世に継承するため、稲むらの火祭り実行委員会が毎年実施

市町村による自然災害伝承碑を活用した支援例

事例 No.	分 類	市町村等名	件 名	ページ 番号
1	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	宮城県石巻市	防災教育の中で、児童生徒がまち歩きで把握した災害教訓等を基に地図を作成し、発表等することにより、家族や住民等への災害教訓の伝承が促進された例	68
2	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	群馬県千代田町	防災教育の中で、児童が自然災害伝承碑を訪れ、災害教訓について学習することにより、家族等への災害教訓の伝承が促進された例	70
3	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	岐阜県本巣市	地域学習の一環として児童生徒が自然災害伝承碑への献花式に参加することにより、住民有志が行っていた災害教訓の伝承活動が促進された例	71
4	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	三重県尾鷲市	防災学習やまち歩きイベントを通じて、児童生徒が過去の津波の教訓について学習することにより、家族への災害教訓の伝承が促進された例	72
5	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	三重県熊野市	防災教育の中で、児童生徒がまち歩きで地域の自然災害伝承碑を調べるなどして、過去の津波の教訓について学習している例	75
6	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	兵庫県西宮市	防災学習の一環としての震災集会や犠牲者の追悼献花の際に自然災害伝承碑を活用している例	77
7	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	岡山県総社市	ハザードマップの冊子に、過去の自然災害による被害状況などを掲載し、災害教訓を伝えることにより、自主防災組織等の災害教訓の伝承が促進された例	78

事例 No.	分 類	市町村等名	件 名	ページ 番号
8	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	広島県広島市	防災アプリの地図上で、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の情報と自然災害伝承碑を重ねて表示することができる例	80
9	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	大分県佐伯市	防災教育の中で、児童が津波の教訓が記された石碑を訪れ、教師や住民から解説を受けることにより、家族への災害教訓の伝承が促進された例	82
10	住民主体の活動の中で自然災害伝承碑を活用している例	岩手県宮古市	過去の被災状況や教訓を伝えるガイドツアーの取組を支援することで、住民による災害教訓の伝承活動が促進された例	83
11	住民主体の活動の中で自然災害伝承碑を活用している例	奈良県五條市	地域の防災訓練や出前講座を支援する際に、自然災害伝承碑の教訓を紹介することにより、自主防災組織等の災害教訓の伝承活動が促進された例	85
12	住民主体の活動の中で自然災害伝承碑を活用している例	広島県広島市	自主防災組織等による自然災害伝承碑等を巡る防災体験学習等を支援している例	86
13	住民団体の協力を得て自然災害伝承碑を活用している例	神奈川県平塚市	住民団体の協力を得て自然災害伝承碑などの災害関連施設を巡るまち歩きイベントを行うことにより、幅広い年齢層の参加者への災害教訓の伝承が促進された例	88
再掲	住民団体の協力を得て自然災害伝承碑を活用している例	岐阜県本巣市	地域学習の一環として児童生徒が自然災害伝承碑への献花式に参加することにより、住民有志が行っていた災害教訓の伝承活動が促進された例	71
14	住民団体の協力を得て自然災害伝承碑を活用している例	佐賀県太良町	学校地域連携コーディネーターを活用することにより、住民の協力を得て防災教育を実施し、自然災害伝承碑を見学するなどしている例	90

事例 No.	分 類	市町村等名	件 名	ページ 番号
15	他分野の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	茨城県常総市	サイクリングコースの中で、災害教訓について展示している施設や自然災害伝承碑を立ち寄りスポットにしている例	91
再掲	他分野の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	神奈川県平塚市	住民団体の協力を得て自然災害伝承碑などの災害関連施設を巡るまち歩きイベントを行うことにより、幅広い年齢層の参加者への災害教訓の伝承が促進された例	88
16	他分野の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	岡山県倉敷市	サイクリングコースとして、災害時に一時避難所となる公園や自然災害伝承碑などを巡るコースを設定している例	93

(注) 1 本表の支援例は、当省の調査において把握したものである。

2 支援例の詳細は、次のページ以降の事例表で紹介している。

3 事例表に掲載している資料や写真については、市町村等から提供されたものである。

4 事例表の「市町村、参加者等からの意見」欄は、住民の災害教訓の伝承活動が促進されたとする市町村等からの意見や、災害への関心や防災意識の向上につながったとする住民からの意見等を、市町村等から聴取し、記載したものである。

5 事例表の「取組を行う上でのポイント」欄は、他の市町村等が事例表の支援例を参考として同様の支援を効果的に実施する上でのポイント（留意点、工夫した点、苦労した点など）を、市町村等から聴取し、記載したものである。

経緯

- 石巻市は、平成23年の東日本大震災で甚大な被害を受けたことから、学校が安全・安心な場所として機能し、どのような状況下でも、児童生徒の命を守ることが最大の使命であることを再認識
- このため、児童生徒が自ら考えて行動し、自分の命を守れるようにするための教材として、防災教育副読本「未来へつなぐー大切な生命を守り、ともに生きるー（私たちは東日本大震災を忘れない）」を作成し、市内の小・中学校の全児童生徒に配布
- 副読本を活用した授業の一環として、児童生徒が東日本大震災からの復興や防災に関心を持ち続けるとともに、地域の良さや魅力を再発見するため、小・中学校で「復興・防災マップ」を作成する取組を推進

取組内容

- 児童生徒がまち歩きを行い、過去に津波の被害があった地域や避難場所のほか、過去の津波の教訓を伝える石碑（自然災害伝承碑を含む）などを確認。また、住民から東日本大震災当時の状況を聴き取り
 - まち歩きで収集した内容を基に「復興・防災マップ」を作成。「復興・防災マップ」は、家族や住民が集まる発表会等で発表・発信
- ⇒児童生徒が発表・発信することによって、児童生徒だけでなく、発表等を聞いた家族、住民等にも災害教訓が伝承

取組を行う上でのポイント

- 東日本大震災の教訓や復興の足跡を伝承するだけでなく、それまで気付かなかった地域の良さを再発見できる学習になるように心掛けている。
- 復興・防災マップの成果を発表させることで、児童生徒だけでなく、発表等を聞いた家族や住民等の防災意識の向上につながるものと考えている。
- どのように授業を行えば良いか悩む教員もいるため、授業を行う上で参考になるよう、授業の事例集を提供している。

市町村、参加者等からの意見

- 石巻市は、授業を行った教員や児童生徒から、以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 教員から「防災講話やまち歩きでの地域の方々との交流を通じて、こどもたちがより深く防災について学習することができ、地域の一員としての自覚を高めることができた」「東日本大震災だけでなく、過去の巨大地震や津波についても、石碑等を通して学ぶことができ、こどもたちが歴史や先人の知恵について理解を深めることができた」といった意見あり
 - ✓ 児童生徒からは「学校だけではなく家庭でも、どこが危険か確認したり、地震が起きたときにどう行動すれば良いか積極的に話し合ったりしていきたい」「自然災害はいつどこで起きるか分からないので、私たちが作ったマップで、少しでも皆さんの命を守ることができれば良い」といった意見あり
- 石巻市は、「復興・防災マップ」を作成し、発表・発信する学習によって、児童生徒の家族や住民等への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

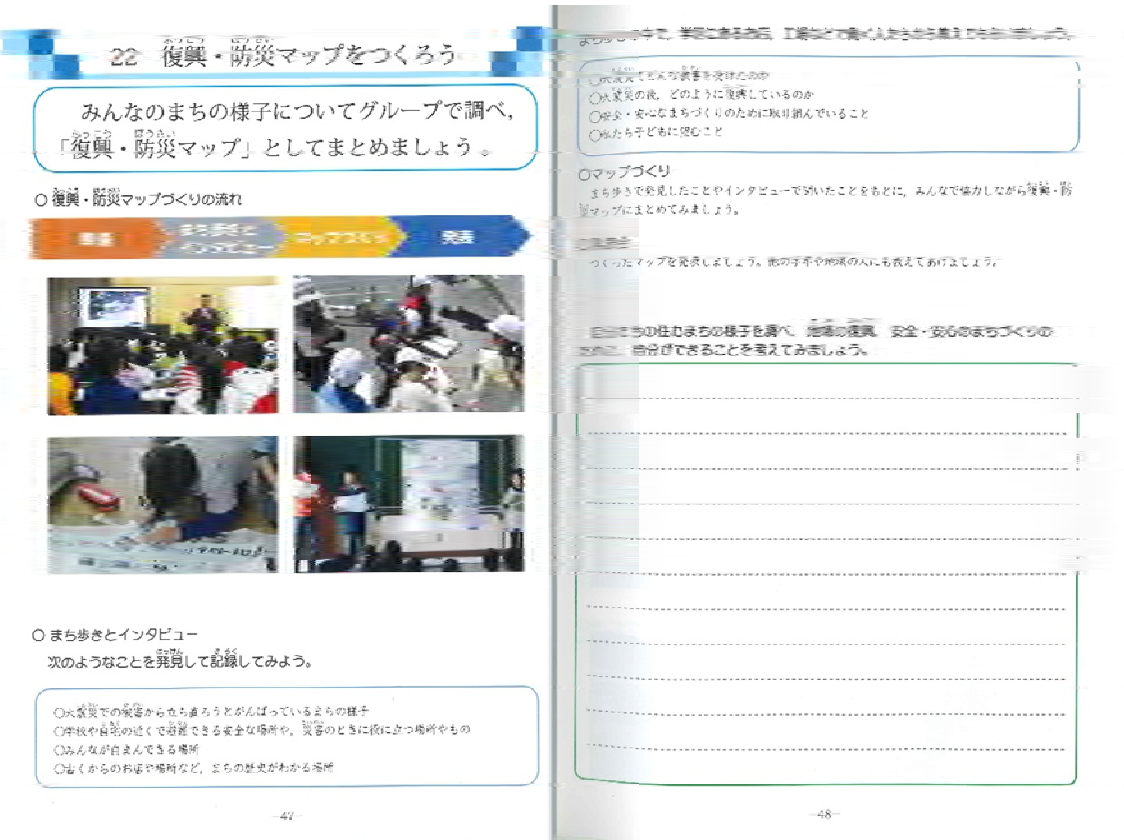
防災教育の中で、児童生徒がまち歩きで把握した災害教訓等を基に地図を作成し、発表等することにより、家族や住民等への災害教訓の伝承が促進された例（宮城県石巻市）

No. 1

参考

（防災教育副読本「未来へつなぐー大切な生命を守り、ともに生きるー（私たちは東日本大震災を忘れない）」）

（復興・防災マップの作成例）



防災教育の中で、児童が自然災害伝承碑を訪れ、災害教訓について学習することにより、No. 2 家族等への災害教訓の伝承が促進された例（群馬県千代田町）

経緯

- 千代田町は、度重なる利根川の洪水により大きな被害を受けており、災害教訓の伝承の重要性を認識
- 小学校3・4年生の社会科授業用の副読本「わたしたちの千代田町」（千代田町教育委員会）に、自然災害から暮らしを守るものとして、過去の洪水による被害や教訓を伝える自然災害伝承碑「水害記念碑」を掲載し、小学校の授業で、同碑を訪れ、災害教訓について学習することを推進

取組内容

- 千代田町は、小学4年生の社会科の防災教育で、副読本等を利用し、地域の過去の自然災害の被害者数、被害箇所などの被害状況を学習（座学）
 - 自然災害伝承碑が学校から歩いて行ける距離にある小学校では、座学で地域の過去の自然災害について学習することに加え、実際に自然災害伝承碑を見に行き、災害教訓を学習
- ⇒児童は、帰宅後、家族等に授業で学んだ災害教訓を伝え、避難経路や指定緊急避難場所の確認、平時の備えなどについて話し合いを実施

（副読本「わたしたちの千代田町」の抜粋）

洪水のひき

わたしたちの住む千代田町は、利根川と谷田川をはじめとする5つの川が流れる低い土地のため、長い間洪水になやまされてきました。

昔に起きた洪水のひきは、どんな様子なのでしょう。



「昔は、利根川のていぼうが何度も切れて、苦労したんだよ。」



「どんなひ害があったのかしら。」

○洪水
大雨などによって、川の氾濫がふえ、地帯まであふれること。



千代田町で起きた大洪水の様子（明治43年）



千代田町で起きた洪水のことが書かれている石碑

おじいさんの話

利根川のていぼうが切れるたびに、家は流され、田や畑は、どろでうまってしまったんだ。とくに明治43年（1910年）の大洪水では、死者14名、行方不明者28名、けが8名と多くのひ害にあったんだよ。



市町村、参加者等からの意見

- 千代田町は、児童から「住んでいるところの過去の災害を知ることにより、災害を自分事として考えることができた」といった意見が聴かれたとしている。
- 千代田町は、自然災害伝承碑を訪れるなど過去の災害教訓について学習することによって、児童の家族等への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- 座学で過去の災害を学ぶことに加え、自然災害伝承碑に足を運び、実際に災害があった場所を確認することにより、災害をより自分事として考えられるといった効果が期待できる。

経緯

- 明治24年（1891年）に、本巣市根尾を震源に濃尾地震が発生し、多くの犠牲があったことから、住民有志により、毎年、自然災害伝承碑「濃尾震災横死者の碑」での献花式を実施
- 本巣市は、同地震発生から130年目を機会に、例年以上に同地震についてこどもたちに考えさせ、「自分の身は自分で守る」ことを身に付けさせるため、根尾小学校・中学校（2022年4月1日に統合して現在は義務教育学校・根尾学園）の学習の一環として、自然災害伝承碑での献花式に参加

取組内容

- 本巣市は、校舎の近くに自然災害伝承碑「濃尾震災横死者の碑」があることを知らせ、同碑の清掃作業等を通して濃尾地震を身近なものとして考え、防災意識を高めることを目的に実施
 - 児童生徒は、同碑の前で公民館の館長による講話を聴き、濃尾地震について学習
 - 苔を落とししたり、付近の落ち葉を拾い集めたりするなど同碑を清掃
 - 住民有志で行われてきた献花式に参加し、住民が制作した竹灯籠に火をともし、一人ひとりが花を供え黙とう
- ⇒ 児童生徒が参加することにより、以前から住民有志が行ってきた災害教訓の伝承活動が活性化

市町村、参加者等からの意見

- 本巣市は、参加した児童生徒から「多くの人が犠牲になった地震の恐ろしさが分かり、できることをして災害に備えたい」「私たちが語り部となって、次の世代に引き継いでいきたい」といった意見が聴かれたとしている。
- 本巣市は、地元紙やテレビ等で報道され、実際に参加した児童生徒及び関係者だけでなく、それらの記事を読んだ人たちに対しても、波及効果として、災害教訓が伝承されたとしている。
- 本巣市は、地域学習として児童生徒が献花式に参加することにより、住民有志で行われている災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。



取組を行う上でのポイント

- 以前から献花式を行ってきた住民の協力を得て、児童生徒が参加することで、学校での授業だけでは経験できない貴重な体験ができ、児童生徒はもちろん、住民にとっても印象深いものとなっている。
- 学校の近くの自然災害伝承碑に実際に足を運んで清掃を行うことなどにより、災害を身近なものとして考えるきっかけが作れた。

経緯

- ・ 尾鷲市は、津波の波高が大きくなりやすいリアス式海岸があり、昭和東南海地震（昭和19年）など、地震・津波によってたびたび大きな被害が発生しており、今後も南海トラフ地震等の大規模な地震・津波による被害が想定
- ・ 東日本大震災後、災害に備えることの大切さが再認識され、防災教育に積極的に取り組んでいる一方、時間の経過と共にその記憶が薄れつつある中、学校・家庭・地域が連携し、過去の災害を知らないこどもたちに体験を語り伝え、考えさせ、自らの命を守るための術を身に付けさせることが大切と認識し、参加型の防災教育を推進

取組内容

- ・ 尾鷲市は、市内の小・中学校で、防災教育の一環として、過去の地震・津波に係る写真・映像を見て気付いたことを話し合う「まちたんけん」を行い、危険な場所や津波の教訓を伝える石碑を確認する、家族や住民から話を聴くなどにより、地域の災害教訓を学習
 - ・ 市内の児童を対象に、市の歴史を知ってもらうため、住民団体の協力を得て、参加者が市内のチェックポイントを巡り、ポイントを稼いで点数を競うイベント「いきいき尾鷲っ子まちロゲ」を実施。チェックポイントには、自然災害伝承碑「津波供養碑」も設定
- ⇒ 児童生徒は、帰宅後、学んだ災害教訓を家族に話し、住んでいる地域の避難場所等についての話し合いを実施

市町村、参加者等からの意見

- ・ 尾鷲市は、児童生徒から以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 児童生徒から「今まで知らなかった危険な場所などを探検しながら楽しく学べた」といった意見あり
 - ✓ 住民団体から「歴史を学ぶだけではなく、町を実際に歩くことによりいざという時にこどもたちの役に立つのではないか」といった意見あり
- ・ 尾鷲市は、学んだ災害教訓を家族に話すなど、児童生徒の家族等への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 学校関係者向けに「津波防災教育の手引き」を作成し、それぞれ学年や教科を通じて、地震・津波の仕組みや備え、災害教訓などの防災について学習できるよう、授業計画案や教材を紹介した。
- ・ 実際に自然災害伝承碑がある高台まで足を運ぶことで、自分たちが住んでいる町よりも高い場所まで津波が来たことや、ここまで津波が来たらどうなるのかをこどもたちに考えて欲しいという意図でチェックポイントを設置した。



参考

（いきいき尾鷲っ子まちロゲ）

いきいき尾鷲っ子 尾鷲まちロゲ

開催日 R4年5月29日（日） 予備日 6月5日（日）

講座名 それ行け！尾鷲探検隊～尾鷲まちロゲ～

講師 外遊びぶろじえくと！

集合場所 公民館 3F

参加する子どもたち 7人1組×6組（赤、青、黄色、緑、白、ピンク） 計42人

町中歩いてザックザック ポイント集めよう！ 町中にチェックポイントがたくさんあります。

時間内にどれだけ多くのポイントを集められるか、チームで作戦会議を開いて町へくりだしましょう！

絶対に行かなければいけないチェックポイントが9ヶ所、ボーナスポイントが4ヶ所あります。

チームで協力し合って、安全に楽しい時間を過ごしましょう！

7時30分 スタッフ集合
8時10分 受付開始
8時30分 講座開始、まちロゲ説明
8時45分 作戦会議
9時 出発
11時半 ゴール
12時 表彰式
12時15分 解散終了

チェックポイント 30カ所

6チームのリーダーにくじを引いてもらい、スタート後、最初に行かなければいけないチェックポイントを割り当てます。これにより同じチェックポイントに複数チームが行くことを防ぎます。（ポイントNo.①～⑥）

必ず行かないといけないチェックポイント9ヶ所

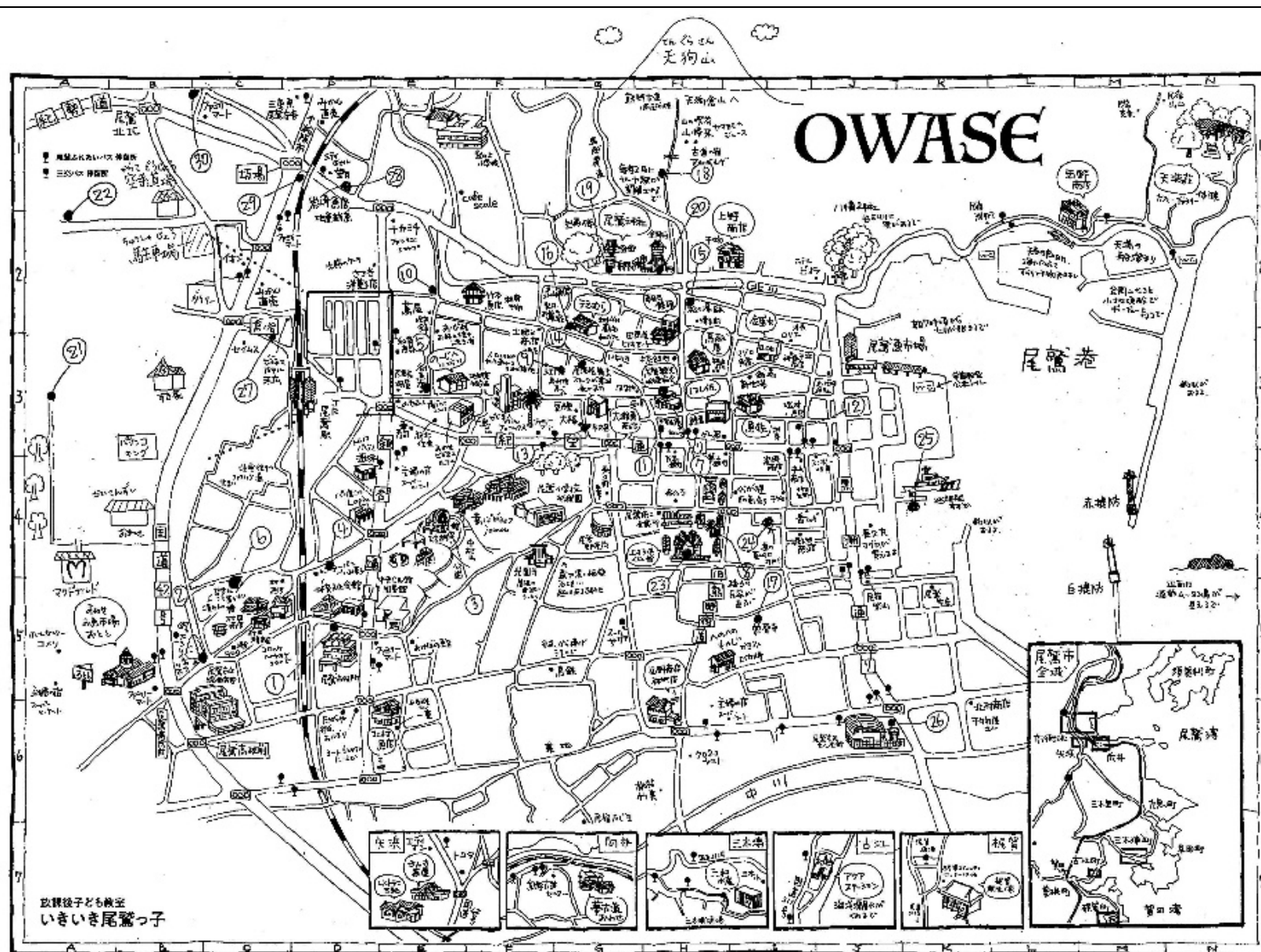
（希望の女神像、尾鷲病院前シシガキ、天文科学館望遠鏡、宮岡クリーニング、地下の井戸、白石墓地慰霊碑、観光物産協会、土井見世邸、ロマン座）



※ 赤い文字で書かれているチェックポイントは必ず回ってください。
※ 赤文字の「ト」がついているチェックポイントにはトイレがあります。

参考

（いきいき尾鷲っ子まちロゲ）



経緯

- ・ 熊野市では、昭和東南海地震（昭和19年）や安政南海地震（嘉永7年（1854年））など、何度も津波による被害を受けており、多くの災害教訓を伝える石碑（自然災害伝承碑を含む）あり
- ・ 東日本大震災後、教員向けの防災教育に関する学校防災対策推進研修会に力を入れており、避難所での過ごし方を考えるゲームや、防災をテーマにしたかるたなどで、こどもたちの考える力を養う方法等を防災教育に取り入れることを推進

取組内容

熊野市では、小・中学校の社会科や総合学習の防災教育の授業において、以下の取組を実施

- ・ 児童生徒がまち歩きをするなどして、自然災害伝承碑、高台への避難経路などを調べ、その結果を文化祭で発表
- ・ 昭和東南海地震の経験者を学校に招き、地域の過去の自然災害から教訓を得る機会として防災講話を実施。こどもたちに高台避難を呼びかけ、300人の命を救った森本福太郎の逸話などを紹介

市町村、参加者等からの意見

熊野市は、児童生徒から「この地域にも地震があったという事実を再確認したことで、災害に対する『備え』の大切さが分かった」「高齢者の方が多い地域なので、災害発生時には中学生として地域のためにできることを考え、行動していきたい」といった意見が聴かれたとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 教科書や写真・映像による学習だけでなく、まち歩きで実際に自然災害伝承碑や避難経路の確認、地域と連携した防災学習等を実施することで、より進んで避難する態度が身に付く。
- ・ 自然災害伝承碑の活用について、新たな取組を実施するのではなく、以前から実施されていた防災教育を利用することにより、職員の事務負担が少なく活用することができた。
- ・ 各校の防災担当者が参加する学校防災対策推進研修会において、各校の地理的、地域の実態に応じた防災対策、児童生徒の実態に応じた防災教育を推進するための研修を実施している。

（学校防災対策推進研修会の様子）



参考

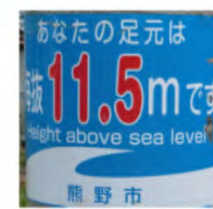
（児童生徒が発表会のために作成した資料（抜粋））



1944年の東南海地震の津波到達地点の碑



このような看板を見て・・・



早く、高く、もどらない

経緯

- 西宮市は、平成7年に淡路島北部を震源に阪神・淡路大震災が発生し、多くの犠牲があったことから、災害教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、犠牲者への追悼の場として「西宮震災記念公園」を整備
- 同公園内に、犠牲者の名前を刻んだ自然災害伝承碑「阪神・淡路大震災西宮市犠牲者追悼之碑」が設置されており、毎年1月17日に献花の配布及び追悼献花を実施
- 阪神・淡路大震災の教訓を風化させず、実践的な防災教育を推進するため、校園ごとに特色を持った教科授業や防災訓練などを実施

取組内容

- 神原小学校では、1月16日に防災学習の一環として、避難訓練が行われ、その後、全校児童は地域の方や家族に見守られながら徒歩で西宮震災記念公園に行き、震災集会を実施
- 震災集会では、自然災害伝承碑の前で黙祷、献花を行った後、児童が震災に対する自分の思いを語ったり、自主防災会の防災委員の話を聞いたりする時間を設定
- 西宮市は、1月17日に阪神・淡路大震災による犠牲者を追悼するため、遺族や住民が哀悼の気持ちをささげることができるよう同公園に記帳所を設置し、献花を用意

市町村、参加者等からの意見

- 西宮市は、児童等から以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 震災集会に参加した児童から「避難訓練では間に合わない時もあるので、これからはしっかりと練習したいです」「両親や、地域の方からの話を聞いて『命を大切にしないと』と思いました」といった意見あり
 - ✓ 追悼献花の参加者から「毎年実施されることにより、災害の被害やその教訓について思い出す良いきっかけとなっている」といった意見あり

取組を行う上でのポイント

- 防災学習の中で、自主防災会の協力で被災経験を話していただくことにより、学校の授業だけでは経験できない貴重な体験ができた。また、保護者にも参加してもらうことにより、親子で災害やその教訓について一緒に考える機会を作れた。
- 毎年1月17日に追悼献花を実施することにより、災害の被害やその教訓について考える良い機会となっている。



経緯

総社市は、平成30年7月豪雨災害で大きな被害を受けたことを踏まえ、住民に防災意識を高く持ってもらうとともに、身近なところで自然災害が起こり得ることを認識してもらうことが重要であると考え、日頃から自然災害に備えてもらうために、ハザードマップの冊子に、過去の自然災害に関する情報を新たに掲載

取組内容

- ・ 総社市は、ハザードマップの冊子に、明治時代以降に同市で発生し、大きな被害をもたらした水害・土砂災害の情報として、各災害の被害状況や写真のほか、過去の水害の教訓を伝える石碑（自然災害伝承碑を含む）や地蔵などの写真を掲載し、伝承内容を解説

⇒住民からの要望に応じて、自主防災組織等が行う出前講座の中で、ハザードマップの冊子を活用し、過去に市内外で起きた災害の教訓を伝承

- ・ 過去に災害が発生した場所の近隣にある小学校の課外授業（ふるさと探訪）の中で、ハザードマップの冊子を活用し、掲載されている自然災害伝承碑を学習

市町村、参加者等からの意見

- ・ 総社市は、出前講座の参加者が出前講座でハザードマップの冊子を見ることにより、住んでいる地域で実際にあった災害情報を知り、災害を自分事として考え、日頃の備えにつながることが期待できるとしている。
- ・ 総社市は、ハザードマップの冊子に災害教訓を掲載することによって、自主防災組織等による災害教訓の伝承が促進されたとしている。

（掲載されている自然災害伝承碑）



「水害犠牲者供養塔」

明治26年の水害時に亡くなった多くの人の霊を供養するために建立（井尻野瀬井）

取組を行う上でのポイント

- ・ 住民の防災意識を高めていくためには、住民がハザードマップを見て、地域で発生する可能性のある災害を確認し、併せて過去に起きた災害を知ることが効果的である。
- ・ 単にハザードマップを配布するだけでなく、出前講座などにより、住民がハザードマップを見る機会を増やすことも重要である。

参考

（総社市ハザードマップの冊子）

総社市の災害史

—— 災害を語り継ぎ、教訓とする ——

「天災は忘れたころにやって来る。」この言葉は、自然災害は以前の被害を忘れたころに再び起こるもの。何事も日頃から油断することなく備えておかねばいけないとの戒めです。**過去に起きた災害を未来へ語り継ぐこと、これも大切な防災です。**以下に明治時代以降で市内に大きな被害を及ぼした水害・土砂災害を掲げています。

年 月	主 な 被 害 状 況
1893年（明治26年）10月 （高梁川流域最大級の水害）	11日未明から降雨が続き、特に13日夜半から台風接近に伴い暴風雨となる。雨量のピークは14日正午前後。日美村、湛井堰下流（六本木）、池田村、清音村、三須村（十二ヶ郷用水）、秦村、神在村、川辺村など高梁川流域の多くの箇所では堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。特に、湛井堰下流左岸堤防の決壊では、影響は吉備津付近まで及び、井堰近郊だけで死者160人。この水害を契機に高梁川の堤防工事を計画、明治40年工事着手、大正14年に現在の堤防が築かれた。（総社市史、昭和町史、常盤村史、清音村史等から）
1934年（昭和9年）9月 （室戸台風）	9月20日から21日にかけて「室戸台風」が襲来し、県下の3大河川は氾濫して高梁川では特に中上流部で激甚な被害が発生した。富山村では県道（現国道）崩落、水内橋流出などの被害が出た。県下の死者145人、住家全壊4,696戸など（岡山県：昭和9年風水害史から）
1972年（昭和47年）6、7月 （通称47災害）	7月9日から13日の累計雨量は291.5ミリ、日最大116.5ミリ（13日）、1時間最大25ミリ。重傷2人、軽傷2人、全壊2棟、半壊2棟、床上浸水68戸、床下浸水150戸。（6、7月合計）豪雨で土砂災害。草田の堤防決壊、床上浸水約50戸。阿曾久米田川決壊等小河川氾濫。湛井合同堰下流部左岸大規模な洗掘、避難指示を一時検討。真備町小田川決壊。
1976年（昭和51年）9月	台風17号と前線により県南部で豪雨。市内では、8日から14日の累計雨量約450ミリ。小河川が各所で氾濫した。負傷者2人、半壊7棟、床上浸水102戸、床下浸水572戸。真備町小田川決壊。
2013年（平成25年）9月	台風17号及び前線による豪雨 日羽で大規模な土石流が発生。1棟全壊、1棟半壊。日羽の一部に避難勧告を発令。美袋で4日6時から9時までの3時間で57ミリの雨量を観測。
2018年（平成30年）7月 （西日本豪雨）	台風7号及び前線による豪雨（県下到大雨特別警報発表） 5日から降り出した雨は、6日深夜にピークを迎え、7日にかけて上流ダムの放流と相まって高梁川の水位が上昇。日羽観測所で最高水位13.12メートル。4日から7日までの総雨量は298ミリを観測し、草田で堤防決壊、作原で越水など大きな被害となった。特に下原では、アルミ工場の爆発による爆風と小田川の決壊に伴う浸水の二重の甚大な被害となった。死者10人（関連死を含む）、負傷者38人、住家被害は全壊84棟、半壊544棟、倉敷市真備町小田川及び支流決壊。全市に初の避難指示（緊急）を発令。

未曾有の大災害

（平成30年7月豪雨の爪痕）



- ① 作原
- ② 草田
- ③ 日羽・草田
- ④ 富原
- ⑤ 下原 爆発したアルミ工場

提供：岡山県消防防災航空隊



経緯

- 広島市は、市民等に災害が発生する前に適切な避難行動を行ってもらうことを目的として、防災アプリ「ひろしま避難誘導アプリ『避難所へGo!』」を令和2年6月から運用
- 防災アプリは、災害時の避難支援（避難指示等の発令時に最寄りの開設している指定緊急避難場所へのルートを案内）、危険な区域の確認（土砂災害警戒区域や洪水、津波、高潮による浸水が想定されている区域を地図上に表示）、各種防災情報の取得（避難情報（警戒レベル）や気象情報などを通知）等の機能あり
- 市内の水害碑（自然災害伝承碑を含む）に係る情報について、パンフレットやホームページで広報していたが、より多くの市民に知ってもらうため、新たな情報発信ツールである防災アプリへの掲載を開始

取組内容

- 防災アプリでは、地図上に水害碑（自然災害伝承碑を含む）の情報を掲載することができ、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの情報を重ねて表示可能
- 水害碑を選択すると、災害の発生年月日、死者数、建物被害、碑文内容が表示され、地域の過去の災害や災害教訓を知ることが可能

市町村、参加者等からの意見

広島市は、想定されている危険な区域の情報だけでなく、実際にあった災害情報が加わることにより、災害をより身近なものとして捉え、自分事として考えられるといった市民の防災意識の向上の効果を期待しているとしている。

取組を行う上でのポイント

- アプリ上で水害碑の情報として容易に識別できるよう、ピクトグラムを分かりやすいものに設定し、表示している。
- テキストだけでなく水害碑の写真を表示させることで、実際の水害碑を巡る体験等を行いやすくしている。



参考

（「ひろしま避難誘導アプリ『避難所へGo!』」で掲載されている水害碑情報の例）



< 避難所検索 水害記念碑



水害記念碑[洪水]

災害の発生年月日
1928年6月24日（昭和3年）

死者（人）
2

建物被害（戸・棟）
287

碑文内容
市街地にある品窮寺境内に氾濫した水が流れ、深さ約4尺（120cm）浸水したと刻まれている。

所在地
広島市安佐北区可部二丁目（品窮寺境内）

経緯

- 佐伯市米水津地区では、宝永地震（宝永4年（1707年））や安政南海地震（嘉永7年（1854年））に2度にわたり、南海トラフに起因する地震によって津波の被害を受けており、その教訓が伝承されている石碑や痕跡あり
- 佐伯市は、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震でも、同市の津波の高さが県内で最も高く想定されていることから、大人だけでなくこどもたちも自分の命は自分で守ることができるようにするため、防災教育の重要性を認識
- 防災教育として、「総合的な学習の時間」の中で、学年ごとに、学校周辺に潜む災害リスク、避難経路等を調査するフィールドワークや、地域の防災設備・取組に関する学習、指定避難所の備蓄倉庫の見学などを行っており、平成23年に民間事業者の寄贈によって建立された過去の津波による教訓を伝える石碑を活用して、更に防災教育を推進

取組内容

- 児童は、宝永地震や安政南海地震による津波の教訓が記された自然災害伝承碑「大地震・大津波の碑」や、津波が到達したと思われる地点を表す表示がある石段がある養福寺を訪問
 - 教師や住民から、宝永地震や安政南海地震による被害や当時の住民が取った避難行動などの解説を受け、伝承されている教訓について学習
- ⇒児童は、帰宅後、家族等に授業で学んだ災害教訓を伝え、避難経路や避難場所の確認などについて話し合いを実施



市町村、参加者等からの意見

- 佐伯市は、参加した児童が、実際に津波が石碑のある場所まで到達したことや、同碑の辺り一面が湖のようになったという話を聞いて、毎回驚きの表情をしており、教室内ではなく現地に出向いての授業は、地域の災害リスクが自分事として児童の記憶に残るとしている。
- 佐伯市は、防災教育で学んだ災害教訓を家族に話すなど、児童の家族への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

学校の教室で行う教科書やモニターによる映像による授業よりも、実際に現地に出向いて、自然災害伝承碑を見たり、地元の詳しい方から説明を受けたりすることは、児童にとって記憶に残る貴重な体験であると考えている。

経緯

- 東日本大震災後に地域のボランティアが中心となり、津波の恐ろしさ、津波からの身の守り方などをガイドする取組が開始され、平成24年4月1日から、一般社団法人宮古観光文化交流協会が「学ぶ防災ガイド」として実施
- 宮古市は、当該取組について、平成29年度から「学ぶ防災事業補助金」を交付（毎年度800万円）するとともに、同市のウェブサイト等での情報発信を実施

取組内容

- 宮古市は、三陸ジオパークのウェブサイトにおいて、「津波・防災」について学ぶことができる自然災害伝承碑の場所、災害教訓の内容等を掲載するとともに、同碑を活用した取組「学ぶ防災ガイド」を紹介
- 「学ぶ防災ガイド」では、自然災害の恐ろしさの認識と防災意識を高めることを目的に、東日本大震災の影響で甚大な被害を受けた田老地区の現状や当時の状況を、田老防潮堤（注1）や、たろう観光ホテル（注2）をコースとして、ガイドが町の状況、災禍の記録や教訓を紹介（コースの中には、上記自然災害伝承碑も含まれている。）

（注1）田老地区で整備されていた防潮堤であり、総延長2,433m、高さ10mあったが、東日本大震災の津波は当該防潮堤を越えて同地区に甚大な被害を及ぼした。

（注2）東日本大震災により6階建ての建物の4階まで浸水し、1・2階は完全に破壊されてしまった施設で、津波遺構として保存されている。

⇒住民が務めるガイドがコースを案内することにより、災害教訓を伝承

市町村、参加者等からの意見

- 宮古市は、利用者から「実際に津波被害を経験したガイドによる案内を聞くことにより、実体験に基づいたリアルな教訓を学ぶことができた」「実際に津波が来た時に、自分がどのような対応をすれば良いか、初動の重要さなどを学ぶことができた」との意見が聴かれたとしている。
- 宮古市は、ガイドツアーの取組を支援することによって、住民の災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- 「学ぶ防災ガイド」のコースの中に、自然災害伝承碑を含めることによって、参加者がより災害教訓に触れる機会を提供できている。
- ただの津波の教訓の伝承というのではなく、ジオパークとしての歴史や、防災教育の一環としての案内ができるよう、ガイドに「三陸ジオパーク認定ガイド」の資格を取ってもらい、ジオパークと一体となった活動をしている。

（自然災害伝承碑を見学している様子）



参考

（学ぶ防災ガイドのパンフレット（抜粋））

（田老防潮堤に上って見学している様子）



被災直後の田老



防潮堤での防災学習のようす

学ぶ防災の目的

学ぶ防災では、東日本大震災の影響で甚大な被害が出た田老地区の現状や当時の状況を、防潮堤に上ってご案内いたします。

災禍の記録や教訓を伝え、たろう観光ホテルに押し寄せる津波を上映するプログラムをご用意しております。

学ぶ防災を通じてより多くの人に自然災害の恐ろしさと防災意識を高めていただくことを目的として活動しております。

津波水位標記



経緯

- 五條市では、昭和57年台風第10号や紀伊半島大水害（平成23年）など大規模な水害が何度も発生しており、被災経験者や自然災害伝承碑を含む資料が多く存在。中には、住民の危機察知により人的被害がなかった教訓を伝える自然災害伝承碑あり

禍害復旧之碑

昭和57年8月4日未明 台風10号により この地に於いて山崩れがあり 幸い人身事故には至らず 各位のご尽力によりここに復旧をみた ふたたび災害の無きことを祈願し、この碑を建立する

▶住宅8棟全壊、13棟半壊などの被害を出したが、住民は早期避難により全員無事だった



- 昭和57年台風第10号や紀伊半島大水害の災害教訓を風化させないようにするとともに、住民の防災意識の向上を図るため、これらの教訓を伝承することが重要であることから、防災訓練等の際に自然災害伝承碑を活用

取組内容

- 五條市は、自主防災組織の防災訓練を支援する際に、住民の危機察知により人的被害がなかった事例として、禍害復旧之碑の教訓を紹介
- 自主防災組織や小・中学生など住民を対象とする防災講座の中で、禍害復旧之碑の教訓のほか、紀伊半島大水害の教訓を伝える警戒碑などの自然災害伝承碑を紹介

⇒自主防災組織による防災訓練等で災害教訓を伝承

取組を行う上でのポイント

- 昭和57年台風第10号以前の台風でも、多くの死者が出た地域がある一方、自主的な早期避難により人的被害がなかった教訓も残されている地域もあり、こうした教訓を地域で伝承していくことが重要である。
- 他の地域の災害であっても、住民の主体的な判断や行動によって、人的被害を軽減することができた事例を紹介することで、地域の災害リスクを「自分事」として捉えられるようになると考えられる。
- 自主防災組織など住民団体の協力を得ることにより、同団体の活動時に紹介するなど住民に災害教訓を伝える機会を増やすことができた。

市町村、参加者等からの意見

- 五條市は、住民から以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 防災訓練に参加している住民からは、「改めて声を掛け合いながら、速やかに避難することの大切さを認識した」「昭和57年のときのような早めの行動を心がけたい」といった意見が聴かれた。
 - ✓ 防災講座の参加者から、「最近各地で災害が起きているので、いつ起こっても良いよう備えていきたい」といった意見が聴かれた。
- 五條市は、地域の防災訓練等を支援することによって、自主防災組織による災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。

経緯

- 広島市では、地域の防災まちづくり活動の促進等を図るため、平成26年8月豪雨等の際に寄せられた寄付金を基に設置した「防災まちづくり基金」を活用して、自主防災組織の活動等を支援する防災まちづくり事業を実施。防災まちづくり事業のメニューとして、こどもを対象とした防災体験学習や地域が実施する防災訓練への補助などを実施
- 広島市は、広島大学が過去に発生した洪水や土石流の教訓等を伝える石碑（自然災害伝承碑等）を調べた論文を端緒として、自然災害伝承碑等の重要性を再認識し、石碑の所在や伝承内容を把握するための調査を実施。市民に地域の災害教訓を知ってもらい、防災意識の向上を図るため、市内の自然災害伝承碑の情報などを記載したリーフレットを作成

取組内容

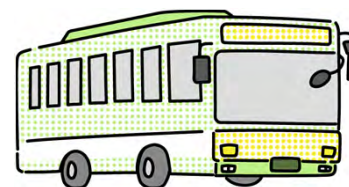
- 防災まちづくり事業のうち、こどもを対象とした防災体験学習（※）は、自主防災組織等の地域の団体がこどもたちを対象として、地域の自然災害伝承碑等を巡り、被災者の体験談を聞くなどの学習を行うものであり、市は、自然災害伝承碑等を巡るためのバスの借上げ費用を補助
※「防災体験学習」については、令和5年度から別メニューの「地域が実施する防災訓練に対する補助」に包含され、同メニューとして補助を実施している。
- 住民に災害教訓を知ってもらうため、自然災害伝承碑等の名称や所在地、被害状況、伝承内容等の情報を地図上に掲載したリーフレットを、自然災害伝承碑等を巡る際に配布

市町村、参加者等からの意見

- 広島市は、自然災害伝承碑等を巡る防災体験学習の参加者から、「水害碑を通じて、過去の災害から備えの重要性を学ぶことができた」「家族で避難の仕方を話し合おうと思った」などの声があり、防災意識が高まった様子がみられたとしている。
- 広島市は、リーフレットの作成により、分かりやすく自然災害伝承碑等の情報を発信することができ、テレビや新聞などで、市内の自然災害伝承碑等について取り上げられ、より多くの住民の防災への興味や関心につながったとしている。

取組を行う上でのポイント

- 親子で自然災害伝承碑等に足を運び、体験談を聞くことなどにより、災害を身近なものと認識してもらえ、また、その経験を家族で共有することで、より多くの人に防災について考えるきっかけが作れる。
- 自主防災組織等の地域の団体が行っている行事を支援することにより、自然災害伝承碑等を活用し、災害教訓を知る機会を市民等に提供することができる。



(水難碑巡りの様子)



「水害之碑」の説明を聞く様子

(リーフレット)



経緯

- ・ 平塚市は、令和5年に関東大震災100年を迎えるに当たり、新たな防災に係る普及啓発の取組を模索していたところ、自然災害伝承碑が市内で初めて地理院地図等に掲載されたことから、当該伝承碑の周知も兼ねて「防災さんぽ」を企画
- ・ 「防災さんぽ」では、以前から自主的に災害教訓を伝承する石碑や遺構、避難施設等を徒歩で巡る「防災まち歩き」を行っており、ノウハウの蓄積があった住民団体「ひらつか防災まちづくりの会」に、防災さんぽの先導・解説を担うガイド役を依頼

取組内容

- ・ 「防災さんぽ」は、市内の災害関連施設を徒歩で巡るガイドツアー型のまち歩きイベントであり、関東大震災の自然災害伝承碑「大震災犠死者供養塔」や遺構「陸軍架橋記念碑」を巡り、同会から同震災当時の写真などを用いて、これらの伝承内容や同震災の被害の状況などを解説
- ・ また、市が設置しているポンプ場や河川ライブカメラなどの防災設備を見学するとともに、市職員から、ハザードマップを活用した避難方法などを併せて説明
- ・ 当該イベントの最終的な目的地を地元の漁港に設定するなど、ふだん防災にあまり関心の高くない層の参加も意識したプログラム構成
⇒ 高齢者や家族連れ、若年層など、幅広い年齢層の住民約30名が参加し、これらの参加者に災害教訓が伝承



市町村、参加者等からの意見

- ・ 平塚市は、参加した住民からは、関東大震災の被害を受けた遺構に驚く様子が見られたり、「今まで知らなかった過去の災害を知る契機となった」といった意見が聴かれたとしている。
- ・ 平塚市は、観光的な要素を取り入れた「防災さんぽ」によって、ふだん防災に特化したイベントに参加しないような年齢層の住民にも参加してもらうことができ、災害教訓の伝承につながったとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 市の魅力を再発見するという観光的視点を取り入れることで、ふだん防災への関心が高くない年齢層の住民にも参加してもらうことができた。
- ・ 住民団体の協力を得ることで、防災に関する知見の高い地域の人的素材を効果的に活用でき、また、市が行う災害伝承活動の一部を住民に担ってもらうことにより、市の業務負担の軽減につながっている。

参考

（防災さんぽで巡る災害関連施設の例）

①陸軍架橋記念碑

- 馬入橋の近くにある「陸軍架橋記念碑」は、関東大震災で倒壊した橋りょうが、陸軍の工兵大隊により復旧されたことを称えています。
- 「③旧馬入川橋梁」では、当時被害を受けた橋脚の一部を見ることができます。

②馬入ポンプ場

台風等によって降水量が増えた場合や、河川の水位が上昇した場合は、自然流下で雨水の放流が出来なくなるため、ポンプ場で雨水をくみ上げて、大きな下水道を取り除いたのち、河川へ放流することで、市街地が浸水することを防止しています。

③旧馬入川橋梁

- 関東大震災によって馬入橋は、橋桁根の橋脚が上下線とも崩壊、転倒し、橋桁も落下しました。
- この時被害を受けた橋脚の一部が、現在も駐車場に点々と残されています。

④河川ライブカメラ

⑤津波ハザードマップ

⑥山ダム 放流監視所

④「ひらつか防災気象ウェブ」では、各河川の水位状況をライブカメラで確認することができます。

⑤「ひらつかわくわくマップ」では、各種ハザードマップを確認することができます。

津波ハザードマップと併せて、ひらつか防災気象ウェブの津波編（P.25～）を確認しておきましょう。

山ダムの放流を知るための施設です。

ナイレンやスピードカーが通った後、ダムの両側で水が溜まる可能性があるため、河原に下りないようにしましょう。

「自然災害伝承碑」とは、過去の地震や洪水、土砂災害などの自然災害が起きたことが記されている石碑やモニュメントのことで、地域住民に防災意識の啓発等を目的に国土地理院が愛称を定めています。

- 長瀬寺にある「大震災被災者供養地（たいしんさい おうしじや くようとう）」は、関東大震災で田須島村において、家屋が壊滅し60名余りの命が奪われたことなどを伝えています。
- 本市で初めて「自然災害伝承碑」として国土地理院に申請し、ウェブ地図「地震形地災」等で公開されました。

⑦関東大震災伝承碑（長瀬寺）

⑧関東大震災伝承碑（善性寺墓地）

- 善性寺墓地（平塚市幸町2-6）にある「大震災被災者各霊位（たいしんさい おうしじや かくれい）」は、震災で亡くなった方を供養するため、7回忌となる昭和4年に建てられました。
- このような石碑が他の寺院にも見られることから、平塚市でも関東大震災による被害が大きかったことが想像できます。

経緯

太良町では、昭和37年7月8日に起きた豪雨災害（7.8災害）によって、多大な被害を受けたことから、その災害教訓が風化しないよう、大浦小学校において毎年祈念集会を開催

取組内容

- ・ 太良町は、小・中学校で社会科の防災教育を実施するに当たり、学校地域連携コーディネーター（注）が、学習会で講話を行う被災経験者等を学校に紹介
（注）地域と学校の間に入り、地域の人材バンク名簿の作成・更新や授業や学校行事と地域をつなぎ、両者の活動を支援する役割
- ・ 大浦小学校では、社会科の防災教育として祈念集会を行い、被災経験者等による講演や被災者数等の被害状況や当時の様子が分かる写真の紹介により、7.8災害について学習
また、同小学校近くに建立された自然災害伝承碑「慰霊塔」「災害復興記念碑」についても紹介し、講演後に、児童が小学校の近くにある同碑を見学

（7.8災害により被害を受けた大浦小学校）



（祈念集会の様子）



市町村、参加者等からの意見

太良町は、教員や児童から「学校地域連携コーディネーターの紹介により、学習会などで被災経験者等から体験談を聴くことができた。住んでいる地域で実際にあった災害情報を知ることにより、自然災害を自分事として考えることができた」「児童が実際に自然災害伝承碑まで足を運び、説明を聴くことにより、ここで自然災害があったことをイメージできた」「災害が起こる前に避難場所を確認するなど、災害に備えたい」といった意見が聴かれたとしている。

取組を有効にするためのポイント

- ・ 学校地域連携コーディネーターを活用することにより、被災経験者等の住民の協力を得て防災教育を実施することができた。
- ・ 講話で聴いた被災経験に加え、自然災害伝承碑に足を運び、実際に自然災害があった場所を認識することにより、より自然災害を自分事として考えられるといった効果も期待できる。
- ・ 被災経験者といった地域住民の協力を得て、自然災害伝承碑の活用することにより、災害教訓を知る機会を町民等に提供することができている。

経緯

- ・ 常総市では、平成27年9月関東・東北豪雨災害で市内の堤防が決壊し、市域の約1/3が浸水し甚大な被害が発生
- ・ 「鬼怒川緊急対策プロジェクト+1」として災害復旧工事で整備した河川管理用通路をサイクリングロードとして活用
また、復旧工事に併せて、堤防上に同災害の教訓を伝える自然災害伝承碑「決壊の跡」や「水害復興の碑」を建立
- ・ 災害教訓を風化させず、常に水防災を意識する社会を再構築することを目指すため、地域交流センター（注）4階の一部のフロアを用いて、堤防が決壊した当時のVR映像等を体験できるARコンテンツや市の自然災害について学べるコーナーを設置

（注）1,100人収容のホール及び図書室と地域の歴史を紹介した展示室から成る施設として平成4年に開館

取組内容

- ・ 常総市は、堤防上の自然災害伝承碑をサイクリングコースの立ち寄りスポットとして設定し、同碑に刻まれた碑文を読んでもらえるよう休憩用ベンチを設置
- ・ 地域交流センターでは、自然災害について学べるコーナーの中に自然災害伝承碑の内容を同碑の写真と共に展示
- ・ 同センターをサイクリングロードの立ち寄りスポットとしてサイクリングマップに設定し、サイクルスタンドを設置

市町村、参加者等からの意見

- ・ 常総市は、市内外から多くの者が地域交流センターに来訪しているほか、平日休日に関わらずサイクリングコースの利用者数も増加しており、また、東京近郊におけるサイクリングコースとしての認知度も向上してきており、多くの利用者が過去の災害を知るきっかけになっているとしている。
- ・ 常総市は、利用者から「サイクリングをきっかけに、地域の災害や教訓を知ることができた」といった意見が聴かれたとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・ 地域交流センターで平成27年9月関東・東北豪雨についての展示や自然災害伝承碑の伝承内容の解説を読み、実際に同碑を見ることにより、より実感を持って受け止めてもらえる。
- ・ 自然災害伝承碑をスポットに設定するだけでなく、近くにベンチや案内看板を設置するなど利用者の目に触れやすくなるよう工夫した。



（地域交流センターの展示）



サイクリングマップ（常総市・下妻市）



決壊の跡

経緯

- 倉敷市真備地区では、平成30年7月豪雨災害によって小田川の堤防が決壊し、多数の家屋が浸水するなど甚大な被害が発生
- その後、徐々に復興が進み、地域の市民活動が回復する中、真備地区を訪れる人を増やすための復興まちづくりの一環として、サイクリングロードを設定し、災害からの復興状況や史跡・観光スポットを紹介した真備サイクリングマップを作成
- 真備地区をサイクリングで盛り上げようと、地域住民主体で、飲食店や観光スポットにサイクルスタンドを設置

取組内容

- 倉敷市は、サイクリングロードの一つとして、真備地区の復興の着実な歩みを実感するルートの「真備復興への軌跡」コースを設定
- 「真備復興への奇跡」コースは、平成30年7月豪雨災害の犠牲者を追悼し、災害の記憶を後世に伝える自然災害伝承碑「平成30年7月豪雨災害の碑」をスタート地点に設定
- 史跡・観光スポットには、周辺の堤防と同じ高さに線を引いている「オレンジライン」や災害時に一時避難所になる「まびふれあい公園」なども設定

市町村、参加者等からの意見

- 倉敷市は、市内外から多くの者が参加しているほか、休日におけるサイクリングコース利用者数も増加しており、多くの利用者に過去の災害を知るきっかけになっているとしている。
- 倉敷市は、利用者から「サイクリングをきっかけに、地域の災害教訓を知ることができた」といった意見が聴かれたとしている。
- 地元企業から「真備の復興に少しでも関心を持ってもらいたい」「サイクリストが真備のリピーターとなり、復興への架け橋になってくれることを期待する」などの声があった。

取組を行う上でのポイント

- サイクリングしながら、平成30年7月豪雨災害における被害の状況から復興までの過程を振り返ることで、過去の自然災害を身近に感じてもらえる。
- また、マップに、飲食店や観光名所を掲載することで、防災意識の向上だけでなく、真備地区の振興も期待できる。

「真備復興への軌跡」コース

小田川沿いに真備町を横断し整備状況を見る



① 平成30年7月豪雨災害の碑
令和元年7月に真備支所に建立された石碑。西日本豪雨災害の犠牲者を追悼し、災害の記憶を後世に伝える。



② オレンジライン
防災活動の一環として、井原線の橋脚や学校などに周辺の堤防と同じ高さの印をつけている。



③ 復興防災公園（仮称）※
災害時の防災拠点や一時避難所となり、平常時には防災教育の場や真備の魅力発信の場としても活用できる公園として整備中。



④ 行幸啓記念碑
平成30年9月に、現在の皇上皇后両陛下が西日本豪雨災害の御見舞いとして真備地区をご訪問されたことを記念した標柱。



⑤ まびふれあい公園
小田川沿い1kmに整備された公園。堤防に約260本の桜並木がある。公園フェンスの向こうに井原鉄道が走り、滑り台などの遊具もある。



⑥ 琴弾岩
唐で琴を学んだ吉備真備が、晩年に父祖の地に帰り、中秋の名月の夜にこの岩の上で琴を弾いたとの伝承がある。

※まびふれあい公園



参考

（真備サイクリングマップ）



※まきぶれあい公園

2 地区における住民アンケート調査結果

第 1 調査の概要

1 目的

住民が自然災害についてどのような考えを有しているかを把握するため、災害の記憶は年月の経過と共に風化することを踏まえ、大規模な洪水被害が大正初期に発生した A 地区と昭和 20 年代に発生した B 地区における住民（いずれも洪水の浸水想定区域内の住民）の過去の災害の認知状況や災害伝承の伝承活動についての認識等を把握する。

2 調査対象

大規模な洪水被害が大正初期に発生した A 地区と昭和 20 年代に発生した B 地区で、洪水浸水想定区域内に居住する世帯主（5,852 世帯）

3 調査時期

令和 5 年 3 月

4 調査方法

郵送（配達地域指定郵便）により調査票を配布し、その返送により回収

（※）調査票の印刷、配布、回収及び集計については、株式会社スピードリサーチに委託した。

5 回収結果

対象地区	配布数 (a)	有効回収数 (b)	回収率 (b/a)
A 地区	3,042 部	690 部	22.7%
B 地区	2,810 部	679 部	24.2%
合計	5,852 部	1,369 部	23.4%

（※）有効回収数は、回収数 1,375 部のうち記入内容に不備があった 6 部を除外している。

6 本調査結果の見方

(1) n は質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

(2) () 内の数値は、それぞれの n に対する比率であり、小数点第二位を四捨五入して算出したため、合計が 100%にならない場合がある。

第2 調査結果

1 回答者の属性

(1) 年代

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1, 369)
19 歳以下	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
20 歳代	20 (2.9%)	7 (1.0%)	27 (2.0%)
30 歳代	44 (6.4%)	40 (5.9%)	84 (6.1%)
40 歳代	81 (11.7%)	80 (11.8%)	161 (11.8%)
50 歳代	101 (14.6%)	120 (17.7%)	221 (16.1%)
60 歳代	166 (24.1%)	161 (23.7%)	327 (23.9%)
70 歳代	199 (28.8%)	188 (27.7%)	387 (28.3%)
80 歳代	71 (10.3%)	70 (10.3%)	141 (10.3%)
90 歳以降	6 (0.9%)	9 (1.3%)	15 (1.1%)
無回答	2 (0.3%)	4 (0.6%)	6 (0.4%)

(2) 居住年数

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1, 369)
5 年未満	86 (12.5%)	46 (6.8%)	132 (9.6%)
5 年以上 10 年未満	64 (9.3%)	30 (4.4%)	94 (6.9%)
10 年以上 20 年未満	82 (11.9%)	107 (15.8%)	189 (13.8%)
20 年以上 30 年未満	118 (17.1%)	125 (18.4%)	243 (17.8%)
30 年以上 40 歳未満	101 (14.6%)	77 (11.3%)	178 (13.0%)
40 年以上 50 年未満	100 (14.5%)	56 (8.2%)	156 (11.4%)
50 年以上 60 年未満	63 (9.1%)	67 (9.9%)	130 (9.5%)
60 年以上 70 年未満	40 (5.8%)	79 (11.6%)	119 (8.7%)
70 年以上 75 年未満	22 (3.2%)	47 (6.9%)	69 (5.0%)
75 年以上	12 (1.7%)	44 (6.5%)	56 (4.1%)
無回答	2 (0.3%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)

(3) 同居人数

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1, 369)
ひとり暮らし	157 (22.8%)	112 (16.5%)	269 (19.6%)
2 人	261 (37.8%)	260 (38.3%)	521 (38.1%)
3 人	126 (18.3%)	139 (20.5%)	265 (19.4%)
4 人	76 (11.0%)	106 (15.6%)	182 (13.3%)
5 人	46 (6.7%)	36 (5.3%)	82 (6.0%)
6 人以上	21 (3.0%)	22 (3.2%)	43 (3.1%)
無回答	3 (0.4%)	4 (0.6%)	7 (0.5%)

(4) 世帯構成

選択肢	A 地区 (n=530)	B 地区 (n=563)	合計 (n=1, 093)
夫婦のみ	203 (38.3%)	215 (38.2%)	418 (38.2%)
親子（そのほか親族が同居している場合も含む）	247 (46.6%)	275 (48.8%)	522 (47.8%)
三世代（そのほか親族が同居している場合も含む）	56 (10.6%)	55 (9.8%)	111 (10.2%)
兄弟姉妹など親族のみ	5 (0.9%)	7 (1.2%)	12 (1.1%)
その他	14 (2.6%)	9 (1.6%)	23 (2.1%)
無回答	5 (0.9%)	2 (0.4%)	7 (0.6%)

(注) 本設問は、上表「(3) 同居人数」で同居人数が2人以上と回答した者のみに尋ねている。

(5) 回答者自身の被災経験の有無（複数選択）

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
現在の居住地域で、被災した経験がある	63 (9.1%)	74 (10.9%)	137 (10.0%)
現在の居住地域以外で、被災した経験がある	100 (14.5%)	51 (7.5%)	151 (11.0%)
被災した経験はない	521 (75.5%)	545 (80.3%)	1,066 (77.9%)
無回答	9 (1.3%)	13 (1.9%)	22 (1.6%)

(6) 回答者の同居者の被災経験の有無（複数選択）

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
同居している方のうち、お住まいの地区で被災した経験のある方がいる	50 (7.2%)	68 (10.0%)	118 (8.6%)
同居している方のうち、お住まいの地区以外で被災した経験のある方がいる	50 (7.2%)	27 (4.0%)	77 (5.6%)
同居している方全員被災した経験はない	387 (56.1%)	429 (63.2%)	816 (59.6%)
わからない	30 (4.3%)	28 (4.1%)	58 (4.2%)
ひとり暮らし（同居している方はいない）	157 (22.8%)	112 (16.5%)	269 (19.6%)
無回答	17 (2.5%)	18 (2.7%)	35 (2.6%)

(7) 居住地区の地域コミュニティへの加入・所属の有無

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
加入・所属している	508 (73.6%)	450 (66.3%)	958 (70.0%)
加入・所属していない	174 (25.2%)	216 (31.8%)	390 (28.5%)
無回答	8 (1.2%)	13 (1.9%)	21 (1.5%)

(8) 近隣との関係

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
生活面で協力し合っている 人がある	93 (13.5%)	122 (18.0%)	215 (15.7%)
会えば話をする程度である	242 (35.1%)	246 (36.2%)	488 (35.6%)
会えばあいさつする程度で ある	278 (40.3%)	255 (37.6%)	533 (38.9%)
顔は知っている程度である	43 (6.2%)	29 (4.3%)	72 (5.3%)
まったく顔も知らない	28 (4.1%)	19 (2.8%)	47 (3.4%)
無回答	6 (0.9%)	8 (1.2%)	14 (1.0%)

2 住民の過去の災害の認知状況、災害教訓の伝承活動についての認識等

問1 あなたは、普段から、お住まいの地域で洪水が起きることを意識していますか。
あなたのお考えに最も近いものを一つ選んでください。(○は1つだけ)【全員】

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
常に意識している	154 (22.3%)	136 (20.0%)	290 (21.2%)
ある程度は意識している	375 (54.3%)	376 (55.4%)	751 (54.9%)
あまり意識していない	133 (19.3%)	137 (20.2%)	270 (19.7%)
まったく意識していない	20 (2.9%)	25 (3.7%)	45 (3.3%)
無回答	8 (1.2%)	5 (0.7%)	13 (0.9%)

問2 あなたは、洪水に備えて、どのような対策を行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

特に対策を行っていない場合は、「特に洪水に供えた対策は行っていない」を選んでください。【全員】

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
集中豪雨や台風が多い時期は、特に天気予報や気象状況を確認している	586 (84.9%)	583 (85.9%)	1,169 (85.4%)
停電に備えて懐中電灯を準備している	523 (75.8%)	538 (79.2%)	1,061 (77.5%)
救助を呼ぶためのホイッスルを準備している	65 (9.4%)	66 (9.7%)	131 (9.6%)
非常時の食料や飲料を準備している	229 (33.2%)	252 (37.1%)	481 (35.1%)
非常時の日用品を準備している	158 (22.9%)	166 (24.4%)	324 (23.7%)
すぐに避難できるよう、非常用持ち出しバッグの準備をしている	160 (23.2%)	128 (18.9%)	288 (21.0%)
家族や親しい人と安否確認方法を決めている	99 (14.3%)	104 (15.3%)	203 (14.8%)
お住まいから最寄りの「指定緊急避難場所」を確認している	314 (45.5%)	349 (51.4%)	663 (48.4%)
ハザードマップで、洪水が起きた際に想定されているご自宅付近の浸水の深さを確認している	267 (38.7%)	321 (47.3%)	588 (43.0%)
上記以外の洪水対策を行っている	21 (3.0%)	21 (3.1%)	42 (3.1%)
特に洪水に供えた対策は行っていない	50 (7.2%)	53 (7.8%)	103 (7.5%)
無回答	3 (0.4%)	1 (0.1%)	4 (0.3%)

問3 あなたは、お住まいの地域で起きた洪水（A地区にお住まいの方は大正初期の洪水、B地区にお住まいの方は昭和20年代の洪水）について知っていますか。

直接経験していなくても、写真、映像、資料、人づてなどで知っている場合も含めて、あてはまるものをすべて選んでください。（〇はいくつでも）【全員】

選択肢	A地区 (n=690)	B地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
何らかの情報を知っている（注）	126 (18.3%)	456 (67.2%)	582 (42.5%)
自然災害の名前を知っている	59 (8.6%)	421 (62.0%)	480 (35.1%)
いつ自然災害が起きたか知っている	35 (5.1%)	174 (25.6%)	209 (15.3%)
どの河川が氾濫したか知っている	69 (10.0%)	245 (36.1%)	314 (22.9%)
どのくらいの数の人が亡くなったのか知っている	3 (0.4%)	31 (4.6%)	34 (2.5%)
どのくらいの数の建物が被害を受けたのか知っている	10 (1.4%)	18 (2.7%)	28 (2.0%)
お住まいの地区が浸水したかどうか知っている	40 (5.8%)	173 (25.5%)	213 (15.6%)
当日の雨の降り方を知っている	8 (1.2%)	32 (4.7%)	40 (2.9%)
河川が氾濫した後のまちの光景を知っている	28 (4.1%)	69 (10.2%)	97 (7.1%)
自然災害から得られた教訓を知っている	11 (1.6%)	21 (3.1%)	32 (2.3%)
上記の選択肢のいずれも知らない	518 (75.1%)	193 (28.4%)	711 (51.9%)
無回答	46 (6.7%)	30 (4.4%)	76 (5.6%)

（注） 「何らかの情報を知っている」は、質問紙の選択肢として設定したものではなく、「上記の選択肢のいずれも知らない」以外の選択肢を一つ以上選択した者の数を記載している。

問 4 あなたは、お住まいの地域で起きた洪水（A 地区にお住まいの方は大正初期の洪水、B 地区にお住まいの方は昭和 20 年代の洪水）をどのような方法で知りましたか。あてはまるものをすべて選んでください。（〇はいくつでも）

選択肢	A 地区 (n=126)	B 地区 (n=456)	合計 (n=582)
実際に洪水を経験した	0 (0%)	47 (10.3%)	47 (8.1%)
家族や親戚から聞いた	39 (31.0%)	211 (46.3%)	250 (43.0%)
（家族や親戚以外で）同じ地区に住む方 や、友人など身近な人から聞いた	18 (14.3%)	77 (16.9%)	95 (16.3%)
慰霊式・追悼式で知った	2 (1.6%)	12 (2.6%)	14 (2.4%)
学校の授業で教わった	11 (8.7%)	73 (16.0%)	84 (14.4%)
お住まいの市の広報誌で知った	22 (17.5%)	60 (13.2%)	82 (14.1%)
行政機関（国・自治体）のホームページ で知った	7 (5.6%)	20 (4.4%)	27 (4.6%)
ハザードマップ・防災マップで知った	16 (12.7%)	42 (9.2%)	58 (10.0%)
自然災害の記録誌で知った	27 (21.4%)	48 (10.5%)	75 (12.9%)
防災イベント（防災訓練、講演会、パネ ル展）で知った	17 (13.5%)	37 (8.1%)	54 (9.3%)
洪水があったことを示す石碑・モニュメ ントで知った	14 (11.1%)	57 (12.5%)	71 (12.2%)
報道（新聞、テレビ、ラジオ）やインタ ーネット情報で知った	29 (23.0%)	137 (30.0%)	166 (28.5%)
その他の情報から知った	8 (6.3%)	8 (1.8%)	16 (2.7%)
覚えていない	12 (9.5%)	14 (3.1%)	26 (4.5%)
無回答	7 (5.6%)	6 (1.3%)	13 (2.2%)

問 5 過去にお住まいの地域で起きた自然災害に関する情報について、次のア、イの考え方があります。あなたのお考えに最も近いものは、次のうちどれですか。(○は1つだけ)【全員】 ア ハザードマップなどの客観的な予測情報が充実しているため、過去の自然災害に関する情報は、今後発生するおそれがある自然災害への備えや、実際に発生した時の避難の参考にはしない。 イ 客観的な予測情報のほか、過去の自然災害に関する情報も、今後発生するおそれがある自然災害への備えや、実際に発生した時の避難の参考にする。

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
アに近い	39 (5.7%)	21 (3.1%)	60 (4.4%)
どちらかと言えばアに近い	83 (12.0%)	84 (12.4%)	167 (12.2%)
どちらかと言えばイに近い	294 (42.6%)	286 (42.1%)	580 (42.4%)
イに近い	239 (34.6%)	247 (36.4%)	486 (35.5%)
無回答	35 (5.1%)	41 (6.0%)	76 (5.6%)

問 6 過去に起きた自然災害について、世代をこえて、より多くの人に知ってもらうためには、それぞれがどの程度取り組んでいくべきだと思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（それぞれに○は1つだけ）【全員】

ア 国の行政機関

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
積極的に担うべき	325 (47.1%)	322 (47.4%)	647 (47.3%)
ある程度担うべき	300 (43.5%)	298 (43.9%)	598 (43.7%)
あまり担う必要はない	29 (4.2%)	28 (4.1%)	57 (4.2%)
担う必要はない	7 (1.0%)	4 (0.6%)	11 (0.8%)
無回答	29 (4.2%)	27 (4.0%)	56 (4.1%)

イ お住まいの自治体

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1,369)
積極的に担うべき	412 (59.7%)	404 (59.5%)	816 (59.6%)
ある程度担うべき	233 (33.8%)	235 (34.6%)	468 (34.2%)
あまり担う必要はない	19 (2.8%)	16 (2.4%)	35 (2.6%)
担う必要はない	4 (0.6%)	4 (0.6%)	8 (0.6%)
無回答	22 (3.2%)	20 (2.9%)	42 (3.1%)

ウ 学校

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1, 369)
積極的に担うべき	214 (31.0%)	219 (32.3%)	433 (31.6%)
ある程度担うべき	338 (49.0%)	314 (46.2%)	652 (47.6%)
あまり担う必要はない	82 (11.9%)	81 (11.9%)	163 (11.9%)
担う必要はない	13 (1.9%)	12 (1.8%)	25 (1.8%)
無回答	43 (6.2%)	53 (7.8%)	96 (7.0%)

エ 地域コミュニティ（町内会など）

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1, 369)
積極的に担うべき	204 (29.6%)	197 (29.0%)	401 (29.3%)
ある程度担うべき	360 (52.2%)	363 (53.5%)	723 (52.8%)
あまり担う必要はない	87 (12.6%)	73 (10.8%)	160 (11.7%)
担う必要はない	12 (1.7%)	12 (1.8%)	24 (1.8%)
無回答	27 (3.9%)	34 (5.0%)	61 (4.5%)

オ 個人・家族

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1, 369)
積極的に担うべき	177 (25.7%)	184 (27.1%)	361 (26.4%)
ある程度担うべき	356 (51.6%)	363 (53.5%)	719 (52.5%)
あまり担う必要はない	109 (15.8%)	82 (12.1%)	191 (14.0%)
担う必要はない	14 (2.0%)	13 (1.9%)	27 (2.0%)
無回答	34 (4.9%)	37 (5.4%)	71 (5.2%)

カ 報道機関

選択肢	A 地区 (n=690)	B 地区 (n=679)	合計 (n=1, 369)
積極的に担うべき	357 (51.7%)	334 (49.2%)	691 (50.5%)
ある程度担うべき	253 (36.7%)	254 (37.4%)	507 (37.0%)
あまり担う必要はない	42 (6.1%)	48 (7.1%)	90 (6.6%)
担う必要はない	8 (1.2%)	12 (1.8%)	20 (1.5%)
無回答	30 (4.3%)	31 (4.6%)	61 (4.5%)